

平成 3 0 年度

飯 館 村 歳 入 歳 出
予算審査特別委員会記録

自 平成 30 年 3 月 12 日
至 平成 30 年 3 月 15 日

飯 館 村 議 会

平成30年3月12日

平成30年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）



平成30年3月12日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長 相 良 弘 君

副委員長 佐 藤 一 郎 君

委 員 佐 藤 八 郎 君

高 橋 孝 雄 君

渡 邊 計 君

長 正 利 一 君

高 橋 和 幸 君

佐 藤 健 太 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長 菅 野 典 雄

総務課長 愛 澤 伸 一

復興対策課長 中 川 喜 昭

飯野支所長 高 橋 正 文

健康福祉課長 齋 藤 修 一

教 育 課 長 村 山 宏 行

農業委員会

事務局長 石 井 秀 徳

副 村 長 門 馬 伸 市

住 民 課 長 細 川 亨

建 設 課 長 高 橋 祐 一

会計管理者 石 井 秀 徳

教 育 長 中 井 田 榮

生涯学習課長 藤 井 一 彦

選挙管理委員会

書記長 愛 澤 伸 一

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但 野 正 行 書 記 北 原 美 樹

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は8名です。

ただいまから平成30年度予算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

本特別委員会は、去る3月5日の本会議において付託をされました平成30年度飯舘村一般会計のほか5つの特別会計、合わせて6会計の予算について本日から審査を行います。

図らずも、私相良 弘が委員長を仰せつかりました。なお、副委員長に佐藤一郎委員が選任されました。重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨日で東日本大震災発生から丸7年となりました。これに起因する原発事故で村民は避難を余儀なくされ、ふるさとを離れての厳しい生活でありました。昨年3月31日に帰還困難区域の長泥行政区を除き避難指示解除がなされたものの、帰村者は約10%未満にとどまり、今なお収束しない原発事故によって、放射能汚染への不安と行政、東電への不信感を抱え、避難生活を送っております。多くの皆さんが帰村され、一日も早く普通の生活、村民それぞれの人生を歩めるよう、今まで以上に村民一人一人の復興に向けた取り組みが大事であります。帰村後の課題に対し、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思います。

このような中で、平成30年度予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理はもとより、日常生活の安全・安心、特に帰村と復興へ向けた事業の確保に一層の気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、平成30年度に実施する事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどのように調達し、村民のためにどのように使われていくのかを示したものであります。村としては村民の安全・安心を第一と捉えた予算の編成をしているものと思われませんが、ご承知のようにこのたびの予算は一般会計で約95億5,000万円で、震災前の予算規模の約2.5倍であります。学校再開に代表される大型プロジェクトが終了し、予算規模はピークから下降し、通常予算規模への移行期の初めとなります。平成32年度末に復興創生期間の一応の終期も迫る中、重要な予算であります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、本当に村民生活の安全・安心、さらには福祉の向上につながる予算であるかなどを確認する重要な委員会であります。

どうか委員各位におかれましては、この予算審査の意義を十分にご理解いただき、強い思いを持って審査に臨んでいただきますよう切にお願いするものであります。

なお、会議進行が円滑に進みますよう、特段のご協力お願いいたします。

また、村長を初め、各課長等の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができるようにご協力をお願いいたします。

それでは、平成30年度予算審査特別委員会に付託されました議案第10号「平成30年度飯館村一般会計予算」、議案11号「平成30年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第12号「平成30年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第13号「平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第14号「平成30年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第15号「平成30年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。
お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日から15日までの3日間といたします。この後、お手元に配付の説明順序及び予定時間のとおり、各課長等から担当する事務及び事業に係る予算等について説明を求め、2日目は議案第10号から議案第15号までの総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、事前をお願いいたしますが、各課等の説明の時間は限られておりますので、各課長等の説明に当たっては、新規事業や要点について特に説明をしていただき、若干の質疑時間を持ちたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりますので、予定時間前に終わられますようご協力お願いいたします。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） ここで暫時休憩します。

なお、説明員の皆様は一旦退席願います。

（午前9時08分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月12日

予算審査特別委員会委員長

相良 弘



平成30年3月14日

平成30年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）



平成30年3月14日、飯舘村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長 相 良 弘 君

副委員長 佐 藤 一 郎 君

委 員 佐 藤 八 郎 君

高 橋 孝 雄 君

渡 邊 計 君

長 正 利 一 君

高 橋 和 幸 君

佐 藤 健 太 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長 菅 野 典 雄

総 務 課 長 愛 澤 伸 一

復興対策課長 中 川 喜 昭

会 計 管 理 者 石 井 秀 徳

教 育 長 中 井 田 榮

生涯学習課長 藤 井 一 彦

選挙管理委員会
書 記 長 愛 澤 伸 一

副 村 長 門 馬 伸 市

住 民 課 長 細 川 亨

飯野支所長 高 橋 正 文

健康福祉課長 齊 藤 修 一

教 育 課 長 村 山 宏 行

農業委員会
事 務 局 長 石 井 秀 徳

◎職務のため出席したものの職氏名

事 務 局 長 但 野 正 行

書 記 北 原 美 樹

書 記 瀬 川 雅 幸

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は8名であります。これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は議題となりました平成30年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の予算に係るものであります。

委員の皆様には、長期にわたり避難を今も強いられている村民のことを念頭に置き、あわせて避難解除後の村での生活が安全で安心して送れ、何よりも村民の福祉向上のため効果的に財政運営が図られているか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただきますようお願いいたします。

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、特に質問の際は、予算書を初め予算説明資料等のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。また、重複した質問は極力されないようご配慮お願い申し上げます。答弁者におかれましても、私の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

それでは直ちに会議を開きます。

これから議案第10号から議案第15号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） おはようございます。

まず最初に、村税の固定資産の村民の納付、徴収内容と、今後、毎年この事故が起きてから2年後以降は、1年、1年、1年という区切りで村民にいろんな不安を持たせてきたので、できれば来年、再来年以降はどういうふうになっていくのかお知らせ願います。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問は、今後の固定資産税がどのように課税になっていくのかという質問だと思います。固定資産税は、平成29年度から30年度、31年度、32年度まで課税を減免するというようになっております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 固定資産そのものが村民にとって震災前と現状なりこれからなり変更あるんですけども、その状態というか、調査といいますか、そういうものはどのように進められ、実態に合った評価に定めるようにするのか伺っておきます。

住民課長（細川 亨君） 家屋の場合でございますと、土地も同じなんですけど、震災後4回ほど家屋に係る評価がえが入る。この評価がえが入ることによってどんどん評価が下がっていくということで、震災前からしますと30%から70%の減になっているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 事故になって、うちを建てる、建てない、解体する、そういう流れの中でうちを解体した場合、そこを更地にしておくと宅地課税になるというようなお話があ

って、その現状に合った実態に基づく賦課の仕方をしていくのかどうか。そのために、こういう事故があったんですから、今までの流れの中でなく、地目変更とかそういうものが容易にできるように要請したり、実態としてそういうふうになっているのかどうか。

住民課長（細川 亨君） 現状、全国统一されている部分でいきますと、宅地の場合はいくまでも宅地ということですからずっと続いていくと。長年宅地ではあったものの、風化が進んで誰がどう見てもこれは山林だと畑だというふうな状況になれば、それは登記の法務局でも担当税務のほうでも、畑、山林という評価になってくる時期が来るのかなという状況でございまして、今更地になったからどうこうという現況課税にはなかなかないのが宅地の状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 宅地も含め、今後、田を畑をそのような目的で利用しなくなる。今、課長が言うのには、すぐにはともかく、木が生えたり原野的に見た目がなれば変わっていくと言いますが、地目変更なり手続をきちんと踏まなくては変わらないのではないかなと思うんですけれども、その手続を踏む際に、今県や国に対して、今の制度のもとではないもっと簡素化された現況に合った方法なり提案なりしていってほしいのかどうか。実態としては、村民にとって使わないものは使わないようにしていただきたいと思うし、見込みがない土地は地目変更もしていきたいという声なんですけれども、その点はどのようにしていくのか。

住民課長（細川 亨君） なかなか難しい局面でありまして、いろいろと問い合わせしているところではあるんですが、全国どこの市町村に行っても、なかなか宅地からの畑あるいは雑種地、こちらのほうの現況への課税地目を移行するというのはなかなか難しい状況でございます。

村にとって、これに関してもっと簡素化とかいろいろ提案してきたのかということについては、こちらのほうはしておりませんで、今後どんな形ができるのか、なお調査しながらやっていきたいと思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 村長、対応する気はあるんですか。

村長（菅野典雄君） 今、課長がお話ししましたように、いわゆる全国统一なことがありますから、その中で今回この震災になったことによってというのが特別にできるのかどうか。結構台風だ、その他いっぱい災害がありますから、その都度その都度その地域だけが特別なことをしてくれという話が簡単にできるとは思ってはいません。ただ少なくともそういうのも、私自身だってやはり建物を壊してそこが宅地になっているところがいつまでも宅地という話もないなという気持ちもわかりますが、一方でそういう国全体としての規則、決まりがありますので、その中で考えていくということになろうと思います。

委員（佐藤八郎君） 台風災害、それはずっと永遠にあらうかなと、自然との対応とね。ただ、私どもの土地を含めうちも含め、放射能で被ばくしたわけですね。その放射能で被ばくした土地を台風や大雨と一緒にしていいのかどうか。1,000年に一度とも言われるあの事故が起きたときのマスコミや政府の見解からすれば大分ずれた発想で、もう少し私たちに寄り添った現況を確認して、現況に合ったようなことに変えられるような、そういう方法を具体的に求めるべきではないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 津波でなったところがということとこの原発のところとどうなりますか、聞いてみる価値はあると思いますから聞いてあげたいと思いますが、現実そこに現況があるわけでありますから、やはり宅地は宅地と当分の間はなってくるのではないかなと思います。

委員（佐藤八郎君） 確認しておきます。聞いてはみるけれども、村民の声に応える要望はしないということですか。

村長（菅野典雄君） 聞いてはみるというのは要望だと思います。その結果、どういう形の答えが出てくるかは今のところ私らとしてはなかなか厳しいのではないかとこのところですが、聞いてはみたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 県補助金である再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金ですか、2,038万8,000円とあるんですけども、内容は桶地内の団地集会所への太陽光の設置という説明がありましたけれども、具体的にはどのような内訳と、さらにそこに設置した場合の売電収入やら、その集会所とのかかわりではどのようなものを考えておられるのか伺っておきます。

委員長（相良 弘君） 資料No.とページ数を言ってください。

委員（佐藤八郎君） 事業名を言っているからわかるでしょう。これの31ページの。

建設課 桶地内の集会所に係る太陽光発電でございますが、こちらにつきましては、防災拠点支援ということの県の基金を活用して太陽光パネルを設置する計画で進めてございます。この内容としましては、まず災害に遭ってそこが防災拠点になった場合に、太陽光と蓄電池でもって防災拠点として電気を供給するというのが主な目的でございまして、これが県の基金の要綱によりますと、東北電力への売電ができないというようなものとなっております。一つの考え方としましては、県からの交付金でそういった利益が上がるようなことでの支出はなかなか難しいだろうというようなことでございまして、売電はできないものの、施設に関する防災を伴ったときの避難された人たちへ電気を供給する、もしくは実際に集会所として使われる際に発電した電力、もしくはその蓄電による電力の供給は可能というような事業でございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 今の説明だと、災害に遭ったときに電気として使ったり、蓄電しておいて利用すると。それのないときには上げてあるだけで東北電力は買ってくれないというお話で、日常的には集会所を使用したときの電気供給だというお話ですけども、2,000万円もの予算をかけてもったいない話でないかなと思うんですけども、東北電力は、売電能力はあるというふうに新聞報道で高々と報道されていますけれども、なぜ買わないのでしょうか。

建設課 こちらは、先ほども説明申し上げましたけれども、県の基金を活用しての事業ということでございまして、こちらの基金の活用で100%による事業の採択になる予定でございます。予算を計上した際には2,038万8,000円の予定でございましたが、その後の県の協議により、基金を支出する際のルールがありまして、そのような大きなパネルの設置はいかなものかというような今状況にございまして、今の予定ですと、6キロの計画になってございます。

さらに、売電でございますが、やはり県のほうとしましては、売電をすることによって利益につながるようなところでの基金の活用はふさわしくないというようなこともございまして、つくった電気は使っただけがいいんですけれども、その売電というものはふさわしくないというような指導でございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 福島県は、国の方針の再生可能エネルギーの推進に反対している立場なんでしょうか。では、この蓄電はどのぐらい、上げる太陽光の何カ月分なり、1年分蓄電できる施設になるんでしょうか。

建設課 6キロに相当する蓄電ということになります。この基金での活用としましては、二酸化炭素排出を削減するため、上位計画ですと、地球温暖化対策ということですね、そういった計画の目的を達成させる中での基金として防災拠点に対する太陽光を設置して、発電したものについては使う。さらには、災害のときには発電をして災害対応するという基金の目的だと認識してございます。

委員（佐藤八郎君） 蓄電量はどのぐらいあるの。

建設課 少しお時間をいただいて、調べさせていただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 37ページの県委託金の阿武隈高地畜産業クラスター事業、こちらの事業目的を伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの阿武隈高地畜産業クラスター事業、資料No.3の37ページ、あとこれの歳入であります3,800万7,000円、あと支出のほうの説明資料がNo.6の56ページ、個体一元管理システム実証事業ということで、委託料として3,800万7,000円というものであります。それで、委員会提出資料の8ページに基づいてご説明させていただきたいと思います。

ここにありますように、阿武隈高地畜産業クラスタープロジェクトということで、県の事業になっております。ここに大きな字で書いてありますが、県では今後の畜産の再開を目指すということで、特に阿武隈高地において震災前等はかなり多頭数を飼養していたということで、原発事故において大幅に減少したものを畜産業等々営農再開を図ることで、先端技術を活用した大規模繁殖用のモデル事業を構築するという目的で県で事業を組んでいるところでございます。

実は29年度にこの事業に取り組むということで予算化をしておりました。村内で畜産再開をする農家の方と県と協議をし、農家の方にこのような事業、実証事業であります。受け入れをしていただきながらモデル事業を実施するという運びになっております。ただ、再生加速化事業の畜舎の建設がおくれたということで、30年度で行うという形で、県、あとは農家の方とのご了解を得ているということであります。

内容的には、やはり50頭規模で今計画しておりますが、繁殖業上での家畜の牛の個体管理と、あとは監視の省力化を図るということで、今回の計画の中では、ここにありますように監視カメラを使って牛の状況を見るということと、あとは分娩関係であります。牛温恵を取りつけまして、それらがどんな状況になっているかという部分をスマホを使って農家の方に連絡が行くような形で、牛それぞれの管理をするというものであります。ここにありますが、ICTによる個体一元管理ということでございます。

想定スケジュールということで、下のほうにあります、ここで県単という中で個体一元管理システムの開発、システムの実証ということで、県の委託事業で、説明資料のほうでは個体一元管理システム実証事業という名前で計上させていただいたところがございます。

委託費の積算であります、大きくは牛温恵、カメラ監視の設置工事が3,400万円ほどかかるという見積りをいただいております。そのほかに、これらの事業を行う事務職員の雇い賃金、あとはその通信のシステム料とか、そういうものを含めまして3,800万7,000円ということで、これらについては県の積算に基づいて計上させていただいているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 50頭監視の全てを掌握するという、これは福島県の開発した個体システム活用ということで、県で開発するに当たって実証か何かされてきて、その成果があらわれたので実際に飯舘村の大倉でやってみようということなんでしょうか。県のやってきた成果といいますか、どんな内容だったんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） ある程度県で、監視カメラとあとは発情分娩監視等を行うことで、県でもいろいろ検討したと思うんですが、民間のいわゆる力をかりてそれらの技術を取り入れて県として民間と一緒に開発してきたと。今回、現地での実証を行うことで、阿武隈地域、畜産業、飯舘のほかにも葛尾、都路等もありますが、その中で飯舘村で50頭以上多頭飼いがあることで、今回県が飯舘村を選んでいただいたということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 課長は、県のやった成果の資料とかそういうものは勉強したり、資料としてはあるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 県のほうからこのご相談をいただいたときに、今までのその状況の資料等は送っていただきました。そのほかに、餌などもロボットで牛の前まで運ぶとか、そういう技術もあるという話を聞いておりますが、ただそこまではなかなか難しいかなということで、今回はその個体管理の部分を村としては選ばせていただいたということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） かかわる職員の雇用賃金も入っているということですが、この雇用の体系というか、どんな仕事をされて、その方はどのような方でどういうふうにその賃金が幾ら支払われて、社会保険やいろいろなふうになるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、この事業については委託事業でありますので、そういうノウハウを持ったところに委託と考えております。ですので、人件費等も積算の中に入っておりますが、委託事業の中で発注をしながらやっていきたいと。あと、雇用については請け負ったところでそれぞれお支払いをいただくという形になろうかと思いますが、金銭的にはそれほど高くないかなと思っております。

あと、事務的には、情報が来たものの整理とかそういうものを、県としても実証というふうに、どんなふうにデータが来るかとか、その個体の状況が確かにそうなのかという部分もあるかと思いますが、そういうデータ収集等の人件費という形になるかと思えます。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと、委託した会社が人を雇用して、どういうふうにするかはそちらの話だと。県で事務とかいろんな点では、そのノウハウがあるところに事務処理もということになるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　委託したから全て丸投げという部分でもありませんし、村が事業主体という形になります。先ほども言ったように、県が阿武隈地域なりあとよその地域での多頭、多く飼う畜産農家への今後の技術提案的な部分になるかと思いますので、実施に当たっては村も事業者であります、県と一緒にこの事業に取り組んでいくという形になりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君）　内容的には牛舎内で飼うことですね。カメラで生きているか管理できる範囲なんでしょう。なぜ申すかといいますと、飯館でも牛も馬も死んで、阿武隈山系相当いろんな死んだ牛がたくさんおりますので、今県の畜産協議会とか関係者と原因究明をここ5年ぐらいいやっていますけれども、どうしても放射能が落ちたことでの原因にしたくないので、延び延びとして結果がわかりませんけれども、まだ。そういう心配は牛舎内なのでないということですね。

復興対策課長（中川喜昭君）　畜産の再開につきましては、29年度から3件の農家が村内で飼育を始めております。それで、競りにも出した状況では何ら問題なく競りも通っているということでありまして、まずは村内で牛を飼う際に当たっては、28年度からその試験、実証という形で1年間県と一緒に入って、その畜産再開に向けていろんな調査等を行っております。まずは、畜舎関係の清掃なり、畜舎内での線量、あとはパドックがあればパドックの状況、あとパドックの周りの草が生えてしまうとあれだから防草シートを張るとか、飼育に当たってその放射性物質対策というものをきちんとやりながらやってきているということでもあります。

今回それらを踏まえて、3件の農家も村内で始まると思しますので、それらと同様に県の指導をいただきながら、あと指示をいただきながら今後の畜産再開に向けてもやっていきたいと。この一元化事業についても同様の取り組みをしていくという内容でございます。

委員（佐藤八郎君）　私が村民の声として聞いた、その3名ですか、牛が1頭か2頭死んだというお話を聞いたんですけれども、そういう経過はないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　1頭亡くなったといいますか、死んだと聞いております。その原因は、分娩時に手当等がおくれて間に合わなかったということで1頭は亡くなったという報告を受けております。あとそのほかについては、出産してから麻酔までに亡くなったとか、あとは母牛がそのまま死んだというような情報は聞いていないところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　県内でいろんな報道の中で、やっぱり分娩の前、後ろの関係でほとんど死んでいるんですね、牛、馬ね。馬は歩けなくて、最初に足の筋肉がやられて死んでいるんですけれども、筋肉が最初にやられるから。馬は歩けなければ死んだと同じですから、そういう実態があるんですけれども、そういうものには今のところはないということですね。

復興対策課長（中川喜昭君） 村内で死んだ牛については、先ほど言った分娩の時期ですね。

やはり、分娩するという、常にそばにいらればその状況がわかる。ただ、やっぱり離れて過ごしているという部分で手当てがくれたというのが要因だと聞いております。

そういう意味では、今回のこの一元化の個体の部分が、例えば離れた場所でもそこにスマホあたりに情報が入ってきて異常を知らせるとか、そういうものがあればそういうものがなくなるのかなと。あとは、やはり繁殖時期に状況を、種をつける時期を逃してしまうとやはり畜産農家にとっては痛手をこうむると。そういう意味では、この監視カメラ等、あとはそういう情報を受けるというシステムが今後必要なのかなと思っております。

厳しい状況だと思います、片や放射性物質云々という話もあります。それを全てクリアして村内で飼育をするということで、やはり畜産農家の方々にはかなりの負担がかかるかなと思いますが、ただ飯舘村の畜産の再開をやはり村としては上げていきたいということで、いろんな取り組みをしていきたいという思いがありますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 19ページ、公害対策及び河川等の水質検査事業で、この河川8カ所、沼4カ所ということでもありますけれども、具体的にどの資料に書いてありますか。書いてあればそれでいいんですけれども。

あとは、この委員というのはどんな方が選ばれて、どのような100回の調査、これは100回ではない。検査もどの頻度でやっていくのかまず伺いたい。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問は、検査をどのように実施していくのかということですが、委託業務でございます、こちらのほう水質検査手数料ということで河川については年2回、沼については年1回検査している。その中で、おとといの説明で放射能の検査は毎月1回と申しましたが、年1回の誤りでございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、公害対策の委員の部分でございますが、審議会委員については現在まだ選考しておりませんで、その公害が出た場合に数人任命委嘱しまして、その公害対策に当たるという部分でございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

建設課 先ほど、佐藤委員からご質問がありました桶地内の太陽光システムに係る蓄電器の容量でございますが、5.6キロワットアワーを現在想定してございます。以上でございます。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。（「いや、待って」の声あり）

委員（佐藤八郎君） これ、公害が起きてから選ぶって言ったの、今。審議会で任期中で誰か選んであるのではなかったのか。どういうふうになっているかわからないですけれども。

（「はっきりページ言って、聞こえないから」の声あり）河川、池・沼の水質検査、5ページ……。池・沼が2回、河川が1回って言ったんですか。

住民課長（細川 亨君） まず、第1点の委員のほうでございますが、こちらは定職で現在もあります。

あと、今、河川1回、沼2回という話ですが、河川は年に2回でございます。沼については年に1回と、こういふことで調査をしているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） ここに挙がらない河川、沼、ここに挙がらないものをやらなくても村全体の河川や沼のものは見られるということになって選ばれているのでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 今、資料の4ページですね、こちらのほうの図面がありますが、こちらの今検査はしております。この検査箇所を、箇所数がふえれば当然金額も変わってきますが、この箇所を変更することは可能でございます。

委員（佐藤八郎君） いや、要望があつたら変更するのかどうか聞いているのではなくて、このぐらいやれば村全体のことがわかるということでやっているのかどうかと、今言ってますから、申し出があればそのほかもやるのかどうか、池・沼も含め。

住民課長（細川 亨君） ごらんのとおり、箇所数が全部で12カ所あります。ここにはない水系の分もありますし、沼もどちらかといえば村の中央に寄っているということでございますから、箇所については検討の余地ありと、こういうことでございますから、その辺は平成30年度でできるような部分、場所、そういうところを検討していきたいと思ひます。

委員（佐藤八郎君） 検体を河川、池・沼からとってきて、その検体を乾燥させたり、どんな流れの中でどこで検査されて、それをずっと年間通してデータ化されて、飯舘の私たち村民なり関係するところに通知されているのか。今までもいらっしゃるんですけども、余りよく村民も知らない。どこかに資料はあるんですよ、ずっと検査を続けているわけですから。そういう流れは、放射線量が除染によって当初よりかなり下がったなんてばかり宣伝していますけれども、池・沼、河川がどれだけかなり本当に下がっているのかわかりませんが、もちろん前ははかっていた。いつからはかったのか。はかった変化、推移と、今回どのようにきちんとこういうやり方でやって皆さんに明らかにしていくかと。だんだん人が戻ってくるわけですから、戻った方々がすぐ隣の河川やら池・沼がどうなっているのかわからずして住む。わからずして住むというやり方を国も東電もやっているんですよ、見えない、におわないからということで。村までもまねして、わからないからってみんなに知らせないやり方は私はおかしいと思う。その辺ではどういうふうにされているのか。せっかく検査を続けているわけですから。

住民課長（細川 亨君） 報告ですが、こちらは県の相双地方振興局に報告しております、年報という形で出ております。ただ、この放射線の検査については、28年度と29年度、スタートが28年度だったものですから、まだ2カ年の分しかありません。その2カ年の経過ですが、どちらもこの検査の結果異常なしということでございますので、住民にも周知ということであればお知らせ版などで出していきたいとそうように思っております。

委員長（相良 弘君） そのほか意見ありませんか。質問する際は、簡潔・明瞭をお願いします。質問はありませんか。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

前年の予算から比べると半分ぐらいになったと、前年は学校とかスポーツ公園とかかなり大工事をやったわけで、短期間にやった教育長なり教育委員会の人たちには本当にお礼を申し上げたいと思っております。

では、質問に入らせていただきます。

8ページ、9款1項3目の18節のところですけども、トランシーバー12個ということ

ですけれども、20分団ありますけれども、長泥が動いていないということなので19分団だと思んですが、これ12個になった理由というのはどういう理由でしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 説明資料8ページの備品購入費でございます。トランシーバー12個ということで今回当初予算で計画しているところでございます。トランシーバー、火災の現場に行きまして、川から給水するポイント、それからポンプの位置、それから吐水口ということで3カ所でワンセットかなと考えておりまして、今回はその3台1組を4部に対して配付するというので、今回12個の計上をしているところでございます。

なお、今後入札等々で単価が下がればなお買い増しということも考えたいと思っております。今回12個買いますと、29年度に6台購入しておりまして、現在保有台数は18台ということになります。今後も、この当初予算では12台分ということでありましたけれども、今後なるべく早く各分団に配付できるよう計画的に整備してまいりたいと思います。

委員（渡邊 計君） 今、4分団のほうに行っているということですが、その4分団はどことどこかというのは今言えるのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 現時点での想定ということでお話させてもらえれば、第1分団の第1部と第2部、第2分団の第1部と第2部というふうに想定しております。今後、消防団の皆様とも相談しながら適正な配備に努めてまいりたいと思います。

委員（渡邊 計君） その下になりますけれども、土のう用山砂3カ所分ということなんですが、どことどことどこに置かれるのかお伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） こちら予備的にというのとあれですけれども、今後の洪水等々に対応するための予備的な予算ということでご理解いただきまして、今後現場が発生しましたときに対応できるように、当面3カ所分ということで予算化をさせていただいているところでございます。

委員（渡邊 計君） 次、19ページ、4款1項3目、今現在佐藤八郎さんも質問しましたけれども、河川の水質検査でありますけれども、きれいな水にはセシウムとかは入らないというのは従前から皆さん知っていることと思うので、この河川の水質検査というのは、きれいな水ではなくて汚濁したときにどのくらい入るかを調べるのが本質ではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 水質調査は、常に自然の状態、一番流れが緩やかな時期に検査するというのであります。放射線だけではなくてほかに8項目ありまして、大腸菌であるとかpHであるとか、こういう部分もあるものですから、一番河川が緩やかな時期を選んで計測するというようになっております。

委員（渡邊 計君） 今、8項目あってというわけではありますが、現在皆さんが心配しているのはどちらかというとセシウム、そしてつい先日NHKでもやりましたが、河川からセシウムボールというものが見つかったと。セシウムは水に溶けるものだと思っていたら、固まっているものが出てきたと。これは、福島県最北部の河川、河川がどことは言わなかったんですが、恐らく阿武隈川だと思いますけれども、そういうことで今現在皆さんが、村民が心配しているのは、要は濁った水に入った場合ということであり、

営農再開とか復興のほうでも、環境省としては水田に入れる水は濁った水は入れるなど、濁ったときはとめてくださいということは、濁った水には間違いなくセシウムが入っていると。これは砂についたものでしょうけれども、であるならば、この水質検査、濁った水の中でのセシウムだけの検査をする必要もあるのではないかと、このように思うわけですが、いかがでしょう。

住民課長（細川 亨君） そういうふうな検査等になりますと、また予算を別個になりまして、この8項目以外の部分で放射能の検査をやるということになれば、別個再度予算をとるということですので、全然使う部分が違いまして、pHというのは水素イオン濃度であり、あとはヨウ素だったり大腸菌群ということでもありますので、水が穏やかでないと繁殖しない、本当の水質検査にならないという部分とはまた違う部分でありますので、そこら辺はちょっと検討を要すのかなということで答弁しておきます。

委員（渡邊 計君） 住民課としての水質検査はそちらが大事であるとするならば、今年から営農再開事業もかなりやるわけで、そうした場合、復興対策課でやるのか、そういうものは補正予算をとってもやるべきかと思うんですが、村長、見解いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 担当がいろいろな角度からこれからの農業をやっていくためにということとありますので、放射能に対して水の問題はずっと出ていたわけありますから、これからもそれぞれ担当課を通して慎重にしながら、少しでも村民が安心ができるようにしていくようにしたいと思います。ただ、そこにはやはり予算とか、あるいは事業などをできるだけ使っていくという形になりますので、自前で出さなければならぬのもありますし、補助事業を使えれば使うということもありますので、その辺、これから前向きにできるだけやっていくということは今までのとおりでございます。

委員（渡邊 計君） では、次、質問を変えます。

27ページ、4款1項4目の自殺対策緊急強化事業ということで、ゲートキーパー養成講座ということがあるわけですが、資料をいただいているわけですが、1回目は29年6月26日に行ったと。2回目が平成30年ということですが、2回ぐらい行っているという説明があったんですけれども。

健康福祉課長（齊藤修一君） 資料の27の部分であります、49ページ、この部分の年に2回程度ということとありますが、基本的にゲートキーパー養成というようなことになっていますが、この部分につきましては、エキスパートを養成するとかそういったことではなくて、あくまでも一般の住民等々にこういったいろんな問題があるんだよといったことを理解してほしいと、皆さんが対応していただければというような内容の講座というようなことになっておりますので、2回ということで開催したいと思います。

委員（渡邊 計君） ということは、エキスパートをつくるというわけではないということですが、このいただいた資料の中には今年度の実績ということなのかなと思うんですが、年2回ぐらいで、先生方というのも同じで報告があるわけですが、いつごろ2回にしてやって、29年の6月、それから30年の2月25日、これは南相馬とかそちらのほう対象にやったということですが、30年度はどこを対象にいつごろ、またこの講師の先生方は同じ先生方を使うのか、その辺の説明をお願いします。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまの開催時期、開催場所等でございますが、時期につきましては、やはり帰村された村民、あるいはまだ戻らない方々の状態を見ながら、できるだけ人数が多く集まっていたような時期にしたいということと、場所につきましても、これから村民の帰還、あるいは避難という部分が大分動くかと思いますので、その状況を見ながら、できれば昨年度29年度と同じような場所、あと対象につきましても、広く募集するようなことで考えております。講師の方につきましては、未定ということです。以上です。

委員（渡邊 計君） これ、平成29年度南相馬のほう、浜通りをやっているわけですが、これは29年度から始まった事業ですか、その前はやっていらっしゃいますか。

健康福祉課長（齊藤修一君） このゲートキーパー養成ということにつきましては、25年度から始まった事業でありまして、村につきましても25年度から開催はしております。

委員（渡邊 計君） ということは、大体中通り、浜通り、いろんな避難場所があるわけですが、大体の村民、避難している地域は回ったということなんですか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 25年度から昨年まで避難ということでありましたので、基本的には避難先での行政区長会で、あるいは自治会長、あるいは仮設の管理人、民生委員等々を対象に行っております。

委員（渡邊 計君） 30ページからですか、健康福祉課の要はデイサービスとかそういう介護の事業内容について資料もいただいているわけでありまして、そのあたりをちょっと聞きたいんですが、現在、村内で訪問介護を受けている、デイサービスを受けている件数というのがどのくらいあるかということなんですか、つい最近たまたま介護入浴車ですか、見かけたもので、飯館にも来ていただいているんだと思ったんですが、そういう村内でデイサービスを受けていらっしゃる方、村外の事業所から、そういう方は何名ぐらいおられるか把握しておられますか。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまのご質問は、資料の50ページ、51ページの部分に該当するかと思います。この部分につきましては、50ページのほうは障害者対象のこういった介護給付の部分でありまして、51ページのほうが介護保険の部分であります。

委員（渡邊 計君） 介護老人福祉サービス、ちょうどこの資料の真ん中辺にあるのが、介護施設サービスで73名入所で、そのうち26名がしいたてホームに入っているということであるんですが、あとこれ全部村内のあれで、村内でそういうデイサービス、現在この1年間で受けている人が何人ぐらいおられるのか、ここをちょっとお尋ねしたいんですが。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいま帰村されて村外でデイサービスを受けている方は4人となっております。

委員（渡邊 計君） それで、今回避難解除する際に当たって、村長のほうからも村内でデイサービスを受けることは非常に難しい状態にあると。それで、今避難している地域にどうやってほしいというような話も他の会議の中であったわけですが、現在村内で4人が村外のデイサービス事業者がやってくれていると、ありがたいことなんですが、それで同じ31ページの3款1項1目13節の中で今後、これは新しい事業だと思うんです

が、デイサービスの人が来てくれるには往復の時間ももったいないということで、恐らく村内から逆に事業所のほうへ送り迎えをする事業だと思うんですけども、これ1回2,000円で384万円という、これ1,920回分ぐらいになるんですか、192回か、1,920回だね。ということは、この数値的には村外のデイサービスを現在受けていらっしゃる方受けたい方がある中での試算でこういう金額が出されたんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 資料の31ページの在宅サービス提供環境整備事業の部分であります、この部分につきましては、帰村された方に対して、避難先でそういったサービスを提供していた施設の人が村内に通ってといえますか、来ていただいてそのサービスを提供するようにした場合に対しての支援ということで、1回当たり2,000円云々というような金額になっておりまして、もう一つは新規事業といたしましては、提出資料45ページのデイサービス、これは村内でやっていませんので、村外の施設の方からの送迎となりますと、送迎の部分に時間をとられまして、実際サービスを受ける時間がもてないので、それよりは村のほうから送って行ってそういったサービスを提供させるというようなことをございまして、今現在戻ってこられて村内でデイサービスを受けている方につきましては、先ほどもありましたが、実際施設のほうで送迎が1名、あとは家族の送迎となっておりますので、そういった負担を軽減するためにもこういった事業を考えているということでもあります。

委員（渡邊 計君） ぜひ、こういうことをもっと前に進めてやっていただければ、介護を受ける人たちも安心して介護を受けられるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、35ページ、3款1項2目の14節、ひとり暮らしの人への緊急通報装置の設置でありますけれども、これ50台と。これを設置する場合に、何らかの要件とかそういうものはあるのかないのか伺います。

健康福祉課長（齊藤修一君） 35ページの中段ほどの緊急通報体制整備事業におきましては、基本的に60歳以上のひとり暮らし、あるいは高齢者夫婦世帯の方々が対象となっております。

委員（渡邊 計君） 現在、恐らく村のほうで250軒ほどでしたか、帰村している方が。解除されて1年たって、この春また結構な人数が帰ってくるのではないかとされるわけですが、こういうことに関してこの設置台数50件で間に合うのかなとちょっと不思議に思うわけでありまして、こういうことに関しても人数がふえれば後々補正予算をとってつけられることと思うんでありますけれども、これは今回50台ということで、前年度というか29年度もこの装置は設置していらっしゃるんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） この部分につきましては、震災以前からこういった事業はありまして、以前は家庭の固定電話というふうな対応をしておりました。その後、こういった状況等々、あと現在の状況を踏まえまして、携帯電話とかそういった体制で設置しておりまして、昨年度は31台、現在は28台となっておりますが、その後要望される方がふえればというのがありますが、ふえればそれなりに対応していきたいと思っています。ただ、現在それぞれの高齢者にあっても携帯電話、スマホ等を持っておられる方がおり

ますので、そういった家族間の通信とかそういった部分には、あくまでもこういったのはそういった緊急の体制を受ける会社といたしますか、そちらに通報するというような、そちらでは連絡をもらって安否の確認をするというような装置でありますので、通報はできないかなとは考えておりますが、対応してまいりたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 要は、これはその緊急時で消防署とか警察とか、あるいはこういう委託を受けている会社にしかつながらないようになっているということによろしいのでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 基本的にはどちらにも使えますといたしますか、どこでも通信できるようなものでありますけれども、いろんなところに通信しますと当然通信料がかかりますし、あとは現実的に2台持ちたくないという方につきましては、自分の個人のを廃止してこちらにとかそういった対応をして、多くの村民の方に利用していただけるようにしていきたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 携帯のほうは外部、外に出ていてもつながるという利便性もあるわけですが、村民の方から私が聞いた声では、要はいまだに解除されたといっても近所が帰ってきていないと、そういうことで非常に不安があつて、何かあった場合にボタン一つで消防・警察そういうところにつながるような、そのようなものが設置してあれば安心して帰れるけれどもということもありまして、ただ、今携帯電話の状態ですとということですが、飯館の場合、通話不能地域というんですか、携帯のつながらない地域がかなりあつて、今年度は調査ということで予算が上がっているわけですが、果たしてこれを持っても電波が通じないところにいけば何にも役に立たないのではないかと思うわけでありまして、これ家庭の中でボタン一つで連絡網とかというのはどのように、全然やらないという今現在ではそういう考えでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 先ほども申しましたように、以前はあくまでも固定電話ということで、家庭用の固定電話、その対応でボタン一つ、あるいはダイヤル一つでそういったところに通報ができるというような装置でありました。その後大分世の中変わってきて、避難ということもありましたので、携帯型ということもありますが、その携帯型におきましても、簡単な方法といたしますか、何かしっかり登録してボタン一つで企業に通信ということもありますので、そういった部分で対応していきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） ということは、自分の携帯を持っていて、例えばこれをもったというか、これを預かった場合には、通信費、その他契約というかそういうのは全て本人持ちということになるのか。それと、やっぱり今先ほど話したように、通話不能地域、そういうことも考えた上で今後これをふやしていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 基本的に、今ほど言いました通信不能地域等につきましては、以前と同じように固定電話の対応というふうにさせてもらうことになりますし、あとこういった装置を持った場合のその料金等につきましては、あくまでも基本料金につきましては公費で負担すると。一般の通話料金につきましては個人負担になるという形でございます。

委員（渡邊 計君） 村民の安心安全につながることでありますので、ぜひその辺よろしく願いし

たいと思います。

次に、スクールバス関係なんでありますけれども、44ページ、3款2項2目の13節のところになるんですが、8款2項2目は村道舗装ということでありますけれども、きのう7路線という説明を伺ったんですが、この7路線というのはどこになりますでしょうか。
建設課 今、質問がありました7路線ですが、委員会の提出資料の13ページに記載してあります。

委員（渡邊 計君） 次ですけれども、61ページなんですけれども、下から2マス目のところで、自治会同窓会事業補助金ということがありますけれども、きのうの説明では補助率がお1人2万円で2回目以降からは80%というようなご説明を受けたんですけれども、この予算額が400万円ということは、1人当たり2万円出すと200人ということになってくるわけなんですけれども、自治会たくさんあるかと思うんですが、4月13日にそういう同窓会みたいなものを1泊でやるということになって、人数がどのくらい参加するか、これ退居した人たちも一緒ということで同窓会ということでやっているわけですが、これ1人2万円で400万円ということは、200人分しかなくなっているわけですが、これで同窓会とか、あと2回目80%というその金額はこなせるんでしょうか。

飯野支所長（高橋正文君） 同窓会の事業で400万円ということでございます。積算に当たって、これは見込みでございしますが、5自治会の40人ということで2万円で積算しております。ただ、まだ解散が流動的なところもございしますので、その動向を見ながら、足りない場合は補正等で対応させていただきます。

委員（渡邊 計君） 次に62ページですが、3款2項4目の8節の部分ですけれども、これ子供たちの健康診断に関してだと思うんですが、認定こども園から小学校、中学校まで進めていたと思うんですが、この健康診断の中で内科、歯科、眼科、耳鼻科、これはわかるんですが、薬剤師が必要だというのはどうしてこの健康診断に薬剤師が必要なのか、ご説明をお願いします。

教育課長（村山宏行君） 薬剤師の部分でありますけれども、こちらについては、学校、あるいはこども園ですとその環境ですね、明るさであったりとか、空気の環境であったりとか、そういうところも見ていただくというところで、委嘱をしております。

委員（渡邊 計君） 今、マイクのほうちょっと聞き取れなかったんですが、後ろのほうで環境とかなんとかと言うんだけれども、薬剤師が環境とかなんとかって関係あるんでしょうか。あくまで薬剤師って、中には薬剤師の中でもいろんな介護とかなんとかもかかわっている介護士の薬剤師もありますけれども、今の説明だとちょっと薬剤師が必要なあれになっていないのではないかと思うんですが、もう一度ご説明をお願いします。

教育課長（村山宏行君） 環境の部分につきまして、教室の中の空気の環境であるとか、それから教室の光が快適かどうか、その部分につきましては医師ではなく薬剤師のほうにお願いをしているというところでございます。

委員（渡邊 計君） そういうものは薬剤師ではなくて、建築関係の人のほうが明るいのではないかわかるんですが、どう考えても薬剤師がそこに入っていく余地はないような気がするわけですが、いかがなものでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 繰り返しになりますけれども、その環境自体の評価自体は薬剤師のほうをお願いをしている。ただし、その部分で明るさが足りないですとか、それから空気の流入について問題があるという場合にはもちろん建築のほうの技師に相談をして改善をしていくことになると思います。

委員（渡邊 計君） 今の説明からいうと私はちょっと的外れではないかと思うんですが、再度ご検討をお願いしたいと思います。

次に66ページ、10款1項3目、この中でスクールバス運行ということで資料を出していただいたんですけれども、大分路線的に変わるんですけれども、最終的に白石から松塚のほうを通られるんですか。深谷のほうを通して学校に来られるのか。その経路はどこを通る予定になっているのか。

教育課長（村山宏行君） 保護者のほうから懸念されているのは、どうしても通学の時間というところであります。福島市内がおおむね1時間ということで考えておりますので、最短でいうと、白石から松塚を通して中学校まで来るのが最短と判断しております、そのルートを選択したいと思っております。

委員（渡邊 計君） 白石からということでもいいんですね。ということになりますと、今年も1月末、2月初めですか、雪が降った。その雪が白石から入ってくる路線というのは1カ月以上消えていなかった。もうとくにカーブが日陰で凍っていたということになりますと、今年は除雪は行ったのか知りませんが、融雪剤散布ということは行っていないということになりますと、スクールバスが通るとなれば、その部分の除雪、それから融雪剤散布、これは不可避なものとなってくるわけですが、そのあたりはどのような対処をするようになっているんでしょうか。

教育長（中井田 榮君） 先ほど、課長のお話でお答えさせていただきましたけれども、今後はそういうコースも含めて、大体保護者とご相談してコースが決まってきましたので、あとは建設課のほうと相談をしながら、その辺の融雪剤も含めてお願いしていきたいと思います。

建設課 除雪につきましては、例年通りやる予定でおりまして、スクールバス路線となれば、優先順位も変わるのかなということで検討していきたいと思っています。

委員（渡邊 計君） スクールバスの運行計画資料をいただいているんですが、この中で例えば29ページですか、①、②、③と民間の小型乗用、あるいは民間のワゴン車と書いてあるわけですが、これはタクシーということでよろしいんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 運行上で見ていきますと、借り上げの乗用車という形になります。

委員（渡邊 計君） 借り上げ乗用車って、要はタクシー貸し切りということではよろしいんですね。生徒をふやすためもありますし、こういう苦肉の策に出たんだと思いますが、村民の中からは、スクールバスは仕方ないにしろ、こういうタクシーまで使った場合、どういう子供が育ってくるんだろうと。何の不自由もなく何でもやってもらえるんだというような子供が育ってくるのではないかと、そういう危惧する声が聞こえてきているわけなんですけれども、これに関してはずっと今後続けていくということでしょうか。

教育長（中井田 榮君） とりあえず、議会のほうにもご説明しておりますけれども、これら

については継続をさせていただききたいというところで、前にもご説明しているかと思いますが、国のほうにもタクシーのほうは補助をいただけるようにということで村長のほうからも出しておりますので、引き続き進めていきたいと思います。

委員（渡邊 計君） この4番、5番のマイクロバスというのは、今年備品購入費で上がっていますハイエースの10人乗りということでよろしいのでしょうか。

教育課長（村山宏行君） マイクロバスということで当初から考えております。一応予算要求ということでハイエースのほうで上げております。こちらについて、バスの代替としての今回の予算要求で10人乗りのハイエースにしておりますので、まだこちらのほう確定はしておりません。購入ができ次第、切りかえてまいりたいと思いますが、当初の予定ではマイクロバスで運行したいと考えております。

委員（渡邊 計君） このマイクロバスのほうが小回りもきくし、無駄がないということになってくるのであれば、この1番、2番、3番のタクシーなんかはこれよりはマイクロバスを入れるような形をとっていかないと、村民からの非難の声は上がってくるのではないかと思いますので、その辺のところを今後よく検討願いたいと思います。

次、70ページ、10款6項2目、ここの7節と11節ですけれども、給食センター、これ学校の中に給食センターができていと思うんですけれども、この中に運転手と給食運搬車整備料と上がっているんですけれども、これ、給食の運搬の車というのは必要なくなるんじゃないでしょうか。

教育課長（村山宏行君） ご指摘のとおりであります。運転手のほうについては30年度必要がありませんので、これは記載誤りということでお願いしたいと思います。運転手、そういった方々も必要がなくなります。

委員（渡邊 計君） ということは、この下の給食運搬車整備費用等も削除していいということでしょうか。

教育課長（村山宏行君） ご指摘のとおりでございます。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） ここで暫時休憩します。再開は10時45分といたします。

（午前10時35分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開いたします。

（午前10時45分）

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。質問する際は、資料No.とページ数を示してから質問するようにしてください。

質疑を許します。

委員（佐藤健太君） 私からは1点質問させていただきます。資料No.3、134、135、7款1項貸付金に関してですけれども、追加資料で道の駅運営貸付金についての返済計画についてという形で上がってきていますが、事業計画も一緒にあわせて上げてくださいますようお願いしたいんですけれども、事業計画は入っていないんですが。

総務課長（愛澤伸一君） 資料が不足していたということで大変申しわけございません。おた
だしの趣旨は、道の駅への貸付金の使途、使い道、何に使っているのかというご質問で
よろしかったでしょうか。

委員（佐藤健太君） 使用目的もこの後聞こうかなとは思ってはいたところなんですけれども、
しっかりこれが回収できる流れが見えるのか見えないのかというところが、事業計画の
中でしっかり立てられているかどうかというところをお示しいただきたい。

総務課長（愛澤伸一君） 後から追加いたしました提出資料の1ページのところに、道の駅関
係の関連の資料が載ってございます。その3点目ということで、貸付金3,000万円という
こととございます。こちらのお金につきましては、年度の当初に運営会社のほうに貸し
付けをいたしまして、年度の末に回収するというこの繰り返しを例年行う予定でござい
ます。別の会社のことで大変恐縮ですが、振興公社などにも類似の貸し付けを行って
いるところでございます。

事業を行いますと、やはり当座の現金が必要になってくるということで、従業員の給与
を支払わなければならないとか、そういう当座の現金が必要になって、手持ちの資金が
一時的に不足する場合もありまして、そういうときに活用していただきたい。あるいは、
新たな商品開発等々に当座の資金が必要になるとか、そういう場合に会社の中でご活用
いただくためにということで、例年お貸しして今後もいきたいなと思っているところで
ございまして、この使途については、会社側のほうで年間の事業運営の中で有効活用し
ていただくという趣旨で貸しているところでございます。

委員（佐藤健太君） 貸し付けをすることに関しては私は仕方ないなと思うんですが、その使
用目的の中身で、例えば仕入れという形に使っていくとすれば、一括で年間の仕入れを
全部するということは恐らくないとは思いますが、その中で月々の収益が立ってくる中
で、お金がプールされていって毎月毎月仕入れ、支払いという形で売り上げが立ってい
く計画があるのであれば、この3,000万円という金額を毎年貸し付けていくというよりは、
半分ぐらいでも最初の段階で余剰金があれば、お金も入ってくるわけでしょうから、そ
の辺、この3,000万円という根拠、3,000万円必要だという根拠をそこに私たちは見出し
たいわけですが、その説明がまだ、この資料の中ではちょっと納得ができない
ことがあります。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのとおり3,000万円の根拠ということでございます。ご承
知のとおり、道の駅、昨年8月にオープンいたしまして、7カ月が経過したところで
ございます。まだまだ年間の決算も出ていない状況の中で、どのように今後の経営がな
されていくのかというのは、村としても手探りの状況でいるわけでございます。29年度
に続いて30年度3,000万円の数字を計上させていただいておりますが、1年の決算状況
等々を見ながら、31年度以降どのような運用をしていくか検討してまいりたいと思いま
すが、まだ今何とも、年間の決算が出ていない状況の中で3,000万円の中で何とかやっ
てくださいということでお願いしているところでございます。

委員（佐藤健太君） 決算が出ていないということですが、普通の会社に行ったら、
月々会計を締めながらやっていくわけで、現段階での状況なんかも把握はしているはず

なんですが、その中でこの貸し付けという部分で、これは行政側から株式会社までいガーデンビレッジさんに貸し付けをするということで、やはり貸し付けをするに当たって、普通、銀行から一般の企業に貸し付けするに当たって、やはり事業計画だったりいろんな書類がそろわないと貸し付けをすることはなかなか難しいということで、私たちもその貸し付けの金額が妥当かどうか、本当はもっと必要なのではないか、もしかしたらこの半分なのかもしれないというそういう精査をしなければいけないので、資料はいただきたいなと思います。

村長（菅野典雄君） 一応いろいろな形で村がかかわったり出資しているというのは、飯館楽園だったり、公社だったり、今回はガーデンビレッジというわけであります。それぞれその中で経営をしてもらわなければならないというのは原則であります。つまり収益というのはあくまでも1年間を通して、本来は蓄積があれば何ら貸し付けなどはする必要は全くないわけでありすけれども、なかなかそうもいかないということで、これまでも1,000万円とか2,000万円とか、それぞれまずスタートするに当たってその中でやってくださいと。確かに人件費とか何か計算すればできるんだろうと思うんですが、今までのところ間違いなくいわゆる年度末にはそのお金はもうしっかりと返してもらうと。これが返せなかったらそれはもう大変なことになりますから、そういう意味では今回その道の駅はかなりいろいろなことをやっておりますので、また事業もやっていかなければならないということでありますので、しかも大体これについてはだんだんその年間計画というものが出てくるんだろうと思うんですが、今の段階ではなかなかやっぱり自転車操業といいますか、そんなことがありますので、3,000万円くらいはやっぱりないといろいろできないんだろうなという気はします。これが、将来的にもうちょっと、今お話がありましたように、少なくなる可能性もあるかもしれませんし、足さなければならないかもしれません。もうちょっと時間をいただいてその辺をやらせていただきたいと思います。

ただ、前のを返せと、こういうやり方もあるかもしれませんが、何せこの中でしっかりとやっていただいて、そのかわり年末には間違いなく返していただくことにしております。今までは大体村としてはそのうまい話はさておいて、自由に使っていただきながら、そのかわり経営はちゃんとしながら最後には返してもらう、これで今まで何年もやってきましたが、全てしっかりと返していただいているところでございます。ですから、趣旨はわかりましたので、だんだんそういうのが出てきて、皆さん方にも報告はできると思うんですが、まずは3,000万円の中でということでご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤健太君） 私が最初に追加資料を請求したのは、道の駅を始めときの事業計画、5カ年計画、3カ年計画かちょっとわかりませんが、そこが最初欲しかったというのがありました。なぜかという、そこと今現在、さっき言ったように、決算が終わらないとなかなか出てこないという部分はもちろん理解はできますが、そこと照らし合わせて現在その目標とする数字、計画した数字との兼ね合いというところを見て、この先どうするのかということも含めて、村は貸し付けの金額を決めていくなりなんなりという形をとっていかないと、この金額がこれからどういうふうに変化するのかというのが

見えづらいのかなと思いますし、また4月の返済が可能なかどうかという部分での安心感というか、というところが見出していけないのかなと思いますので、この辺の資料の提出はなるべくしていただきたいなと思っています。

あわせて、これだけ大きな施設ですので、やはりもろもろの負担もかかってきますし、人件費もかかるわけです。これで収益が立たないということは絶対に避けなければならないという部分で、これはやはり役場全体もそうですけれども、連携をとっていく、村民も含めてどんどん巻き込んでいくという動きをとっていかないと、あの大きな施設を黒字にして続けていって10年、20年と行くということは非常に厳しいと思いますので、こういった一步一步のところからも厳しく詰めていくべきところだろうなとも私は考えています。それに当たって、今回、総務から商工労政のほうに引き継がれるわけですが、そのときの引き継ぎ、重点事項というか、そういったところはあるのかどうかお聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） まず、資料の件でございますが、先ほど来、答弁申し上げておりますとおり、道の駅の運営のタイミングを見て整理をして、議会の皆様にもお示ししてまいりたいと思っております。

道の駅、30年度に商工労政のほうに移管するということで、何か引き継ぎ事項があるのかということでございますが、今委員のほうからおたがしがあったとおり、何としてもここを健全経営を維持していくというところであれですけれども、これを達成していかなければならないということでございますので、その辺のところについては意を用いるように引き継ぎをしてまいりたいと思います。

村長（菅野典雄君） 私の答弁で間違っておりました。いわゆる貸付金という言葉を書いているものですから、今まで公社とか楽園について貸し付けて戻すという話だったんですが、印刷間違いであります。指定管理料であります。失礼いたしました。いわゆる一つは貸付金は今のような話であります。あと指定管理料ということで、これをお願いしますよというのがまた3,000万円というのがありますので、その両方ということであります。大変、私のほうがまた誤解していました。失礼いたしました。

委員（佐藤健太君） 今、村長のほうからもありましたように、このNo.5の資料を見ていくとわかると思いますが、重点事業の11ページ、4と3、道の駅施設管理運営事業という形で、30年度は7,200万円超の予算になっている。先ほど言ったように貸し付けと指定管理という3,000万円、ここに指定管理が入るわけです。その指定管理料として預けている、お預けする金額の中にその人件費と施設の運営管理というのが入ってくると思いますので、そのほかにこの3,000万円ですので、この3,000万円の使用用途とかそういったところはなお厳しく見ていかないとならないのかなという。それがあって初めて、その返済計画も含めて妥当性があるのかというところを私たちはしっかり見ていきたいということであります。

副村長（門馬伸市君） 今、2つに分かれているということで、指定管理というもので覚え書きを交わして、村にかかわって経営をしてもらうということで、職員の給料だったりの方なども含まれています。貸し付けというのは、まさしく運転資金だったり、あるいは経

營的に歳入がちょっとおくれるとか、そういうときに運転資金というのは必ず必要になってきますから、その中でその3,000万円を運用していくということでありまして、今年は、スタートの年だったものですから、結構目に見えない、当初わからなかった部分もかかっているものですから、今の時点で目いっぱいだと。今年今月にまだ確認していないものですから、収支の状況を今確認しているところでもありますので、それが今月末には3,000万円をお返しすると。なお、先ほどありました担当が変わるものですから、これまでの経過、総務課の企画のほうで担当していましたから、今度商工労政のほうに行きますので、そこら辺を引き継いで漏れのないようにしていきたいと思います。

委員長（相良 弘君） 佐藤健太君、いいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ありますか。

委員（佐藤一郎君） 私のほうからは、総務文教委員会のほうで所管調査をいたしまして、ページ数になりますと、No.6の17ページ、2款1項10目13節所管調査ということで駐在所を訪問し、防犯についていろいろ聞き取りをいたしました。そうしたところ、防犯カメラについていろいろとご説明もいただきました。犯罪等検挙率、飯館の場合ちょっと低いのかなということで、この防犯カメラなんですけど、これは賃借料ということで1,717万8,000円となっていますが、これはリースなのか。そして、あとはその聞き取りの中で、古い防犯カメラは解像度が悪いということで、検挙するのにもやっぱりパソコンを使っても映像が悪いので、防犯カメラとしてはちょっと利用価値が薄いということなので、今後それを更新する予定はあるのかをお伺いいたします。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問は、村内防犯カメラのシステムのリース料でございます。当初、今から3年前に13基、後からつけたのが4基ということでございますが、13基については、ちょっと高さが高くてなかなか映像がはっきりしない部分があるということは事実でございます。ほかの4基については、その反省を踏まえてしっかり位置が低くしっかり映るように映像がとれるということでありまして、これをまた設置し直すということになりますとなかなか大変な工事になってきますので、これも復興加速化交付金という事業でやっているものですから、ある意味この補助金がなくなってしまうと撤去するという方向で今進めているという状況でございます。

委員（佐藤一郎君） 飯館村は避難解除と、そして帰村へと変わったわけですが、やっぱり人口が少ない中でそういう機器を使って、それで警察署のほうにも有効に使ってもらうためには何らかの方法でやっぱりそういう方針も考えなくては、将来的にというか、5年後なりやらなくてはならないのかなと思うところですが、今後について、来年、再来年、そして5年後ということについてはどうでしょうか。

住民課長（細川 亨君） なかなか防犯カメラについてはうまくいかないという部分もありますが、将来的にできれば自主防犯ということで、今29年度に立ち上げました防犯指導隊、あとは地域の見守りという部分に力を入れていかななくてはならないなとそのように感じております。

委員（佐藤一郎君） 今の点について、理解しました。

続きまして、資料No.6、20ページの4款2項2目13節になります。一般廃棄物処理事業

が載っています。それで、事務委託、収集運搬、分別、住民課長の説明の中で昨日ですが、フレコンバックに詰めかえて、その後そのごみはどこへ行ってしまうのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

住民課長（細川 亨君） 蕨平の減容化施設に搬入ということになっています。

委員（佐藤一郎君） 今のところ、その減容化施設があるからこのようにできるのかなと思いますが、やっぱりこれも長期にわたって将来にわたってそのごみについてはどのようにするのかお伺いします。

住民課長（細川 亨君） ごみに関しましては、行政の区分では一丁目一番地でございます、今現在のところいろいろ近隣の市町村を当たってみたり、いろいろ交渉を進めている段階ではありますが、まだ決まっている状況ではないということで、なかなかはっきりした答えが出せない中、検討中だということで答弁したいと思います。

委員（佐藤一郎君） ただいま住民課長から答弁がありましたが、帰村する人が多くなれば多くなるほどごみは出るということで、将来にわたって近隣の市町村にお願いをして委託をするしかないのかなと私は思っているのですが、そうしたことでこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、76ページ、No.6になりますが、6款1項1目1節、私も農業委員であります、7月から農業委員の体制が変わるということで、農業委員、そして推進委員という構成になるわけですが、この報酬の中で、私、別な資料もちょっとちらっと見たのでちょっと探せなくて、今この緑の資料で質問しているわけですが、農業委員、推進委員ということで、たしか同額の報酬となっていたのを別な資料で見たんですがちょっと探せないものですから、推進委員もやっぱり農業委員同様の仕事といいますか、作業をしてもらうのか。人も少ない中で徐々に人口も少し減ってくるわけですが、20名体制ということで、報酬に応じたやっぱり活動をしてもらうというような報酬内容になっておりますが、この見解をお伺いします。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 今回の3月の定例会の中に、議案としてこの報酬についても上程させていただいております。中で、農業委員とそれから農地利用最適化推進委員の報酬については、委員と同額の報酬というようなことで今回の提案をさせていただいております。それに加えて、活動に対する報酬などについても予算の範囲内で定めるといったことで上程をさせていただいているところであります。

委員と推進委員の活動内容につきましては、農地法といいますか、農業委員会法の中で定められています、いわゆる定例総会に出席する委員につきましては農業委員ということになります。ただ、関連する議案等もございましたらば、推進委員も出席をして意見を求めることができるということになっております。活動の内容としましては、今後農地の集積等、非常に重要な案件が山積している中で、地域に入って地域のいわゆる農地の利活用について地域と話し合ったり現場を確認したりという部分については、農業委員も推進委員も同じように動いていただきたいという趣旨のもとに同額で今回提案をさせていただいているところであります。

ということで、では、推進委員と委員の違いは何かという部分につきましては、定例総

会の中で決められた法に基づいた部分について決定する部分については委員に委ねられている部分でございますが、その他の部分につきましては、委員と推進委員については同じように活動していただきたいということでもあります。以上です。

委員（佐藤一郎君） ただいま、農業委員会の局長のほうから説明がありました。確かにわかりますが、推進委員、報酬が同額ということで、私的にはそんなに負担をかけさせたくないなと私的には思ったのでこの質問をしました。以上で私の質問を終わります。

委員長（相良 弘君） その他ありませんか。

委員（長正利一君） 質問させていただきたいと思います。

まず、資料6の73ページ、10款の5項2目の未来への翼事業の件で、先般担当のほうから説明がございましたけれども、今飯館、避難解除されまして、やはりこれからの飯館を思うには、子供に夢を託すのと、あと現実的には今帰村者の多くは高齢者ということで、まずその子供たちがこれからの飯館の主役になってもらうために、幸いにしようという言葉が適当かどうかでございますけれども、4月から開放されるあの立派な学校、間もなく工事も終わって、飯館に来る子供たちがやっぱり胸を弾ませて、通学については時間を要するわけでございますけれども、そういう中で飯館で頑張ろうという中では、例えば飯館に来る人数も日増しにふえているというお話を聞いています。

そうした中で、この飯館特有の中で、やはり飯館で頑張ってきてよかったなという中でこの未来への翼事業、説明の資料では生徒16名、引率4名、当初どのような中であるということになれば、例年大体人数的には半分ぐらいだという部分でお伺いしましたけれども、私が言わんとすることは、この中学1年から3年を対象にした場合に、やはり大人になって飯館を思い出したときに、行った人間と行かない人間ではやはり話も弾まない部分もあると思いますので、やはり全員が参加できるような体制づくりをお願いしたいと思う。

ここに参加できない、経費の負担があるという部分についてはこれはやむを得ませんけれども、こういう基金の中で村独自で子供の育成のためにやるということであれば、人数は別にしても、そのような対象者が行けるような体制づくりをお願いしたいなということでもまず1点、そのことでご質問をさせていただきたいと思います。

この直近の数字でいただければ、いただいた資料では中学生が42名、現在の資料になっていますけれども、そんな形で参考までにこの参加できない理由などはどんな流れがあったのかということで、その理由等をちょっと聞かせていただきたいことと、参加できるような体制づくりを要望したいということでございます。

村長（菅野典雄君） これは実はいきさつ、委員の皆さん方は知らない方が多いのでちょっと説明させていただきますが、避難になったときに、日独福島協会から1,000万円の補助をいただいて、子供たちをぜひその海外に、さらにできるだけ再生エネルギーの勉強をするようにと、こういうことでいただいた。1回だけですから、それでやめるというわけにもいきませんので、その後ずっと子供たちのこと、今の話でありましたが、村独自で予算を飯館村の基金の中でやってきたと、こういうことでもあります。

しかもこれは飯館中学校の在校生だけではなくて、少なくとも転校した子供も構わない

ということで、そちらにも全員声をかけています。という中で、一応多分最初は25名ぐらいの予定だったんですが、だんだんだんだん少なくなって、去年は集めるのに苦労したという状況なんです。それは、なぜ集まらないのかというのはなかなか細かいことまでは検討はしておりませんが、やっぱりクラブ活動があるとか、その他いろんなことがあってなんだろうなと思っています。

ですから、子供たちにできるだけ参加してもらえればそれにこしたことはないんですが、もしなかなか難しいということであれば、またいろいろ組みかえをしてもうちょっと子供たちとまた別な方たちとの交流なども含めて、いろいろな社会見学をする。

何にせよ続けていくことは大切だろうとこんなふうに思っていますので、これから新年度になってからいろいろ検討させていただいて、少しでもやっぱり子供たちが参加できるような形にしたいと思います。できるだけ大勢の方を、あるいは全員という気持ちはわかりますが、現実には集まらなくて必死になって最後にあちこちをお願いしてやったというそういう事実もありますので、その中でどういうふうに続けていけるか、また教育委員会と相談しながらやっていきたいと思っています。以上であります。

委員（長正利一君） 今、村長のほうからありましたけれども、第三者から見れば、本当にすばらしい企画なんだなと、うらやましいなというような声を聞いていますし、私もそう思っています。ただ、実際的に経過というのは今、村長から話がありましたけれども、できれば多くの人に参加して、同じ境遇に立って、やはり飯舘の学校で学んだ、また村外の方も対象になるということで、これはよいことだと思いますけれども、そんな中でまず子供のためにも頑張っていただきたい。やっぱり、子供がいない村なんてあり得ませんので、そんなことでまず要望しておきたいと思います。

次は、66ページの10款の1項の4目、ここに教員住宅費とありますけれども、基本的に学校関係も大きく変わってしまったということで、私が知り得る中では、本当に昔は私らが学校に通うときには飯舘に来た先生は全員飯舘に住んでここでやってきた時代でございますけれども、そういう時代が交通網がよくなって、本当に1時間以内で通える状況が現実かなと思っていますけれども、ここのこの教員住宅6戸という中で、需用費、電気代、修繕費とありますけれども、これは現実的に学校の先生の部分の電気料等々について、これは基本料金になるのかどうかわかりませんが、この教員住宅に6人の方が住むという捉え方でよろしいのでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 教員住宅についてのご質問であります。需用費につきまして、電気修繕代、特に電気料につきましては、現在6戸ありまして、基本的には校長先生2人、それから教頭先生4人分ということなんですが、これに入るかどうかというのは規定されておられません。入らない場合、例えば凍結防止であるとか、そういったところは管理をしていかなければならないものですから、電気料については入らなかった場合村で払う分の費用、こちらを計上しております。もしこちらに先生方が実際に入るとすると、東北電力から先生のほうに請求が行ってそちらでお支払いとなります。

委員（長正利一君） 校長先生初めそういう方々が入るであろうという中でやっていくと。入る入らないを別にしてもそういうふうなのはかかると、それはわかりました。

では、最後に35ページをお願いします。先ほど冒頭に、やはり今の現実の中では我が行政区もそうでございますけれども、老人クラブに入っている方が大体主役で戻ってきているということでございます。そうした中で、この老人福祉費の中で、老人クラブの活動事業、大変この資料を見た部分で、補助先が草野第一老人クラブほか20クラブとなっていますけれども、1行政区単位にすれば本当に微々たる金額になってしまうかと思えますけれども、やはりこの活動費の活動はどこまでの内容でこの一部補助ということで記載してあるのかお願いしたいと思えます。

健康福祉課長（齊藤修一君） この老人クラブ活動費につきましては、一律にということなんです。3万円、内訳としましては県からの補助2万4,000円に、村が6,000円で3万円という形になります。活動の中身につきましては、特に決まりはありません。なので、こういうところでとにかく活動の事業費といいますか、支援金という形でお支払いしております。

委員（長正利一君） そうしますと、やはりこのほかにこの老人クラブに対して、何か例えば会員当たり幾らどうのこうのという何か対策的なことはあるんですか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 村のほうでは、老人クラブ連合会活動促進事業ですか、こういったことに健康づくり事業とかそういった部分では出しておるんですが、そのほか結構老人クラブそれぞれに県のほうの社協ですか、そういったこと、あるいはいろんな団体補助、そういったことを受けながらいろんな活動をしているということがありますので、できればそういったことをこちらでも情報を得ながら進めていければいいなとは考えてございます。

委員（長正利一君） やはり、これから先を思うには、やっぱり健康な、老人クラブといっても、我が行政区も60から老人クラブに入ってくださいよというような流れで来ています。まだ60から早いでしょうなんていうのもそれは昔の話でございまして、もう60で入って、本当に元気な会員の方の仲間に入って、これから飯館村を支える主役でございまして、今、課長から話がございましたけれども、他のそういうふうな事業等を利用できるように、また村としても最大のそういう応援をしていただいて、本当にこれから先の飯館村をもとに戻すような方策も支援をいただきたいという形であります。

いずれにしても、この30年度の予算、本当に私、議員になってもう今までにない200億円を超える本当に事業費、その結果、間もなく学校関係も立派な校舎ができますけれども、やはりそういうものも生かしながら、そして30年度本当に95億円ですか、これくらいの予算になりましたけれども、少ない税収の中でやはり最大限の利用をしていただく、そしてやっぱり切るべきものは切っていただくという流れで、そのような村民に不安を与えないような村づくりをしていただきたい。その中でも、私どもも頑張っていきたいなと思えますので、要望としてそのようなことで、老人対策、さらには学生について特段のやはりお力添えをお願いしたいと思っております。以上でございます。

委員長（相良 弘君） その他質疑ありませんか。

委員（佐藤健太君） 先ほどの質問とはまた別なところでもう一点お願いいたします。

資料No.6番の73ページ、文化財保護費のところでございます。追加の資料で、この村指

定の文化財の一覧を上げていただきました。この文化財の保護、今除染などが村内で行われまして、この文化財に上がっていますさまざまな村指定の文化財があるわけですが、これがこの費用の中でしっかり賄われて保たれているのかどうかというところをお聞かせください。

生涯学習課長（藤井一彦君） 資料は6番で73ページになりますけれども、今村では指定文化財が18、指定保存木が9つでございます。それぞれ持っていらっしゃる方、それからその地域にあるところの老人会とかそういうところに保存管理を依頼している部分もございます。そういったことでそれぞれやっていただいておりますけれども、例えば雪で枝が折れてしまったりですとか、今この中でも松が枯れてきているのではないかというお話もいただいております、それぞれで一つ一つ対応させていただいているところでございます。

ただ、帰ってきて、全体をちょっとうちのほうでも一つ一つ確認する作業を行っておりませんので、30年度早い時期にこの保存、それから管理をやっていただいている方にお集まりいただいたり、現地を確認させていただく中で、その状況を把握していきたいなと考えているところでございます。

委員（佐藤健太君） といいますのも、村の指定文化財という形でありますので、これもほかの地域でいえば、恐らく国の指定だったりいろんなさまざまな指定があつて、三春の滝沢でもそうですけれども、ここをしっかりと整備してPRしていくことによって、年間何万人の人が滞留するということもつくっていくことができるのかなと思っております、実際この部分を全部回ったことはないですけれども、しっかりここを整備をして保つことによって住民の誇りをも保たれるわけですし、さまざまなそういった場所として生かしていけるのではないかという部分があると思いますし、以前役場にも来ていただいて講演いただいた水俣の吉本哲郎氏が地元学ということを提唱していますけれども、その中でないものねだりをするなど、あるものを探せということを一説としてうたっているわけですが、そういったことが一つの取り組みにもなるのかなと思いますし、ここから新しいものがまた見つかっていく可能性もありますし、これは早急に調査をして、今現在どうなっているのかと、この後ここが飯館の大きなスポットになる可能性もありますので、そういうところを整備をしていただければなと思っております。以上です。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、委員がおっしゃられたとおり、今被災地でもこういった昔からある文化財等を大事に再発掘をして、それで人を呼ぶというような事業をやっているところもございます。実際、今、オオカミ絵が復活したということで、今月の24日に村外の方にも来ていただいてバスツアーみたいなものを主要な事業でやるんですけれども、非常に人気が高くて、まだありませんかというような、とっくに定員に達してしまっただけなんですけれども、そういった非常に注目されている部分もありますので、昔でいえばミズバショウなんかはどうですかということで、村外からみえていたということもございますので、そういったところも含めまして、今度定住、移住、交流なんていうことも村全体で取り組んでいくということでございますので、そういったところとも関連させながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

委員長（相良 弘君） その他ございませんか。

委員（高橋孝雄君） 私からは1点ほどお尋ねしたいと思います。

No.6の53ページ、下から2番目の森林・山村多面的機能発揮対策事業についてでございます。この作業の内容とそれから除染事業でありますから、その作業内容に使用する機械等の免許取得とか、そういうのについての助成があるのかどうか、お願いします。

復興対策課長（中川喜昭君） ただいまの森林・山村多面的機能発揮対策事業ということで質問いただきまして、後から配付しました提出資料のほうに詳細を載せてありますので、そちらをお願いしたいということで、9ページ。（「何番」の声あり）後から配った資料ですね。委員さんのほうから要請があった資料つづりがあったと思うんですが、その資料の9ページでございます。

それで、この事業については、国のほうからそれぞれの県単位になりますが、そこに地域協議会をつくりまして、その地域協議会へ自治体が申し込みをしまして、そこに国費が来るという形になっております。

それで、中段部分に写真3枚ありますが、そこに地域環境保全タイプという形でメニューが載っております。飯舘村の場合は、29年、あと30年度においても、その下の左側の里山林景観を維持するための活動ということで、1ヘクタール、括弧書きであります。16万円の国費がもらえるという部分でございます。活動した場合16万円もらえるということで、国からは71%の12万円しか来ないものですから、あとの1ヘクタール4万円については村のほうから交付金という形で出すという内容になっております。

それで、かねてからも森林除染、里山除染の部分という話をいただいております。ただ、国の考え方としては今のところ森林の除染というものはしないということで、そのかわり今里山再生モデル事業ということで、林野庁、復興庁、環境省で3カ年のモデル事業を行っておりますが、その結果については31年度ということでもあります。ただ、村民の方々からもやはり里山だけでも手入れできる事業がないかなということで、29年度にこのような事業が国の制度の中にあるということで、29年度から村としては実施しているという状況であります。

それで、実施内容であります。10ページに書かせていただいておりますが、一応先ほど話ししましたとおり、交付金事業概要（ウ）の交付金であります。事業費の75%以内、これを国からいただきまして活動組織に来ると。後は補助金ということで残りの25%、これは村から活動組織にお支払いをするということで、活動組織、活動された方々には100%交付金としての形でお支払いをするという内容であります。

それで、29年度におきましては、モデルということで、飯舘村のその活動組織としてフォレいいたてという組織をつくり上げました。29年度においては、深谷の住民の方々にお世話になりまして、10名で設立をしたということであります。それで、先ほどのメニューの地域環境保全タイプ、里山林の保全ということで行っておりますが、内容的にはどういう仕事内容で活動ができるんだということで、細かく書いてあります。下刈り作業とか、それを集めたり処理をする、あとは落ち葉をかく、あとは歩道とか作業道の新設・改修などもできるということがいろいろとございます。それで、29年度においては、

深谷の住民の方々にあいの沢を中心にして行っていただいたということであります。この前には空間線量等もはかりながら実施をしたということで、先ほどお話しした活動内容を深谷住民の方10名にさせていただいたということであります。

それで、活動内容であります、11ページのほうに載せさせていただいておりますが、一応夏場過ぎてからということで、7月、8月から地元の方々と協議をしながら9月から、9月25日を1回目としながら10名の方々を対象として活動したということであります。最終的には11月27日ということで、15回ほど集まっていたいて取り組みということであります、森林調査から始まりまして、雑草木の刈り払い等を行ってきたと。それで、やはり一日という部分ではなくて、半日ということで午前中活動していただいたということであります。

それで、空間線量が、事前調査しましたら2.5マイクロシーベルト、時間当たりですね、以下だったということで、代表の方に個人線量計を持っていただき、その数値的にはそれぞれの月日のところに書かせていただきまして、例えば9月25日ですと3時間で0.25の積算がされたということで、状況的には15回やりまして、1時間当たり0.16の数値だったという結果が出ているようでございます。

それで、30年度につきましても、各地区でもしそういう事業に取り組んでみたいという地区がございましたら、500万円の中でぜひ活動をしていただければなと思っております。なお、29年度深谷の住民の方でやった取り組みについては、3.5ヘクタールということで50万円ぐらいかなと思っております。それで、始める際にこの事業の趣旨、あとは資材関係、手袋とかあとヤッケ関係とか、必要なものについてはこの事業で購入して配付して使っていただいたという状況でございます。以上であります。

委員（高橋孝雄君） 昨年、私どものところでは防風林の手入れをしたわけです。6年間も放置していたもので、つるも絡まってひどかった。その中で一応機械を使うということで、出張講習をしました。私のうちに24人ぐらい集まって、チェーンソーの講習会をして、それで始めました。しかしながら、なかなかなれている人もだけれども、なれない人はけがが一番心配なもので、しっかりと安全対策をしなければならないということであります。しかも、初日は出たんだけれども、2日、3日と過ぎるうちにつらくなって最後に残ったのは6人ぐらいでした。それで何とか予定の面積は達成しましたが、やはりそういう助成事業で出してもらえらるならば、給料も高く払えるし、最後まで出てくるのではないかと思います、その辺どうですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年度、委員もその組織のほうで活動されたということでありますが、先ほど事業説明しましたように、あくまでも里山での手入れ作業というのがメインになっているということでございます。

それで、先ほども時間とかお話をしたように、やはり里山をみずからの手できれいにしていくという部分ですので、やはりできれば短時間の中で長く続けながら、苦勞というか、精神的に負担にならないようなやり方がいいのかなと。これが例えば30年度も取り組んで、この事業についても33年度まであるようでありますので、国のほうに要望しておりますが、やはりみずからの手で里山を手入れしながら、そして金額的には少ないで

すけれどもある程度小遣い稼ぎになるような、自分たちの生活のためになればということでの取り組みなども提案している部分もありますので、こういう事業を使って、やはり苦にならずに長期的にできるような事業になればいいのかなと思っております。

なお、この事業が取り入れられるかどうかについては、またいろいろご相談いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

委員（高橋孝雄君） それで、この前、課長のお話、相談申し上げたことがありましたね。チェーンソーの免許を取るのに何とか人をここで集めて村で何とか開いてもらえないかという要望をしたわけでしたが、それがかなわないので、私、自分で建設会社の人を呼んで交渉してやったわけですが、今後これからそういう人たちがもしチェーンソーを使うという人がふえれば、やはりそういう講習会も村としては取り組んでもらえるのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年ですかね、お話しいただいたのはね、大変申しわけございませんでした。やはり、あの時点ではなかなか森林に入ってチェーンソーを使うとか、草刈りをするという部分を、国のほうから2.5マイクロシーベルト、時間当たりですね、それを超えるようなところでは作業しないでくださいというような部分もあったものですから、前向きな対応はできなかったんですが、今お話しいただいたように、今後住民の方々にいろんな意味で、空間線量をきちんと見ながら作業してもらうということでは、チェーンソーなり、あと使える機械という、技術講習という部分も必要になってくるかなと思ひますので、ニーズを見ながらそういう講習会のある団体のほうにも機会があればお願ひをしながら実施していきたいと思ひます。1人、2人ではなかなか村でやるというのは難しいものですから、ある程度の人数が集まるような声があれば取り組んでまいりたいと思ひます。以上であります。

委員（高橋孝雄君） 村復興のために復興の作業は避けて通れないと思ひますので、しっかりしたサポートをお願ひして終わります。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため一時休憩します。再開は午後1時10分とします。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（相良 弘君） これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） 資料No.6の74ページから75ページにかけてですけれども、スポーツ公園の今回使用料が改定されるということになっておりますけれども、以前のやつですと、飯館村民からは取らない部分があったんですけれども、野球場とか。今回それが削除されて全てからということになっているんですが、その辺の成り行きというのはどういう格好でこの表になったのか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、おただしのスポーツ公園の使用料に関してでございますけれども、ご質問のとおり、今回の議案に上げさせていただきまして、使用料の改定をさせていただくということにしております。ただ、減免につきましては、条例ではなくて

規則のほうでうたいたいなと思っております。基本的には、震災前と一緒に村民は基本的には減免ということで考えております。ただ、今までも夜間の照明代というんですかね、野球場なんかの照明代は取っておりましたので、それについてはご負担をいただきたいなということで考えているところでございます。以上です。

委員（渡邊 計君） このスポーツ公園の使用に当たって、以前から何とか村外から合宿で来て使ってもらいたいものだとすることを教育長などもうたっておりましたけれども、今現在村外から来て合宿をするという場合、恐らく宿泊施設は「きこり」ぐらいしかないのではないかと。となった場合、きこりを利用した場合にもそういう何らかの優遇措置があってもいいのかなということで、その辺をご検討していただければと。これは提言ですので、お答えは結構です。

それと、同じく野外ではなくて、体育館を使用したいとなった場合に、学校施設の体育館の使用に関してはどのようになりますでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 学校施設につきましては、従来から子供たちが使わない時間帯については社会体育施設ということで利用できるというふうにしておりまして、もちろん利用料金はいただかないという形になっております。ただ、具体的に合宿等が入りまして、中学生、小学生のほうで使用している際には、調整が必要なのかなと思っております。

委員（渡邊 計君） 続きまして、76ページの農業委員会交付金事業等です。そのほかの活動報酬100万円ほどとっておりますけれども、これは会議やあるいは外部に見て歩いた人というところに支払う、要は費用弁償だということですが、1回当たりどのくらいの金額を見積もっておられるのかなと。

農業委員会事務局長（石井秀徳君） 先日の事業説明の中で説明させていただいたと思っておりますが、費用弁償につきましては今回の条例のほうにも上げさせていただいています。農業委員とそれから推進委員の報酬につきましては、議会議員の旅費及び費用弁償のほうの条例規定を引用するという流れの中でその辺は同じなのかなと思っておりますが、活動については、その内容にもよりますが1回程度3,000円を考えているところであります。ただ、その内容については、活動報告といいますが、報告書を出していただくということで予定をしているところであります。以上です。

委員（渡邊 計君） 今回その条例で村長の定めるところによりということを書いてうたっているんですけれども、今こういう条例なんかをパソコンで全ての人が見られるわけでありまして、取り寄せることもできる状態の中で、村長の定めによりだけでは、一般の人が見た場合に、言葉が悪くなると、村長の胸先三寸かなということにもなり得るんですけれども、ただ説明資料の中にもありますし、条例の中を見ましたところ、特別職の報酬、これすべからく5,000円になっているんです。議会のほうは3,000円になっているかわからないんですけれども、この特別職の費用弁償に関しては、日額ほとんど全てが、選挙に関して以外は全て5,000円になっているんですけれども、そのところ今後どのように金額を決めるかは行政次第ですけれども、この辺はそろえるべきではないのかなとこのように思ったので、そのところを提言しておきたいと思っております。

次の質問に行きます。資料No.5の10ページ、一番下に34番というところで、学校運営協議会、土曜授業事業ということで、768万1,000円ほど上がっているんですが、これ前年度もやっていると思うんですが、今年は何回ぐらいやるのか、その内容的にはどのようなものをするのかお伺いいたします。

教育課長（村山宏行君） 学校運営協議会及び土曜授業の開催ということでございますが、学校運営協議会につきましては、毎月開催しております。定例的に学校の状況を保護者の方々、PTAの代表、それから地域の方々に知っていただくという目的で開催しております。12名の委員で毎月ということですので、12回になります。

それから、土曜授業につきましては、小学校、中学校ともに10回ということで予定しております。

委員（渡邊 計君） 今年の内容はどんなもの。

教育課長（村山宏行君） 土曜授業についてでありますけれども、小学校につきましては、総合学習の時間、それからふるさと学習、そういったところにかけたというところであります。また、土曜日に開催するというので、その日をちょうど参観日に充てたり、行事等に充てたりというところが多いということでございます。

中学校につきましては、ふだんの授業として活用しておりますので、土曜日についてもこちらの教科というところがございます。

委員（渡邊 計君） 次、No.3の133ページ、7款2項の13節、道の駅に関してですけれども、3,300万円ですね。その下に地域コミュニティ再生交流事業ということで978万3,000円上がっておりますけれども、この交流事業、どんなものやられるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） No.3です、133ページであります。資料6の緑色の表紙のほうであります。58ページになりますが、上のほうの部分で、道の駅までい館指定管理業務の下に地域コミュニティ再生交流事業ということで、国の交付金事業を受けての事業ということで、その下に道の駅までい館での交流イベントということで上げております。金額的には978万3,000円でございますが、道の駅の場所を使いまして、地域の方々を道の駅に呼ぶというような交流イベントを開きたいなということでのものがございます。3回ほど予定しております。

まず、1つは子供の日、4月下旬から5月の連休の部分であります。子供の日もありますので、こいのぼり等を飾りながらイベントを開いていきたいというのがまず1点であります。あと、2点目が、8月12日が道の駅、今年1周年ということでありますので、その際に交流イベントを開いていきたい。あと、12月には昨年も行っておりますが、クリスマス時期にイルミネーションのイベントということで考えております。今現在、村商工会の青年部の方々が中心となって事業を展開したいということで協議をさせていただいているところでございます。以上であります。

委員（渡邊 計君） 道の駅に関して資料をいただいているわけですが、先ほど佐藤健太委員から、3,300万円の管理業務料を入れるので管理業務の実態に関しての資料をいただきたいということがあったんですが、これ5月には出せますよね、書類。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話ししましたが、いわゆる指定管理はそれなりの計算がされ

てこのぐらいという話は出てくるんですが、いわゆる貸付金という話は……（「貸付金の話はしていないから、管理の」の声あり）管理のほうはそれなりに、ただ1年がたっていないので、どのぐらいができるかはわかりませんが、ある程度の経費がこのぐらいかかるというのが出てくると、こんなふうに思っていますので、5月に出せるかどうかはわかりませんが、1年間振り返ったところである程度出てくるのではないかなという気はします。

ただ、毎年、毎年やっぱりいろいろな付加的なことも出てきます。この1年の中には結構冷蔵庫が欲しいとか、あるいはごみを投げるハウスをつくらなければならないとか、もういろいろなことがやっぱり出てきましたので、ある程度はその予測のつかないところの予算もやっぱり出しておかなければならない。その都度その都度何かをやるときにこの次の定例会でとかという話にはならないというところもありますので、そういう金額を出させていただいているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 私が言っているのは、去年から始まった道の駅に関して、その事業報告書、佐藤健太君も同じだと思いますけれども、事業報告書を出してほしいということで、これは平成17年12月20日条例第28号の中で、改正案28年3月18日条例第5号ということで、飯舘村の条例に載っているんですけども、飯舘村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の中の第11条の中に、指定管理者は毎年度終了後30日以内にその管理する公の施設に関する次に上げる事項を記載した事業報告書を作成し、村長等に提出しなければならないと、こううたっているわけですよ。それで、その4項目あるわけですが、1項目が管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項、2番目に使用料または利用料金の収入実績に関する事項、3番目に管理経費の収支状況に関する事項、そして4番目にその他村長等が別に定める事項ということで、これは毎年度終了後30日以内に作成しなければならないと条例にうたっているんです。ですから私は5月に出せるんでしょうねと聞いたわけで、もう一度お答えお願いいたします。

村長（菅野典雄君） ですから、出すのは毎年いずれにしても出してもらわなければならないんですが、5月というものが、8月からスタートして、いわゆる1年分でない中で出せるというのは多分出てくるだろうと思いますので、ですがその1年分というのはなかなか今の段階では5月には無理ではないかという話でお話をさせていただきました。

委員（渡邊 計君） 村長、1年分っておかしいのではないですか。これは事業報告書であるんだから、道の駅が開店してから今年の3月31日ですか、毎年度終了後30日以内にですので、1年分って言っていないんです。結局は今回欲しいのは、開店してから今年の3月いっぱいまでの事業報告書を30日以内に報告しなければいけないという条例があるわけですから、であるならば5月に上がってくるんでしょうと、それをお聞きしているので、1年とかなんとかの問題ではなくて、条例に従ってやらなければいけないのではないかなとそう思って質問しているわけですが、いかがですか。

村長（菅野典雄君） 出せると思います。

委員（渡邊 計君） 資料の中、いただいたやつの1ページに、までいガーデンビレッジの負

担割合が50%を持って、あとの50%は赤塚植物園とか、いいたて村までい企業組合、その他地権者ということになっているんですが、これらの配当というのは、一応株式ということになっていた場合は配当があり得るのかどうか、その辺はどうなっているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 当然、収支の中でプラスになれば配当しなければなりません、今のところある程度一定の基準額で基準がありますので、10万円、20万円出たから配当というわけにはならないので、当然その一定の基準の中でプラスになれば配当できます。今、隣の太陽光、深谷ですね、あそこは配当出しています。

委員（渡邊 計君） これ、株式ではなくて、例えば村単独で道の駅をやっている、村のほうから第三セクターみたいに管理者を決めて預けますよという形でやっているならば、この管理費3,300万円、村で出すのは納得できますが、これ株式にした場合、向こうにも出すことになるのかなと思うんですが、出資というか、この管理費とかそういうこれからの必要な経費に関しては、株式であれば出す必要があるのかなと思うんですが、その辺はどのような対応をしていけるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今申し上げたとおり、あくまでも収支の状況で配当が出せる状況にあるかどうかということになりますから、例えば今年、去年の8月からスタートして3月の決算ですよ。4月1日から3月31日ですから、今のこうした状況を見ると、1年目に配当を出せるような状況にはございません。これから何年かやってみてプラスの状況になってくれば、これは役員の中で配当が出せるような状況になれば役員会の中で配当を出すということになります、少なくとも今年は配当を出せる状況にはありません。

委員（渡邊 計君） いや、その配当ではなくて、株式会社である、持ち株が50、50、その中で村側が3,300万円の管理費を出すとなれば、向こうの持ち株50%の方にも何らかの管理費とかそういう出資をまた出すようになるのかなと、そういう疑問を抱いているので、そのところはどうなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） この施設は、公設民営なんですね。ですから、先ほどの指定管理委託料というのは、1年間かかる経費、空調とか何かの業務委託料を含めて、その中で決めている額なんですね。それが精算してですよ。当初見ていた金額、予算額と差異があれば業務委託料の減、あるいは逆に言うと増という、これは3月ですからできないと思うんですが、減というのが次の年の中で出てくるかもしれませんが、今年は多分目いっぱい、決算まだできませんけれども、3月いっぱい締めますから、その中で配当というか、少なくとも利益が出る状況にはない。

したがって、村以外のせつかく出資をして村を応援したいという方なんですから、実際はボランティアで会議に出ています。旅費も払っていません。そういう方に50%、50%だからまだかかる経費を村のように出してくださいというお願いはできません。できないです。全く経営状況がよければ別ですけども、配当が出せてということになれば別ですけども、今の状況の中ではとても収支のバランスが目いっぱいではないのかなと思いますから、出資金の割合に応じてまた拠出してくださいよという話はできないと思います。

委員（渡邊 計君） その話はわかりましたけれども、これが株が要は1,000株でなっているわけですが、これを株式にして株があるということになれば、この株に対しての証書はつくってあるのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） はい、株式証書をつくってございます。

委員（渡邊 計君） では、次、質問変わります。

No.3の249ページ、簡易水道に関してですけれども、2番目の水道使用量の未収繰越分、これ10万1,000円になっているんですけれども、これは震災前からの続きかと思われそうですけれども、この10万1,000円というのは何件分というか、何人分というか、なっているのでしょうか。

建設課 今少しお時間をいただきまして、すぐ回答いたします。

委員（渡邊 計君） この水道料金ですけれども、現在、工業とか商業はどうか。工業とかで使っている分は徴収していますけれども、一般の方からは徴収していないわけですが、この徴収していないのがいつまで続くのか、いつごろから徴収が始まるのか、その辺は今わかるのでしょうか。

建設課 使用料につきましては、今現在仮設関係ですね、仮設で水道を使っているような場合、といいますと、学校の工事とかそういったところで使われている水道につきましては料金を取らせていただいております。一般的な住宅とか震災当時から運営していたところにはまだ徴収はしてございません。徴収の見通しでございますが、現在審議会等も開催はしてございますが、来年度は徴収しないという今方向性で議論を進めているところで、30年度は料金は取らないでいきましょうかという議論を今しているところでございます。以上でございます。

委員（渡邊 計君） これは水道も結局村民がどのくらい戻ってくるかということによって、水道料の収入が変わってくるわけですが、帰村の人口が震災前よりは少なくなるであろうということは目に見えているわけで、それでこの徴収が再度始まるようになったときに水道の基本料金というんですか、あるいは使用料、こういうものに関して水道を確保していくに当たって、値上げ方向に行くのか、あるいは帰村していただいた人のために固定資産税なども見直して、今は減免という形になっているわけですが、この水道料金に関しては徴収が始まった場合どのような形になるのか、今現在はどうなっているのでしょうか。

建設課 先ほどのご質問の滞納者でございますが、12件でございます。

水道料金でございますが、いろいろな議論の方向性がございます。委員さんがおっしゃる方向性もございますが、なかなか審議会等での議論の中ではなかなか値上げというのは難しいのではないかなと。あわせて、集落排水のほうの料金体系も、以前震災前につきましては、基本料金プラス人数の単価というのもあったものですから、そちらのほうはもうちょっと平等な料金体系というものにならないだろうかというところで議論のほうは進んでございます。以上でございます。

委員（渡邊 計君） 今、係長のほうからあったわけですが、この後質問しようと思っていたんですが、下水道の使用料、これも確かに1軒幾らのプラス1人300円だか、350

円でしたか、500円ですか、という徴収料を集めていたんですが、ご存じのとおり、水道のある飯樋町、それから草野、特に飯樋町はどのくらい帰られるかわかりませんが、草野の町に関してはもう帰る人がほとんどいないという状況で、建物は残すけれども残すだけでこっちには戻ってこないという人もいるわけで、本当にこれ、以前のような料金体制でこの下水道が賄っていけるのかどうかというところになると、まだ村の会計がふえていくということになるんだと思いますけれども、この辺がやっぱり水道料、そしてこの下水使用料、こういうものに関して村民はやっぱりどのくらいになるのかなということを気にしていますので、できるだけよくしてはいただきたいですが、村の予算ということもありますのでその辺よく検討していただいて、今後再徴収が始まるときまでには村民が納得するような形の条件で徴収していただければなとお願いしたいと思います。

続いて、同じNo.6の331ページ、5款1項のところに一般介護予防サービス事業費というものがあまして、ここに謝礼が30万円、それと介護予防体操普及業務49万4,000円とありますが、この内容というのはどのような内容になるのでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 地域支援事業のところの一般介護予防サービスという部分でございまして、こちらのまず謝礼につきましては各種教室等にお願ひしました講師の謝金という形になっておりまして、次に、委託料の中の介護予防体操普及業務、これにつきましては、今現在も社協のほうに委託しながら各種体操等々を行っている部分になります。

委員（渡邊 計君） この体操を社協でやっている場所がどこになるのかと、要は仮設などでも今現在そういう体操をやっているんですけれども、そういうものは別予算で上がっていると思うんですけれども、この体操教室というのは交流センターかどこかでやっている体操。

健康福祉課長（齊藤修一君） この体操の部分につきましては、100歳体操ですか、その部分につきまして、交流センターといいますか、サポートセンターの中、あるいはお茶会等で普及を進めているところであります。

委員（渡邊 計君） 次の335ページになりますけれども、ここも介護予防生活支援サービスとなっているんですけれども、13の委託料で介護予防サービス事業ということになっているんですが、この事業内容は。

健康福祉課長（齊藤修一君） 少々お時間をいただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 331ページの一般介護予防サービスの中で、サポートセンター「つながっぺ」とかで体操をしているということですが、この「つながっぺ」にしても交流センターでいろんな事業をやっていますけれども、ポイントをつけて、どうしても女性の方がほとんどなんですよね。どうしてもというのかな、男の人が集まりが悪いと。その中で、男の人たちも何とか集まれるようなものをやるべきかなという声がちょっと村民の間から聞こえたので、何をやろうかなとちょっと話し合いましたところ、男の人だったら将棋や囲碁がいいのではないかと。そういうこともやるようなものをやれば男の人も集まってくるのではないかと。マージャンという話も出ましたが、マージャンにな

りますとお互い興奮する遊びでもありますので、ちょっとその辺はあれかなと思うので、今後男の人も参加できるような何らか事業を検討していただきたいのと、これは提言しておきますのでお答えは結構です。

健康福祉課長（齊藤修一君） 先ほどの委託料及び負担金でございますが、これは国保連合会への委託、あるいはこういった事業に対しての負担金というような形で支出しているものであります。

委員（渡邊 計君） 負担金はその下で3,036万円出ているんですけども、この委託料で361万2,000円というこの委託料の事業費というのが何をやっているのかという、そこを聞きたいんです。

健康福祉課長（齊藤修一君） この委託料につきましては、全国一律の事業ということで国保連合会が主催しています。そのサービス、マネジメントとかそういった部分の事業に対しての委託というような中身で出しています。

委員長（相良 弘君） その他ありませんか。

委員（高橋和幸君） 私のほうからは、村民からの声がありましたので、資料No.6の3款1項1目の一番最後、安否確認見守り健康支援事業、34ページです。村内帰村者の安否確認見守り健康支援を行う事業と書いてあるんですけども、これ今年度議会のほうでも昨年度もやったと多分私の記憶では聞いているんですけども、先日3.11、私の兄の命日だったので墓参りに行った際に、3行政区の方とお話をする機会がありまして、2行政区の方から健康問題の話が上がりまして、私のうちにはそんなの1年間来たことがないよという声があったんですけども、先日の予算のお答えのときに、多分そのときに留守だったのではないですかというご回答があったと思うんですけども、委託なので、役場職員が回るのであれば8時から5時までとかだと思うんですけども、委託の方がどういうサイクルで回っているかわからないんですけども、村民の方には家に寄ってほしくない方とか、あと夜になっても勝手にブラインドを下げていないふりをしている方とかもいるので、なかなか難しいところもあるかなと思うんですけども、村民の福祉の向上、ケアの充実という点からもしっかりと対応していただきたいと思うんですけども。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまの安否確認見守り健康支援事業でございますが、追加資料の47ページになりますが、これにつきましては新規事業ということで、今ほど委員のほうからありましたように、見守りの部分につきましては社協のほうにお願いしまして相談員等々を派遣しながら安否を確認しているような状況であります。

それで、村内に帰村された方に対してなかなかお会いできないということがありますが、人数的にも限られておりますので、基本的には2カ月に1度程度ということになるかと思いますが、その中でなかなか対応できなかった部分あります。そういったことも踏まえまして、さらに30年度もう少し体制を変えながら、こういった確認、あるいはあわせて不安な部分、健康、そういった部分につながるようなものを行っていきたいと考えているところであります。

委員（高橋和幸君） あと、最後にもう一点、きょう新しく配られた資料なんですけれども、

6 ページ、平成30年度農業普及就業指導についてなんですけれども、これも私ほかの行政区の方からお話を伺いまして、申し込んだけれどもできなかったと。その人の場合は五、六人ですけれども、30人くらい集まってやっているんだと私は聞きまして、先日の予算委員の内室でも聞いたですけれども、結構いろいろな基準があるみたいで、審査とかですか、大変厳しいところもあると思うんですけれども、せっかく今年から農作業に従事できると思ったらできなくて、やる気をなくしてしまうという村民の声もありましたので、この農業をしたいという村民の意向をそがないためにもどうすればいいのかとか、どういう対策とか、機具とか農具とか、そういうのも必要なのか、しっかりと村民に説明責任を果たして支出していただきたいなと思うんですけれども。

復興対策課長（中川喜昭君） 資料、委員会のほうから求められた資料の6 ページに今ご質問いただきました。これは、農業普及就業指導ということで、ここにありますように目的と、あと事業計画ということで書いてあります。村内で29年度から作付が始まったと。なりわいで生産、出荷まで計画しているという方々につきまして、やはり村としましては、つくった以上はやはりなりわいという部分では出荷ができるように、あとはつくった以上は必ず売れるものに、大分その辺のやっぱり普及指導が必要かなということで、29年度においては、民間の方をお願いして、それぞれの農家のほうから希望があった際、あとは村のほうでどんなふうにしたらいいかという相談とかで、農家のほうに出向いてどういう品種が、例えばこういうものをつくりたいんだと、花をつくりたいんだと言えば、こういう品種が今市場で多く出ていますよとか、あとはその土壌が作物に対してどんな土壌の状態だといいいのかなとか、そういう部分を指導していただくという形で行ってきている事業であります。

5 ページのほうに29年度の実績ということで、昨年4月から今年の3月8日までであります。このような指導をしてきたということで、農家の方々がこういった状況の中でいろんな市場の関係とか、マッチングとか、そういうものを行っているというものであります。

それで、高橋委員からお話しいただいたのは、多分県の4分の3事業なのかなと思っています。先日も個別の説明のときもちょっとお話をいただいたところでありますが、No. 6の49ページ、何かグループをつくって農業をやろうとしたんだけど、県のほうの話で何か取り次がなかったという話が今ありましたので、ここにあります原子力被災12市町村農業者支援事業、これは県の事業でありますけれども、いわゆる農家の方が今後村内で農業をしていきたいということで、作付をする部分で農機具とかハウスとかが必要だということでの支援する事業になっております。それで、一番はその農家の方々が作付、例えば野菜をつくるとか、米をつくる、畜産をやるといった際に、その農家の方がやはり5年間の営農計画を立てていただくということが県の補助をいただくのに必要条件になっております。それで、その営農計画をつくる中で、自分でこの程度の規模でやりたい、そのためにこういう機械が欲しい、あとハウスが欲しいとか、そういう部分でそういうものの購入、設置に当たって、その事業費に対して4分の3の補助が国から来るというものであります。

それで、今何人かの方、5人でやろうとしたんだけどもうまういかなかったという部分ですね、ということでお話がありました。その辺の部分については、農家の方々、個別に村のほうで一度受けて、それぞれの計画を聞きながら県のほうに出しておりますので、ぜひともその農家の方、どんな状況かちょっと私もわかりませんが、ご相談いただければなと思っております。

先ほどの資料での話は、農家一人一人に対してその方が考えている作物に対しての農業普及と就農指導をするという内容でありますので、これらも個別で対応してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（高橋和幸君） 説明はわかったんですけども、このきょう配られた資料ですか、この方々は実際この補助で相談等の支援をした方なののでしょうか。ちょっと名前は控えますけれども、私にお話に来られた代表者を含め、ほとんどの方々の名前がここに入っていますので、作付ができなくてがっかりしていると、やる気をなくすというお話でしたので、どういうことなのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 村としましてといいますか、担当課としましては、今農業を村内でやっていきたいという意欲のある方々には支援していきたいと思って、どんなことでも相談に乗っている状況であります。ですので、もしここにある名前の方がいるということであれば、私自身この方々とほとんど会っている方々でありまして、いつもお声がけをして前向きなお話をいただいております。そういう意味では、今委員がおたのしいいただいているようなことはないのかなと思っておりますけれども、ぜひともその辺の話、個人的な話になるとあれですから、もし個別に担当のほうとお話いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。

委員（佐藤八郎君） 20ページ、No.6、ごみ収集、ダブっているかもしれませんが、ごみ収集の運搬処分料が1,480万1,000円で、これは目指す内容と体制並びに日常的な運営内容と作業の安全対策について伺っておきたい。

住民課長（細川 亨君） 収集運搬については、平成29年度同様に3名体制でやっていくということでございます。あわせて分別収集も行くと。それに平成30年度においては新たに燃えないごみの埋め立て、あとは粗大ごみの埋め立て、回収ということで、そちらのほうに3名、そのほかフレコンバックの詰めかえ作業に4人雇用して、常時3人出勤ということで、月水金の3日間で4時間でフレコンバックに詰めかえ作業をするという内容でございます。

安全対策の部分でございますが、フレコンバック詰めかえ作業、こちらが外での作業が主になってきます。コンクリートの厚さが3メートルから5メートルほどあるものですから、放射能もはかってきた結果、高さ1メートルで0.21マイクロシーベルト、高さ10センチメートルで0.17マイクロシーベルト、あと安全対策としましては、転落防止のフェンス等の設置工事ということで、これは29年度実施しておるところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今、3名、4名、常時3名、一体何を常時、よくわからないんですけど

も。これはあれでしょう、1社しかないので目黒さんに委託する分なんでしょう。違いの、これ。そこでの予算額がふえたのかな、これ。ふえた分はこの新たにやる分が追加されてふえていると。この月水金回って歩いて集める、4名従業員がいるも常時は3名だと。フレコンバックの作業もこの方々がやるということなんですか。

住民課長（細川 亨君） 収集運搬、分別収集に関しましては、今いる方3名が担当します。

あとのいわゆるフレコン詰めかえ作業については、新たに4人雇用して常時作業員が出勤しているということになります。以上です。

委員（佐藤八郎君） その4人分というのはどこに出てくるんですか、金額的に。

住民課長（細川 亨君） このごみ収集運搬処分等業務の1,480万1,000円の中に、このフレコンバック詰めかえ作業といたしまして344万4,000円が入っているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 昨年もこれ収集運搬は同じなのに、項目がふえて、新たにフレコンバックを、これは何、月水金やるのではないでしょう、これはどのぐらいのやり方でやるんですか。

住民課長（細川 亨君） フレコン詰めかえ作業については月水金なんですけど、そのほかに関しましては、不燃物も回収いたしますので、資源ごみも回収しますので、そちらの収集運搬、あとは埋め立て処分ということでやっているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 収集運搬、ごみ集めは3名、不燃、資源、埋め立てとフレコンバックは4人でやる。実際の流れ、どんな流れで責任を持ってやっていくのか。

住民課長（細川 亨君） フレコンバック詰めかえ作業は4人雇用で3人常時出勤というのは、これはもうそれだけなんです。そのほかの収集運搬業務、埋め立て処分、分別収集、こちらは今雇用している3人の方がやるということでございます。

委員（佐藤八郎君） これ、フレコンバック作業はどこでやられて、蔵平に全部運ぶようになるんですか。

住民課長（細川 亨君） 平成29年度の12月補正でやったと思いますが、転落防止のためのフェンス設置工事を実施する場所、今までの小宮の焼却炉、解体した部分が今更地になっています。そのコンクリートの上でフレコンバックの詰めかえ作業をやるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 28ページ、内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業、放射線相談事業とありますけれども、これまでも成果なかなか思わしくないよう話もありますけれども、この予算での内容に対して、成果をどのように求めるのか。どのような方法でやるのか伺っております。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまのおたはしは追加資料の38ページ、39ページですか、内部被ばく検査事業並びに甲状腺検査事業の実績というようなことでございますが、これも29年度こんな形でそれぞれ検査等実施されまして、結果的には受検者が少なかったということなんですけど、実際的にこちらの検査どちらにつきましても、今までいろんな形で受診受検ですか、そういったことを一生懸命勧奨しながら行ってきたわけなんですけど、なかなか年齢が上がってくるにしたがって、特に甲状腺の検査のほうが、当時18歳

等々がだんだん村外といいですか、全国にどんどん移住といいですか、移っていかれる方が多いものですから、そういったことがなかなか勧奨できない、あるいはそういった部分で受検率が下がるというような部分もありますので、今ほど言いましたように専門家の検証の中でも長期間にわたってこういったことを続けていかなければならないという部分もありますので、村といたしましても引き続きそういった受検の勧奨と、あるいは機会を設けていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 住民基本台帳からして、18歳以下のその当時で、人数からして、この事業は別に福島県内にいなくても受けられるんだというふうに、検査はされるんだと思うんですけども、全体的にはどういうふうに捉えているんですか。なかなか場所指定が遠くて行けないとか、子供を連れて仕事を休んで行くという流れが非常に困難な部分も聞いておるんですけども、実態としてはそこにどのような支援やらもっと簡単に受けられる体制づくりができるのか。何かいい案は今までの中であるんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまの件につきましては、特に内部被ばく検査、この部分につきましては、経年によりまして若干受検者といいますか、こういった機会も数も減ってきているという中で、29年度から総合健診ですか、こういった際に移動式といいますか、車載式のホールボディーカウンターを用いながら、そういった受検の機会を持ちまして、数字的には若干上がったのかなと思っております。

ただ、この甲状腺検査の部分につきましては、なかなかそういった特に子供たち、村外から出られた子供たちにつきましては、そういった受検といいますか、その機会がなかなか設けづらいという部分もありますので、この部分につきましてもできるだけ受検されるようにという勧奨はしておりますが、そこに結びつかないということもありますので、引き続きそういったことを強く勧めていきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 例えば、この内部被ばく受検対象者6,450人、受診率4%、村に帰っている人数より少ない。甲状腺については、対象者としてどのぐらいのパーセントかわかりませんが、甲状腺がんになったということの手前の部分の方が大分あって、大きさもいろいろですけども、聞いているんですけども、18歳以上の方でも病院にかかって喉関係、何人もやられているということで、そういう意味ではどうもこの検診と実態、健康検査と言われるものがちぐはぐなんですけれども、これは村で一生懸命幾らやってもなかなか大変なので、そういう意味では、県全体としても受診率は上がっていないでしょう。何か対応策は、県は考えているんですかね。村は今言ったようなことで勧めるほかない。対象者あてにはきちんと対応されているんですか。いわきとか郡山とか福島にも甲状腺検査なんかきちんとされた病院があるということで聞いているので、私も何人か今度まとまって行って検査してもらおうかと思っておりますけれども、なかなかどうということが一番いいのか、専門的にはどうなんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 今言われました内部被ばく検査につきましては、先ほど申しましたように今年各病院等々での受診というのに加えて、先ほどの車載式の機械を用いまして、総合健診ですか、各施設等で行います際にあわせて行っていくというのが村としては最善かなと思っております。

甲状腺の検査の部分につきましては、県のほうで1年おきというような意向を出しましたが、その県で行わない部分を村でということで、1年ごとに交互で実施しているというような状況になっております。これにつきましても、基本的にはデータ等は県のほうで管理しておりまして、未受診の方につきましては通知等、直接そういった措置を行っているという状況下であります。なかなかこういった村あるいは県内から出た方々につきましては、こういった受検の機会、ある意味意識がだんだん下がってきているのかなと思っておりますが、引き続き村としてはそういったことを勧奨していきたいと考えています。

委員（佐藤八郎君） 大分これ、学校に子供を連れてくるのには一生懸命なんだけれども、実際飯館でこの原発事故において被ばくした子供たちの検査にもっと本気になって、こういうコースをつくって、いついつはどこどこに行くように回って連れて歩くとか、そういうこときちんとしてないと、体の健康がどんどん細胞がやられているわけですから、別な病気と合併を起こせば必ずがんになる場合もありますから、そういう意味では、飯館の学校に上げるのにはこれだけのトータルで相当なことをやりながら、子供自身の健康を今どんな状況の体になっているかという部分では、非常に私は問題があるとずっと思っているんですけれども、本年度予算においてもそういうこともなければ。早期発見して早くもとの健康な体に回復させてやるという、だって被ばくしたんですよ。自然界の花でもクモでもチョウでも、杉の木でも何の木でも全部被ばくして、それだけの被害を受けているんですよ。人間たちが被ばくしていないなんていうことはないんですからね。だから、もっと真剣になってこの検診率を高めないと、幸い飯館村は甲状腺がんが1人もいないようなデータになっています。浪江は最近2人になりましたとあって、あとは本宮、中通りだともう130とか百八十何人とかあってなっていますけれども、どう考えてもおかしいと思いませんか。放射性物質の一番多いところの子供がならないで、早く本宮とか二本松に避難したからそっちでなったのかどうか、因果関係が示されるわけではないんですけれども、そういう意味では少なくとも現状にある対象となっている子供に対しては、行政としてきちんと健康な体回復のために早期発見するためにも、もっと力を入れるというのが、私は当たり前のことだと思うんですけれども、もっと積極的な事業展開をする考えはございませんか。

健康福祉課長（齊藤修一君） この受検の勧奨であります。基本的には特に甲状腺の部分につきまして、村内の学校といいますか、中学校までは県、あるいは村のほうでも対応しまして、学校のほうに出向きながらそういった検診を行ったり、特に29年度今現在なんですが、村で実施の年の場合はそういった夏休みとか冬休み、土曜日なども利用しながらそういった受検の機会をという形で進めております。30年度につきましても、中学校まで村内の学校ということで学校単位でのそういった受検の計画を今現在立てているところでありますので、ただ村外の学校等々に行かれたようなケースにつきましては、なかなか通知を何度も差し上げるというような形しかとれないのかなと考えておりますが、できるだけ受けていただけるような方法を今後考えながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 村長、見解。

村長（菅野典雄君） ご存じだと思いますが、震災に遭って直ちにいち早く5,000万ほどのいわゆる内部被ばく検査の機械を村独自で買って、あづまの病院にお願いしたと。それから、甲状腺はあづまのほうで買って検査をしていただいているということでもあります。

特に子供の件、今ありましたが、少なくとも村の学校に通っていただいている方は多分いつまでなのかわかりませんが、後で教育委員会に尋ねていただきたいと思うんですが、授業の中で検査をきちんと受けてもらうという形にしていたはずであります。ですから、あと村外はそれ以外に連絡はしているんですが、少なくともやはりそれぞれのところにそういう施設があるわけではないので、夏休みとか何かにぜひ来ていただいてあづまの機械を使ってやってください、それはすべて無料です、村で払いますと、こういうことでやっているところでもありますので、そのほかに何か県のほうでもということになったので、県のときは県のお金でやり、あとそれでない隔年度であったような気がしますが、村でやるときは村がという形であったのではないかと私は記憶しているところでもあります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今、村長が言うのは、村の学校、村の幼稚園に来ている部分、あとは福島に半分ぐらいいますから、福島の周辺には今言われたことがきちんと届いて回っていることもありますけれども、やられているということになりますかね。実態、しっかりして。

健康福祉課長（齊藤修一君） 今ほど申し上げましたように、隔年で県、村で実施しております、県の事業年度の際には県のほうで各学校単位でのそういった実施の計画を立てながら行っているというようなことであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 29ページ、今せっかくいいたてクリニック指定管理の話がありましたので、これ2,000万円の実態あるんですけど、運営内容とこの予算での村民にとっての成果、昨年4月1日から戻ってきてクリニックスタートしたわけでしょうけれども、その内容たるものと、2,000万円というのはどうなのかと。私が戻っている人をずっと聞いて歩くと、週2回というのは非常に大変なこと。もっとやってほしいのと、決まった一人一人が震災で避難しているうちにかかる病気がいろいろあって、いいたてクリニックだけでは済まない部分があったりして、非常に困っている人もいますんですけども、その対応としてはどこで対応されていくのか、その辺も伺っておきます。

村長（菅野典雄君） いいたてクリニックは、震災前ちょうど1年前にはならないんですが、前の年の4月1日からオープンして、次の年の3月11日に避難に遭ってしまったと、こういうことであります。その後も村のいわゆる役場が移る6月22日までしっかりと診療をしていただいたということでもあります。

その次の年、2,000万円の年間のいわゆる委託料といいますか、そういうものを診療がないんだからやめるべきではないかという佐藤八郎議員のことに對して、私はしっかりと答えさせていただきました。信用の中でやっているの、そんなわけにはいかないんですという話であります。その結果、200万円だけは減らさせていただいて、1,800万円をこの間やってきました。そして、その間それなりに松川第1にああいうサポートをや

ったり、あるいは診療もずっとそれぞれ優先的にやっていただいたということでもあります。

そのことがあって、我々が29年3月31日ですか、避難解除の前の年の9月から先生を派遣してもらって、週2日午前中ということでやっているということです。もし、この2,000万円を外せばそういうことはない、お互いに信頼関係で自治体と法人がやっているわけですから、そういう意味でしっかりと先のことを考え、ほかの自治体は病院がなかなかない、医者がないということで騒いでいるときに、私たちはしっかりとこの6年間やってきた結果が今のような状況になっている。まだまだ住民が少ないのでこれから多くなっていけばということです。最初ほとんど診療が1人とかないということがあったんですが、それでもずっと週2日来ていただいているということです。

今は、多分後で担当のほうからお聞きできると思うんですが、かなりの患者に来ていただいている。ですから、そろそろまたもうちょっと過ぎれば週3日とかあるいは午後までとか、そういうことができるのではないかなという気がします。ぜひ、その先々まで考えた中でしっかりとやっていくことが行政として村民のために大切だということをご理解いただきたいと思います。

健康福祉課長（齊藤修一君） 追加資料の41ページになりますが、クリニックの現状ということで今ほど村長からもありましたように、昨年9月以来、秀公会で開所していただいておりますが、昨年の4月から本年の2月までの状況であります。確実に1日当たりの患者数等々がふえておりますし、今後の部分につきましても、平成28年度6月13日の議会の全協の中で、このときはクリニックの9月再開に向けた今後の計画ということでご報告させていただいた部分であります。患者数等需要があれば今後開所の日をふやす等、いろんなことで調整をしていくこととなりますというような回答をさせていただいているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） いや、医者に来ないほうが健康で暮らしているということになるのかどうかというのはあるので、患者さんがいっぱい来たほうが良いという話にもならないんでしょうけれども、まず1,800万円を200万円上げた、そして薬局はない、週2日だということにしているんですけれども、患者がふえれば3日にするか4日にするかというお話もありましたけれども、その計画はないんですか。あくまでもかかる患者がふえればやる、何人になったら、例えば1日60人とか50人になったらやるとか、何かあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、いかにも数字的な話、時間的な話ではないということだけご理解いただけたと思います。いかに村民のために少しでも医療関係、介護関係をやるかというのは大切であるという話はいつも佐藤八郎議員が言っている話でありますから、そういう意味でできるだけ秀公会が何とかやりましようやという話になって、我々の避難解除の前にやってきていただいたわけですから、我々はできるだけそれが少しでも多くなるようにするという形ではないかなと。

それから、薬局の話は今なかなかそう簡単ではないのが、県が何とかできませんかということで、30年度に検討する、こういうことでもあります。うまくいけばいいんですが、

その辺はこれからの我々と県との話し合いの中だというふうにご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 昨年の11月11日民友で、避難地域での薬局開設ということで、このことによって村にも薬局もしたい、常駐して患者を訪問しても診てやりたいという全国的に展開する業者のお話、県ともお話しして、村とも何回か話ししているというお話です。で、今村長が言われる村民の要求に寄り添って進めるならば、そういう点でもきちんと話をし、なるべく早く対応したらいいのではないかなと思うんですが、そういうことになったときのこのあづまとの関係では、契約期間が10年ですか、残り何年あるのかな、3年かそこらあるのかな、その関係とこのクリニックの内部施設、機械や施設の問題もあろうかなと思うんですが、どんな流れになっていくんでしょうか。私はなるべく週2日とか3日とかの話ではなくて、できれば普通の町医者のような形でやっていただいたほうがいいと思うんですが。

村長（菅野典雄君） 全く理想であります。しかし、相手もそれなりに経営の中でやっていたでいて、あるいは医者不足の中で医者を派遣している。全て福島からいいたてクリニックまであちらがお医者さんなり、あるいは看護師さんなり、あるいは事務職なりなんなりをそれぞれ派遣しているということでもあります。そう考えますと、村民が少なくとも村の中で毎日ではなくても診療を受けられるという体制をとったということですから、少なくとも秀公会が今まで飯舘村とのかかわりの中でこれだけをやっていたでいて、ということでもありますので、ご理解をいただきたいと思いますし、少しでもこれから充実するように、また毎年毎年の中で、あるいは10年の契約が切れる中でまたお話し合いをしていきたいとこのように思っているところであります。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいまの薬局の部分であります。昨年から全国展開されているようなそういった訪問系の薬局、あるいは医療機関という形で、施設を持たないあくまでも家庭訪問しながら行うという内容ですよというような部分も聞いておりましたので、できるだけ村といたしましてはそういった場所をしっかりとって、あるいは薬局につきましても基本的には院内薬局ではなくて院外薬局として、ほかの医院、病院にかかっている村民の方もそういった調剤が行えるような場所、あるいは村のそういった薬を出すという行為だけではなくて、村民の健康、日常生活、食生活まで含めて、そういった指導が行えるような薬局を目指したいということで、その時点の中でもお話をしております。そういったことを目指しながら、あくまでもいろんなケースがありますから、そういったことに対応できる部分で調整していただきたいと思いますということで現在進めているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 村長からも県との協議とありまして、課長からもあったので、檜葉、富岡の実態を見ても、29年の12月から始まって30年3月という流れ、檜葉はですね。やっぱり1年以上なかなか開設にはかかるので、飯舘もどのような検討をされるのかわかりませんが、県を交えての協議、なるべく早くされて、今、課長が言われたような場所を持って院外薬局を貸して、診療も場所を持った中でということになっていくという専門的な機関があれば、どういうふうに対応されるのかわかりませんが、

その辺は県を交えての決定になってくるのでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 現在、行われております県、あるいは関係者との協議の中では、県が中心となって今まで村にあった薬局を復活させたいという流れで行っております。さらに、今ほどありましたように、あくまでも施設を持たない訪問系の薬局、あるいは診療所といいますか、医院等につきましては、どうしてもそういった患者のほうに将来負担がかかってくるであろうと。あるいは、今現在そういった個人負担等々はかからないわけではありますが、保険者のほうにもそういった部分で負担が加算金というような形でかかるのではないかとというような懸念もありますので、そういったことを十分に検討した上で進めていきたいというような考えでおります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 課長、専門家だからわかると思うんですけども、訪問診療、訪問看護が悪いという時代ではないんです、今はね。今はそのぐらいの移動式の検査器具も何でも世の中にすばらしいものいっぱいあるんですから、だから課長の言わんとするところ、県の言わんとすること、いろいろあると思うんですけども、私が一番気にするのは、あづまさんとあと3年ですか、日にちは3日、4日ふやすのかどうかわかりませんが、この間これしかないんですよ。だから、薬局もどうなるかわかりませんが、今やろうという全国展開している人たちが、今課長が言うようなことに、県が言うようなことに応えようとなれば、すぐにでもやれるということになるのでしょうか、県との協議で。

健康福祉課長（齊藤修一君） これらの病院、あるいは薬局の設置につきましては、村ということではなくて、県のそういった基準等々を踏まえていれば設置の判断に当たるということで進められるかと思いますが、今現在、村としてもそのような形でいろいろお願いしたいというような意向を固めているといいますか、詰めているところでありますので、まだもう少し時間をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 事前にあった薬局は、建物は村がいただいているということを知ったので、そうしますと村の財産ですから、多少リフォームをしながら貸し付けるということはあるんだと、使わせるということはあるんだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） 担当課といたしましては、ぜひそういった相手がおればそれも可能かなと考えております。ただ、何度も申し上げますように、相手、新たに来られる薬局等々につきましては、できるだけ村民にかかりつけではないですけども、村民のいろんな生活状況、状態等をお互いコミュニケーションを持ちながら対応していただけるような相手であればいいなということで今現在検討しているところでありますので、もしそういった状況があれば可能かなと担当としては考えております。

委員（佐藤八郎君） 予算書の全体を見て、職員の臨時雇用、いろんな職員がいるんですけども、どうも賃金やら手当やらどうも違いがあるような気がするんですけども、基本的には村として、臨時にしる1年任期にしる何にしる、どういう給与体系、手当体系というのが基本となっているのかどうか。

総務課長（愛澤伸一君） 現在、震災復興ということで、正職員だけではなかなか業務が回ら

ないということもございまして、全国各地からの派遣職員、応援職員、はたまた国からの任期つき職員、あとは村雇用の任期つき職員、いろんな身分の方がこの庁内で働いていただいているところでございます。

給与でございますが、予算書の各科目の中に、議会費は議会費、総務費は総務費の中にそれぞれ給与、手当、共済費というようなことでいわゆる人件費が計上されております。こちらはいわゆる性質上人件費というわけでございまして、本日お配りしました資料の42ページに各科目ごとの配置職員と人数、それぞれどのような人数が配置されているのかという一覧表があるところでございます。これは予算編成上の決まりでございまして、議会費の中には職員が2人いるわけでございますが、要するにこの飯舘村議会という組織を一年間運用していくために必要な経費は幾らかかるのかというのがわかるように、この議会に関する職員の給与も議会費の中で計上することが定められております。それから、今言ったとおり福祉は福祉に関する職員がおりますので、その職員の給与も含めて福祉のほうにとるようにということで、それぞれ業務分担に応じて各科目に振り分けて給与が計上されているということでございます。

また、その他に7節賃金という形で上がっておりますが、これはいわゆる臨時職員、あるいは工事現場等でお世話になる作業員というような形で、臨時的に雇用している職員でございます。こちらのほうについては、1日当たり幾らという形で雇用する方もおりますし、あるいはパートなどで時給幾らという形で雇用している職員もございます。そういうことで、さまざまな雇用形態の中で業務を運用しているということでもあります。

委員（佐藤八郎君） この資料をいただいたので、若干ね、こういうのが基本だというのはわかるんですけども、例えばこの74ページのスポーツ推進員ということで一般職給料1人分421万7,000円、このあとの職員手当の中の376万9,000円、この手当はどこの分、この職員の分の手当ではなくて、この人は何、合せて790万円ぐらいの給料と手当になるということをお示ししているのか。どういうふうに、これはどこかの人の手当もここに含んでいるのか。

総務課長（愛澤伸一君） 10の6の1から支出しております職員は1名でございますので、給与、手当、共済費1名分でございます。それで、手当の関係についてですが、この予算書の183ページをお開きいただきますと、下の四角の中に職員手当の内訳というのが書いてございまして、その中にはこの扶養手当、住居手当云々というのがございます。これは各職員ごとにそれぞれ条件が異なっておりまして、その職員に適用した金額がこの中から計算されて支払われていると。特に、いわゆる給与費から支出しておりますのは毎月の給料でございまして、夏と冬に支払われる期末手当、勤勉手当はこの3の職員手当の中から支払うということになっております。また、あと超過勤務手当ということで、残業で残る方もこの手当の中から支払われるということでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、この376万9,000円の手当というのは、これは何を合計してこの数字になるんですか。

総務課長（愛澤伸一君） ですから、今ほど申し上げました予算書の183ページの下の職員手当ですね、扶養家族がいる方には扶養手当、住居の手当、あとは通勤手当等々が、ここ

から出ている人の生活状況に合わせた金額を計算してお支払いしていくということでございます。

委員（佐藤八郎君） このような給料をもらう職員は何人いるのでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 職員は勤務年数、年齢等によって違ってまいります。正職員ですが、30年度予算の中で計上しております職員は76名、任期つき職員30名、外から応援いただいている方が9名ということで、先にお渡ししましたこの資料の一番下115名の内訳がこのようなになっているところでございます。これは、今ほど申し上げましたが、職員の年齢から経験年数に応じてそれぞれ上下するところでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、給料はそれで、職員手当はみんなほとんどの職員は三百七十何万円もらっているという話なんですか。この方が特別なのか、全体的に、これ合わせると800万円もらう人だから、どんな方だか知りませんが、生涯学習課。

総務課長（愛澤伸一君） その次、185ページの一番上、職員1人当たりの給与ということで数字が書いてございまして、平成30年1月1日現在で平均給料月額30万8,000円、手当等も含めた給与月額で37万円、1人当たり平均このようになっております。

委員長（相良 弘君） 了解しましたか。

委員（佐藤八郎君） 手当も含めてということで、ではここは何で797万……。

総務課長（愛澤伸一君） 特定の個人の話になってしまいますので、なかなか申し上げづらい。ですから、職員一人一人の生活条件、家族構成、通勤距離、あとは勤務によります残業の時間等々によってそれぞれ一人一人異なっておりますので、何でもこの人と言われてもですね、いろいろこう、そういう生活条件を計算してのことだということでご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 10人いるところの話ではなくて1人ということでやめた。

No.6の34ページ、先ほど質問があったんですけども、私から違う観点から、サポートセンター、村外介護サービス送迎、安否確認とありますけれども、各委託先、これは今までもやられて、新しいものではないのかな。あとは体制、この全体としての運営内容はどういうふうになっているのか、この予算の。

健康福祉課長（齊藤修一君） 資料34ページ、サポートセンター運営業務であります。これは新規事業というような説明を申し上げましたが、29年度の途中、7月を予定していましたが、9月からの開所ということで事業展開してまいりましたので、30年度は当初から新規事業だという説明をさせていただきました。

今現在の状況なんです。追加資料の44ページにサポートセンター運営実績というように形で示しております。帰村された方々を対象に、週5日サポート事業を開催しているわけなんです。利用もふえまして、事業的には国の補助事業ということでもありますし、それを十分に使った上での事業展開ができているかなという中で、特にこの資料の中にありますように、在宅訪問、あるいは送迎等々が多く使われているため、30年度も引き続き行っていきたいと考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 今までやっていないことだから委託先は言えない。限られた業種しか村内にないし、村外であれば村まで来てくれるというのもなかなか大変だというのがあ

て、それなりの委託先の体制の対応、全体の運営がこういう流れで回っているんですよというのは想定されているんでしょう。

健康福祉課長（齊藤修一君） 大変申しわけありませんでした。ただいまの部分につきましては、サポートセンター運営事業ということではなかったかなということで答弁させていただきました。サポートセンターにつきましては、社協ということで委託しておりますし、もしこの下の2点でありますと、新規事業ということで、村外介護サービス送迎事業、あとはこの安否確認見守り健康支援事業につきましては、今後相手の方を見つけながらといいますか、検討しながら対応していくということで、今現在どこという形では決まっております。

委員（佐藤八郎君） 社協以外は今のところないということなんですけれども、特に安否確認、自殺者対策等も絡むかもしれませんけれども、この720万円でやる事業は大変でないかと思うんですけれども、720万円でどんなことをやっていただきたいんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君） この安否確認見守り健康事業の部分につきましては、追加資料の47ページにございます、村に戻られた方々のそれぞれの生活状況を確認しながら、健康状態といいますか、特に食生活等々で健康状態が悪くなる傾向にある部分等々ありますので、そういった健康指導の部分を含めまして、食材の提供といいますか、そういったことを配付するまではいかないかと思いますが、そういったことを踏まえながら食生活改善等々ということで、それぞれの村民の生活を見守るというような内容の事業に展開してまいりたいというような考えのものでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 食材を提供しながら安否確認をする、声かけするとか云々ではないんだね、そうするとね。必ず配食、調理は含まれているという。実態調査もやると、食生活の。そういうことをやる委託団体を募集するということですか。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は3時10分とします。

（午後2時58分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

委員長（相良 弘君） これより質疑を許します。

健康福祉課長（齊藤修一君） 済みません、先ほどの佐藤委員の質問の部分ではありますが、この資料の47ページの質疑の回答をと考えておりますが、まず先ほどありましたように個別に安否確認等の訪問を行いながら実際の食生活の調査ということになります。その上で、問題があると思われる部分につきましては、保健師等々につなぎ、さらに栄養士が配置される予定でありますので、そういった部分で最終的に問題があると思われる部分につきましては、そういった配食のサービスまでをそれぞれの費用あるいは民生委員ですか、そういった方につなぎながら、最終目標、これからさまざまな農産物村内でとれますので、そういった地産地消に向けてつなげていければいいなということで考えている事業であります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今聞こうと思ったら、栄養士の話が出ていたので、栄養士は給食センターか何かの栄養士と、独自に獲得するんですか。

副村長（門馬伸市君） 30年度4月1日付で栄養士1名を採用することが決定しておりますので、村の栄養士で考えております。

委員（佐藤八郎君） 今度、村外介護サービス送迎事業をやるんですけれども、これ、こちらからデイサービスとかいろいろ受ける人たちをぐるっと回って乗せて、どこかの施設に置いて、また迎えに行行って帰ってくる。今度いつとき村に帰ってくるみたいなのを逆にやるということになるんですか。

健康福祉課長（齊藤修一君） ただいま委員が申しましたような形で行えればなという。基本的には、デイサービス等々の部分につきましては、今現在そういった要望があるんですが、なかなか施設のほうから朝改めてその勤務時間等々もありまして、こちらに来て戻っていくということになりますと、そのサービスの提供時間が短くなってしまうということがありまして、なかなか引き受けがされないという中で、施設にこちらから朝送り、また迎えに行くというような形で実施したいというような事業でございます。

委員（佐藤八郎君） 学校の子供は福島まで迎えに行ったりするんだけれども、こういう方は福島とか南相馬とか、相馬市とか、そんなあたりまで行くのかな。

健康福祉課長（齊藤修一君） 追加資料の45ページにありますように、ここに仕様書というような形があります。その中の48ページですか、最終的にその他の部分の下に送迎地域ということで、川俣町、南相馬市、相馬市、福島市、伊達市となつてございますので、この周辺を想定しているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 深谷の拠点の運営事業、道の駅、避難解除等区域商業機能回復促進事業費500万円。（「何ページですか」の声あり）先ほど村長から答弁があつたように、支える株式の会社がそれをそのまま運営母体に運営費を出すというようなことにはならないという話であつたので、それはそれでそういうことでありましようけれども、配当のほうはいっぱいになれば配当するというようになるんでしょうけれども、考え方としては、貸付金と運営援助費というか、運営補助金というか、補助金ではないか、そういうものがあるかと思ひますけれども、今後私どもが最初に深谷地内で説明を受けた道の駅全体の深谷拠点の中身と今の現状とかなり図面上違つてきている。そういう意味では何回国に申請し直したのか知りませんが、まずその現況について、最初はコメリまで一体化した工事というかそういうもので始まつたものが3区分され、さらに2区分だけに今集中しているという流れですけれども、今後のことも含めて、最終的に全体の設備なり施設完成はいつとなるのか、まず伺いたいと思ひます。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのとおり、深谷拠点につきましては、西側の太陽光発電エリアからスタートしまして、構想の中ではコメリのある位置までということで計画されていたところでございまして、現在その隣の道の駅、住宅、それから花卉栽培応援エリアまでが決定しているところでございまして、その先、その東側のエリアにつきましては、現在地権者の皆さんと土地交渉等々を進めているところでございまして、そちらの進捗を見ながら、なお構想を深めてまいりたいと考えてございます。

委員（佐藤八郎君） 特別、道の駅の運営ではないんでしょうけれども、道の駅の裏手のほうは、これは公共的な施設の中でのお話になるのかと思いますけれども、深谷の集会所は深谷の旧道の道路脇に駐車場があって、そのこちらに集会所があるというのが私ども最初に深谷としてはそういう思いでいたんですけれども、それがこの間、集会所の場所での式典がありましたけれども、その経過は一体どういうふうになっていて、今後あそこでとまっていること自体、あの下は県道からの下と同じ花畑になるのかどうかわかりませんけれども、その辺はどういうふうになるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今回、深谷の皆さん方の地権者のご理解をいただいて、あそこに太陽光も含めて道の駅なり、あるいはその他の附属施設ができるようになりました。あれほどの先祖伝来の土地をお譲り頂くという話、私よく何回か言っているところですが、もし震災がない中でああいう形をするということになれば、あそこはまさに村の一等地の中の一等地の農地ですから、農業の村が何を考えているんだと、こういうことで、私など直ちにリコールされるということではないかなと。それが、やはりこの震災に遭ってしまって、全員が避難生活をせざるを得ない、そこを何とかやっばり復興しようというそういう思いに地権者の皆さん方がご理解をいただいたと、こういうことであります。

ということで、あそこを買い取らせていただいて、今までいろいろな計画をつくってきたところではありますが、私も意外と気づかなかったんですが、こちらの県道と裏の村道の間にはかなりのやっばり高低差があったと。こういうことで、計画を立てながらも、その後いろいろな施設なりなんりの配置の中で、高低差とあるいはその後の事業の進め方の中でいろいろな配置になったということでもあります。できるだけその辺はお話をさせていただくということで、区長さんを通じて地権者なりなんなりにお集まりいただいてお話はしてきた、このように思っていますが、そういう中で前とは若干違ったような配置にはなったかもしれませんが、少なくともできるだけ高低差をうまく利用しながらできるだけ次の段階の拠点がうまくいくようにということ、喜ばれるようにと、こんなことで組み立てをしてきたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 最初からしたら何回変更になって、これからコメリまで行くのにまたどういう計画を立てて今現在進んでいるのか。

村長（菅野典雄君） まず、現在のいわゆる買収されたところの変更はほぼないと思っています。若干はあったとしてもほぼない。ただ、今度コメリまでの間は地権者の了解を得ないといけませんし、またあそこをどういうふうに使うかというところが見えてこないと、それは説明するにしても、あるいはまた国・県の了解を得るにしても、農業委員会を初め総意を得るにしても、その辺がまだわからないということでもあります。何とかやはりコメリまで続けたいなど、こんなふうにやっばり思っているんですが、その辺のことがこれからいろいろな話があるところでもあります。2つ、3つはあるんですが、やはりどうしてもいろいろな問題があったり、あるいは地権者の理解をこれから得るとなるとそこもまた大変だということもありまして、今のところ、今の道の駅のエリアからコメリのところはこれからと、こういうことでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 前に事業が始まったときもそうですけれども、3工区に分けるとときもそうでしたけれども、国に何回も変更というのはそんなには数にはできないんだという話がありました。しかし、今現実にてきてみると、何でこう3回も4回も変更されて、大丈夫、現実にはああいうふうにできるという不思議さを持っているんですけれども、私も不思議だし、地権者の皆さんも不思議がついているんですけれども、そんなに補助申請したときにころころ何回も変えるなんていうことは、今まで私行政ずっとかかわっている間にそんなにはできないというのが皆さんの答弁でしたのでね。ただ、今回は何でこんなに自由に変わるのかが不思議なんですけれども。

今、これからのことはまだという話ですけれども、何か施設をまた建てるんでしょう。屋内球技場ですか、遊技場というのか何かのかわからないんですけれども、それもいつでき上がってどんな構想なのかわかりませんけれども、いずれにしろ土地を売ったから、村は土地を買ったからどんなことをしてもいいんだということの流れを悔しいという方がいるんですよね。判こをついたときの状態にできると思って自分は売ったというのがあるんですよね。だから、そういうことからすると、これからどういうふうになるのかわかりませんけれども、私としては地元議員として説明はしかねているんですけれども、私自身もよくわからないからね。だって、いつ変更になって、どういう流れで来たのかわからないし、そういう意味では、今後どういうふうになっていくのかわかりませんけれども、金は貸し付けて、金は云々であるんですけれども、地元の働きたい人を雇用するというので雇用されて働いてはいるんですけれどもね。だから、ある一定の部分ではきちっと応えていращやるので、この見えない部分をきちっとして進めないと、さらに問題が起こってくると思っていますので、当面は何をやろうとしているのか、この室内遊技場か何か、子供の遊び場なのか、屋内、名前が、どこかで今見たんですけれども見つからない。

村長（菅野典雄君） 先ほど、そんな簡単に変更できないのに何だという話のところにお答えさせていただきたいと思うんですが、一番は、土地の買収が早い方と遅い方があったという話、あるいは途中でだめだという方もいたという話と、それからもう一つ、事業を入れるのにはやっぱり補助事業が何種類もあります。それぞれの目的に応じていろいろな補助事業がやっぱり組まれて、できるだけ村の負担を出さないようにしますと、やはり全体の建物を3つ、4つ、5つぐらいの補助事業を導入するということは、どうしてもやっぱり村の事業量としてもできないし、国ほうもやっぱりできないということで、一番先に3つぐらいに割ってA区域、B区域とかC区域とかというあれは、B-1、B-2とかって、そういう形でやらせていただいたというのをご理解いただきたいと思います。

それから、何度も先ほども言いましたけれども、何でもこちらが売ってもらったんだからいいなんていうつもりは全くなくて、できるだけやはり皆さん方に途中経過などの説明をさせていただきながらご理解をいただく、これがやはり土地を売っていただいた方への誠意だと思っていますので、そういう会議があるときにはぜひ出ていただいて、説明を聞いていただければなと思っていますのでございます。

さらに、これからですが、村営住宅なり花卉栽培というのはもう形として見えたり、あるいは工事が始まっていますから、まだ見えないところは一番後ろの公営住宅、それと道の駅の間できるだけ、これはふるさと納税でもお話ししていたことですが、この原発事故の特異性の中の一つに、若い人と子供が戻らないと、こういうことでありますから、戻らないならこれも仕方がない話であります、できるだけやっぱりとときどき村の子供さん方もふるさとに足を運んで、短い時間でも運んでいただいて、あるいは外の方も村の中に子供さん方が来ていただくことによって、あるいは親子連れが来ていただくことによって、少しずつ少しずつやはり村も何とか大丈夫な地域に近づいているのではないかなというように、そういう雰囲気をやっぱりつくるために、できるだけ子供たちあるいは親子連れが楽しんでいただけるようなところを道の駅と村の災害公営住宅、あるいは集会所の間につくりたい、このように考えていまして、多分今のところ、うまくいけば今年の冬前あたりにその工事が始まるか、あるいはそうでなければまた年が明けてからという形になるのかなと、こんなふうに思っていますが、これもまたいろいろな要件がありますので、一概にここだ、この時期だとは言えないんですが、できるだけ早くできるように最大の努力をしていきたい、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと、道の駅と公営住宅の間は全く今の流れでは集会所がぼんとあって、その間は一応今村長が言ったような公園ですか、親子連れ添って遊べるような公園と屋内の遊び場ということを考えていらっしゃるということなんですね。

この間、深谷の総会に私はおくれていったのであれですけれども、後でいろいろお話を聞くと、余りわかっていないんですね。区長さんはわかっていて、誰に村が、区長さんと役員が集まってもらって話ししているのかな。役員会を開いて村で説明に行っているのかな。役場職員も深谷あたりにいっぱいいるのであれですけれども、誰がわかっているのかが、深谷の人たちがわからないと言っているんですね。だから、区長だけでなくみたいな話にもなっているんですけれども、一体どんな流れでそういう説明なり、今村長が言ったような、今言ったことではなくて、そのちょっと前の話ですけれども、説明してきたのか、確認しておきたい。

村長（菅野典雄君）　それなりにやってきたつもりですが、もしそういうような深谷の皆さん方からお話があるとすれば、大変申しわけなかったなとこんなふうに思っています。これからでもできるだけやはり総会あたりに行行って私がお話すればよかったんですが、なかなか私もその他のことがあっておくれましてできなかったわけですが、何らかの形で、場合によっては皆さん方が集まる機会が少ないのであれば文書なりなんなり、精いっぱいの努力はさせていただきたいとこのように思っています。皆さん方の理解を得ない中ではやっぱりなかなか大変だということでもありますので、全て満足というわけにはいきませんでしょうけれども、何せ飯館村のこの6年、7年の災害によって避難の中の復興の大事業でありますので、その点ご説明させていただいてご理解をいただきたいとこのように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君）　49ページ、No.6、農業振興費で、農業普及就農指導ということでありまして、どうも飯館の方は特に農家をわかっていらっしゃる方は、村が進めてきた

循環型農業、つまり土づくりというのをメインで考えているので、このよい堆肥の購入なり、よい堆肥づくりなり、そういうところに非常に関心があるようなんですけれども、やられてきた書いてある内容などをお知らせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 49ページの上の新規就農者次世代、村内の営農再開指導でありますが、営農者育成事業の中の下から2つ目ですね、農業普及就農指導ということで、年に何度か計画するという事業でございます。それで、きょうお渡ししました資料、先ほど高橋委員のほうにも説明させていただきましたが、5ページ、6ページがこの資料になっております。

○ 昨年の3月31日に開始になりまして、4月以降農業に携わっていただく方を応援したいという形で、村としましては一つには避難先から戻ってこられて、ストレス解消の意味もありますが、土いじりとか、食べられる作物をつくっていただきたいということでの50万円を限度しました農業者補助事業生きがい農業と、あとはもう一つ、やはり28年度に村のほうで、29年度に解除になったときにすぐさま営農再開ができるようにということで、村内27カ所で実証事業ということで、作付の実証を28年度に行っております。それで、県の指導等をいただきながら、あとは農家の方々のご協力の中で27カ所5品目をつくったところ全てNDになったということで、村としては県の指導の中でやっていけば、29年度から出荷販売できる農作物ができるなということで進めてきております。

○ それらのなりわいについても、国・県の支援事業を入れながら、施設、農機具等をやってきたところであります。ハード的なものは何とかなるということではありますが、やはり生産、出荷する方々が最終的には販売できなければ意味がないと、そういうものをつくるんだったら農業はやりたくないという農家の声も聞いておりました。そういうことで、ある程度技術はかなり村の方々、震災前から持っておりましたので、今度はそのでこ入れということで、今おただしになった土づくりですね、もう一度作物に合った土づくりとか、あとは市場関係の情報とか、そういうものをやはり研修が必要かなということで、昨年もやってきたという状況であります。そういう中では、5ページに29年度の研修の実績という形で載せてありますが、まずは花卉農家の方々が率先して村内に戻ってやりたいということでありましたので、そういう方々への指導等を行ってきたということでもあります。

大分前ではありますが、カスミソウをつくっていた農家の方もおりまして、そういう方々が多分27年の12月ころかな、地元の集会所の中で新たな花卉もやっていきたいというときに、今回の普及指導を行っていただいた方が、昭和村でのカスミソウが大分落ちていると。今、村でつくればもう一度復活できるのではないかなというようなことで、カスミソウも新たな再度、花の種類として入れながらやってきております。29年度カスミソウもつくりながらやっていただきまして、農家の方々、それらの指導に基づいて育成等もやりながら、こういった市場のほうまでも出荷ができたというようなことも実績がございます。そのほかに、ここにありますように土壌も含めて、あとは市場の情報を出しながら行ってきたということで、ここでの指導を受けたものは全て出荷販売ができていくということでもあります。

今後、29年度に受けた方々以外にも新規就農者等もおりますので、30年度も引き続き個別のヒアリング、あとは普及指導、営農指導、あとは市場関係者とのマッチング等を行いながらやっていきたいという内容の事業でございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 大体名前をずっと見ると、指導を受けなくてもやれる人ばかり、プロ並みの人ばかりなんでね、ただ土壌そのものが前自分らがつくった土づくりした土壌と全く違うので、それはそれで苦労していらっしゃるんでしょうけれども、ブドウをやるなんていう方もいたように聞いたんですけれども、それは全く村には届いていない話なのかな。あとは、堆肥そのものはどういうふうにしていくのか。今は村外から購入する、検査をいろいろ受けた上で、もと飯館村で伊達郡の方に売するにはそれなりに成分分析されて検査をして売っていた時代がありますけれども、それを逆に今度買うような立場になっているわけですが、その辺の手だてというか、この堆肥購入やらそういうものは別な項目で指導なり支援というのはあるのか。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、1点目のブドウをつくるという方ですね、この方、最終的にはワイナリーをつくりたいという気持ちを持つてのブドウ作付ということで、一応生きがい農業のほうでまずは試験的につくってみるということで今実際に動いていただいております。役場のほうにも何度かおいでいただきまして、川内村で作付をしていた方々のところに研修に行きながら、6次化の話をして今生きがいのほうで頑張っているということでございます。

あと、おただしのとおり、土づくりが大事だということで、これについては29年度の中でもそれらの対応をしてきたというところでございます。30年度におきましても、きょうのこの説明資料の50ページであります、中段のところに、耕せまでいな土づくり支援事業ということで、上限50万円が2分の1補助、件数的には20件という計画を立てておりますが、実はこの土壌改良剤の導入ということで、29年は農協関係のほうで支援をいただいたと。ただ、1年目のみということでありましたので、かなり先ほどの営農普及指導を受けた実績の中にも、中の方もそれを利用したという方もおりますので、今後新規の方々も含めてまずは土づくりの支援をしていきたいということと、あとは51ページの営農再開支援事業の中で、堆肥ですね、これらの部分も必要ということで、下から2番目の堆肥供給ということで、一応1,000トンほどの購入を考えておりまして、それらの運搬とかも考えているということであります。29年度も実施しておりまして、村外で畜産をやられた方、中島村とか船引町とかそういうところで畜産を再開したところから購入して運んだり、あとは福島市の土船にあります復興牧場からの良質の肥料を導入して、当初は直接村内の圃場に運んだり、あとは希望あるところには1反あたり1トンずつの供給をしたりやっているとあります。かなり要望があるものですから、今現在は公社のほうに運び入れて、切り返しを行いながら要望あるところには運搬をしているという状況でございます。土づくりについては、今後大切なものということで力を入れていきたいという内容にしております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 課長からもあったように、販売に結びつかない生産っておもしろくないんですよね、農家にとっては。そういう意味では、震災前に農協と連携して、市場とも

連携して、お互いが見える関係をつくりながら十分高い値段をとるように頑張ってきた飯館の農業ですから、そういう意味では、食べ物はなかなか難しいところがあっても、花はそうは。ただ、私はわからないですけども、花自身にもどういうふうに放射能の付着があるのかというのは。ただ、検査上はみんなNDで出ないということで、ほとんど出ないとまた不審がられるという時代なので、非常に複雑ですけども、この他団体、農協、市場との連携の中では、この一年やってみての流れと今後の見通しはどういうふうになっていますかね。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話いただきました、まずはやはり売れるものをつくるということでは、花については食べるものではないところでありますので心配はないところではありますが、やはり食べるものについても29年度に米とか出荷をしております。それで、その対応策としましては、県のほうとあとは担当のほうと現場に行きながら、やはり今の吸収抑制剤カリ対策等を行えば食べ物についても大丈夫という状況で、村から生産された食べ物についても全てNDという形になっておるということでありますので、何しろ今後もそれについては農家の方々、農協とあと県と村も一緒になって作付もしていきたいと思っております。

それで、営農再開に当たって、農協、あとは市場との関係はということではありますが、農協とはもう26年、27年から将来的には営農再開を始めるんだということで、農協にも農家の方々が戻ってこないと飯館から農協自体がなくなってしまうよという冗談めいた話もしながら、必ず農家の方々が戻ってきたとき、やはり飯館に農協があるという体制がなくてはならないだろうということで、村として連携してきました。年に2回ほど三者連携ということで、農協、あとは県、村と入って、今後の営農再開に向けての準備をしてきた。畜産も含めて、農協も一緒に入っているということでもあります。

あと、市場につきましては、先ほどの営農普及していただいている方、大田市場とのつながりがあるということで、なかなか販売先が見つからないというものについては、そういうところかけ合っていた。あとは、震災前から花等をつくっていた方々については、やはり技術を持っている方で、村外で避難先でやってきた方々もおりまして、市場との信頼度は高いということで、そういうふうに個人的な市場との連携もしているという状況であります。

今後につきましても、やはり売れるものをつくるというのが村としての考え、あとは農家もそのような考えをしているということでもありますので、昔のようにすぐさま売上高を求めるとするのは難しいかもしれませんが、やはり技術のある方、意欲のある方々を支援しながら、若干時間はかかるかと思いますが、畜産も含めながら今後進めてまいりたいと考えております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） あわせて51ページからの農業振興費でありますけれども、課長の説明しているときに私もずっと見ていて、全部米関係かなといったら、ソバもあって、今言った堆肥の問題もあって、何か花もあって電気牧柵まであるということで、これ一度わかりやすく整理してもらえないかな。

復興対策課長（中川喜昭君） 個別説明する際に、委員のほうからあっちに行ったりこっちに

行ったりする資料ではということで、実はきょうお渡しした資料7ページに項目立てて事業の概要という部分で、例えば一番上に農地維持管理・補修という形で、これらについては除染農地の保全管理ということで、作業人夫賃、説明資料には書いてありませんがこれで15万2,000円と、あとは重機借り上げ14万8,000円、原材料費10万円という形で書いてあります。このような形でそれぞれの項目ごとに作付実証という形ではこのような報償費等を使いながらやりますということで、一応まとめさせていただきました。あと、もし内容的にこれどうだという部分があれば、後の委員会でも結構でございますが、お話をいただければと思います。

一応、今回農業振興関係、営農再開なりに向けて、村の農業費としましてはこれで7,000万円ほど上げさせていただいているという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと、これを見て村民がこれをもっと拡大して見せないで見えないでしょうけれども、見てぜひ私もこの部分となれば、これから申し出て、いろんな事業によっていろんな要件はあるのかな。それをクリアすれば取り組めるということなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　今、お話しいただいたように、そういう対策については村としましてはやはり、あくまでも作付けして出荷販売するという部分での今の対応でございますけれども、例えば私が花をつくって3年後くらいには何とか販売できるようにしたいなというようなそういう計画があれば、ぜひ農政系のほうに言っていただければ、その方にどのような考えかを聞き取りながら、どういう計画がいいのか、そこにこの予算の中でどういう支援があるかという説明をしながら、一つ一つ丁寧にやっていかせていただきますので、ぜひとも村で農業をやっていききたいという方がいれば、農政のほうに来てお話をさせていただければと思います。途中で見捨てるようなことは今まではしておりませんので、よろしくお願いいたします。

委員（佐藤八郎君）　どちらが見捨てるか大事な時期ですけども、営農再開ビジョン策定支援ということで、これは主たる目的は何で、委託先、また三菱何とかかんとかという話なんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　52ページの一番上の段に、地域営農再開ビジョン策定支援という形で委託費で計上させていただいております。今現在、各行政区のほうでこちら辺の営農再開といいますか、作付計画をつくっていただいております。それで、今後それぞれの個人個人の農地関係をどんなふうに個人個人が考えていくかという部分を今協議していただいております。半分以上はもう入っていただいております。今回建設課で計画しております基盤整備事業もその5カ年の事業計画があって、復興交付金の活用ができるということで策定に入っているところもありますし、実際に動いているところもあります。村としては20行政区全ての地区で自分たちの土地を今後どんなふうに考えていくか。例えば、自分はみずから米をつくっていくとか、花をつくっていく、もう機械もないし年をとったから誰かに頼みたいなという方もおりますし、そういう方々の一人一人の今後の農地活用などもこの計画の中でやっていきたいなと思っています。

最終的には、人・農地プランという形で、その地域が、例えばお貸しをするという方が

誰が借りてやるかとか、そのような形で一つ一つの農地をどんなふうに計画していくかという部分をこの策定支援という中でつくっていききたいなど。ですから、業者はまだ決まっておりませんが、業者の方にもその地域で話している部分を聞いてもらうような場面までお願いできればなと思っていますところでもあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 53ページの鳥獣被害対策、わなの免許取得、希望者があったのでこれに応えるということでもありますけれども、駆除隊というか、彼らに電話をもらったり、役場に電話してとかっていろいろ行くと、何だこればかりみたいなどころとすごくやられているところといろいろあって、行くほうと呼ぶほうとの関係、いろいろ問題を聞くだけけれども、そこに私まぜてもらってもしょうがないんですけれども、いずれにしろその辺のお互いの意思疎通は役場でどのように図られているのか。

復興対策課長（中川喜昭君） イノシシ、猿等の被害もかなり前からありまして、今回村民の方々が戻られてきている中でも、やはりイノシシの流入等あるわけではありますが、営農再開が進む中で、どうしてもイノシシの被害をこうむらないようにということで、一つは電気柵で圃場等を囲んでイノシシが入れない状況にしているところでもあります。これも有害鳥獣対策の一つかと思っていますが、もう一方はやはり駆除で減らすということで、今現在ほかの自治体の方々20名にお願いをしているところでもあります。自治体の皆様方には定例会で情報共有ということで毎月1回初日あたりに集まっていたいて、それぞれの自治体の方々から情報を出してもらうと。あとは、村のほうに入った情報をその定例会の中で話をするという部分でやっております。あとは、毎日になるかと思いますが、班ごとになりまして、村内パトロールということで歩いていただいております。ただ、1日で全域歩くという部分とイノシシ等に会えばそこで捕獲という形になるんですが、会えない部分もあるということでもありますけれども、そういう中でも捕獲頭数も上がってきているということでもあります。

おただしの今ここにイノシシがいるという部分の情報をそばに捕獲隊の方がいればすぐとれるということなんですが、なかなかそのマッチングが難しいというのは実態でございます。そういう意味では、自治体の方でもわなを持っている方もおりますが、もし農家の方、村民の方で希望がある方は、自治体も含めてであります、希望ある方にわなの免許を取得していただければ、わなにかかっていたら捕獲隊を村役場に呼んでいただければすぐ行ってもらおうという形もできるかと思っておりますので、そんな考えで30年度初めてとなりますが、取得への補助という報償費という形で上げさせていただいたという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） イノシシの長泥でやると言っただけか、あの事業は南相馬でもやられて実践実証されてきたことなのか、新たにやるものなのか。そうすると、今度捕獲したものは全部そこに運び込むということになるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、おただしの部分は、イノシシ等を捕獲した際に今現在は仮設の埋却という形で穴を掘ってそこに埋めて土をかぶすという状況でございますが、やはり衛生上よくないという部分と、あとは場所的な部分がだんだんなくなっているという部分もありますので、環境省のほうからとったイノシシを発酵処分にしながら骨

と皮にすると。それらの骨と皮になったものについては現在も蕨平の仮設焼却炉で処分するという形での発酵の実証事業、これのおただしであります。1月の中旬から多分2月の中旬ころまで1カ月ちょっと実証実験をやっていただきました。結果的には、やはり骨と皮になったという状況でありまして、全協への説明の中でも、そのにおいとカセシウム移行状況とかいろいろなおただしがありましたので、それらをきちんとまとめて4月ころに報告したいということでの環境省から伝わっている情報でございます。なお、飯舘村以外にも浪江町、南相馬でなくて浪江町でも同じ発酵処理の実証をやったという状況でございます。

それで、事務レベルの話であります。感触としてはいい方向に行くのではないかと、う話もいただいております。結果等が来ましたら議会のほうにも報告しながら、あとの施設をつくる云々という部分については、過疎化交付金等を活用しながら、村が事業主体となって進める形になるかなと思っておりますので、今後協議をさせていただくような内容になると思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 53ページの下なんですけれども、森林・山村多面的機能、この事業ですけれども、どんな成果があつて、実際働いたりいろいろしてどのような状況があつたんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 制度的な話は午前中、高橋孝雄委員のほうからご質問がありましたので省略させていただきたいと思いますが、きょう配付しました10ページに29年度の実績的なものを書かせていただきました。先ほどもご説明したように、村としましては、里山除染等が今現在進まずに、国のほうでの実証をやっているということでもあります。それを待てば2年、3年はたってしまうという部分もありまして、林野庁の別事業としてこの発酵対策事業があるというのを見つけまして、29年度からモデル的にやってきたところでございます。

それで、やはり心配されるのが空間線量という部分と、あとは長く作業等をしていないものですから、疲れ等が残ると困るというようなことも配慮しながらということで、一応深谷の住民の方々10名に了解をしていただきまして、まずはあいの沢での作業をしていただけないかというようなことで話をし、一応同意をいただきながら今年進めてきたということでもあります。内容的には森林調査、見回り、雑木の刈り払い、あとは落ち葉かきとか、そういう道路から目に見えるエリア、その辺の部分をやらせていただいたということでございます。

それで、まずはそれらやることで、精神的な部分を、山を何とかしたいなという思いのある方々においてはかなりストレスがとれたのではないかなということと、あと一方では、それほど大きな金額ではありませんが、時間当たり2,000円の部分を支給しながらやったということです。3時間程度で6,000円くらいの手当を支給してきたということでございます。参加者の方々からは、活動回数をもっとふやしてほしいとか、ウッドチップの散布箇所をもっとふやしたいとか、アジサイやモミジなどを植栽したいなというような、今後里山を活動とした話をいただいているという内容でございます。

30年度においても、今の時間とか回数的にもそれほど多くはせず、将来的には自分の

家の裏山が手入れできるような形に地区でやっていただけるようになればいいなということで、30年度においてもこの事業を組んでいるという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今年面積もふえるということなんですか。3.55ヘクタール去年やってみて、そうでもないのか。今度5カ所でやるということかな。これ、道路から何メートルやって、どの辺をやったかわかりませんが、あいの沢ですね。あいの沢はある程度私も定期的にずっと追っかけてはかっているんですけども、ほとんど変わらないんですけども、どこをやったのかわかりませんが、そう簡単に片づく問題でもないのではありません。特にこのデータから見ても、2.43という積算線量という方も8名、これはどういう出し方かな。個人平均、一番あった方を書いたのか。これはどういう書き方なんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） こちらの積算線量の考え方ではありますが、いわゆる除染電離則から言わせれば、特定線量下業務は時間当たり2.5マイクロシーベルト以上ということで、それ以上になれば個人個人の線量を管理するようになってくるわけではありますが、事前調査しましたところ2.5マイクロシーベルト以下だったものですから、代表者が持っていたの積算線量ということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今回はあいの沢ではなく、希望が何かとって5カ所でやるという話なんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 29年度は8地区でありまして、一応30年度におきましては5地区程度というふうに考えております。ただ、やはり心配される方もおりますし、いや返って俺はすぐ山に入りたいという人もおります。そういう部分でそれぞれの行政区長会等でその辺を話しながら、実施時期はやっぱり夏場を過ぎてからがいいのかなと私個人は思っていますが、その辺も地区の方々と相談しながらという形になります。今のところやる場所については、メインとしてはあいの沢と思っております。やった以外のところかなり広さもありますので、あいの沢という思いもありますが、地区の方々と相談して地区のこの辺をやりたいという希望があれば、線量をはかりながら場所を決めていければなということでございます。一応、5地区程度と考えているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 60ページ、学校の再開整備事業があるんですけども、ここでの式典料が、整備を委託する、あと工事管理委託、あとはこの学校の再開整備事業工事、これはネットをどういうふうにするのかわかりませんが、新しくつくるのか、今のうちでいえばフォームみたいにネットを張りかえたりするだけなのかかわかりませんが、あとは石像移設工事5体とありますけれども、これもどんな流れでやってどこにどういうふうに移設するのか。あと、備品購入2,900万円あって、ちょっと内容をお聞かせいただきたい。

教育課長（村山宏行君） 学校再開整備事業の件ということでございますが、追加資料で提出させていただきました資料の28ページの部分にまとめさせていただきました。この中で報償費ということでございますが、こちらについては開校式を祝う歌手への報償という

ことでございます。

それから、委託料ですね。開校式の式典の支援業務ということで216万円を計上させていただいております。開校式の式典を祝うためステージの飾りということで、また2020年オリンピックに向けて村のほうで振興したいという花がございまして、こちらのほうを来場者に配りたいと考えております。

それから、学校開始に係る設計調整支援業務、こちらについては1名、現在建築士、推進室のほうに業務ということで常駐いただいておりますが、こちらの方の9カ月分の支援業務の報償、業務委託料です。

それから、工事管理委託につきましては、復興事業ということがございますので、財団法人ふくしま市町村支援機構のほうに業務をお願いして、工事に関する整理ということで行っております。

それから、記念誌の作成業務につきましては、新しく認定こども園、小中学校、給食センター等々のパンフレットについて、こちら作成してまいりたいと考えております。

なお、防球ネットにつきましては、全く新しい事業ということでございますので、移築するものではございません。新設を考えております。

それから、学校等再開整備備品につきましては2,900万円ということで計上しております。今回、図書室、それから校舎、ワークスペース、給食センター、玄関、プールということで、現在3月いっぱいまで工事がずっと続いておりますので、それが終わってからでないに入れられない備品等も結構ございます。ということで、校舎備品で300万円、それから認定こども園の学童、それから学童保育ということで300万円、体育館用の備品で750万円、給食センターの備品の550万円、それからカーテン、つり物、幕とかそういったもので2,000万円ほどということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 歌手を呼ぶということですが、この方は幾らかかる方なんでしょうか。あとは、式典料は委託するんですか。あとは、設計施工監理、これいつから入っているんでしょうか。あと、学校備品、パンフレットがありますね。パンフレットはこれは何、一緒のパンフレットになるわけ。こども園、小中学校、給食センター、これは別々のものをつくるのではなくて、一緒のやつを3,000部つくるということなんですかね。あとは、認定こども園と学童保育の300万円って、何これ。これ、備品ではない。

教育課長（村山宏行君） まず、報償費のほうですね、歌手等幾らの方かということで、50万円ということで予定しているところでございます。

続いては、開校式典の支援業務ということです。あくまでも式典自体は村で行うものがありますが、村全体として子供たちの帰還を祝いたいということで、そちらの支援、飾りつけ等そういった支援を行っていただくということでの計上ということになります。

それから、学校開始設計調整の支援業務、これがいつからかということでございますが、こちらにつきましてはもう工事当初からお願いしております。ですので、一昨年からですか。

また、工事監理委託につきましては、29年度当初からということでお願いしておるところでございます。

それから、記念誌の作成業務について、これは一緒のものかということでございますが、基本的には認定こども園、小学校、中学校、今回新しくつくったところ、いわゆる学園的な一体化整備をしておりますので、そういうことを一緒にあわせて示すようなパンフレットが必要ではないかということで現在考えているところでございます。

それから、認定こども園等の備品ということでありますが、一応4月1日から使えるようにはなっているところでありますが、今後園庭ができてまいります。そういったところに入れる備品というのはこれからマッチングをかけるというところでございますので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤健太君） 関連しますのでご質問させていただきます。65ページ、学校等再開新設というのは開校式に伴う部分ですが、報償費の50万円という部分なんかは、これは岡本さんお一人の、それともバックバンドも含めてということなのかというところ。

あと、委託料のほうの216万円という形で、ステージを含めた会場の飾りつけといったことで、誰かに手伝ってもらおうということなんでしょうけれども、結構な金額がかかるということで、これに対するどういった効果をこの飾りつけによって求めていくのかという部分。あと、それに伴ってほぼ恐らくかなりメディアが入ると思いますので、こういった情報発信をここで重ねていくのかという部分が具体的にあればお聞かせください。

教育課長（村山宏行君） まず、歌手のほうでございますが、大体4名いらっしゃると聞いております。歌手、それからマネージャー、それから歌う方の支援でお二方ということで4名ということでその報償をまとめてということでございます。

それから、開校式の式典の支援事業ということなんですが、実は行政区長会のほうからご協力いただきまして、花の仮植作業を3月1日に行っております。これは、行政区として、それから村として子供たちを迎えるということで、花の苗を当日いらっしゃった方にお配りしたいということで進めたものでございます。この花の苗、どうしてもお配りする苗は3月1日で間に合うんですが、そのほかそれを当日飾りつけてということにはなりませんので、子供たちが会場について飾りつけをして、それから行政区の方々にそういった来場者の方々に子供たちと一緒につくった花の苗をプレゼントとするというところでの全体的なトータルの演出もお願いしているというところでございます。一応、業務の委託先については道の駅までい館と、そちらのほうにお願いしています。その温室でつくったもの、それを飾りつけしながら、村全体として復興を示していく、そんなイベントにしていきたいということで考えているところでございます。

委員（佐藤健太君） 道の駅に業務委託するということですが、この花、花をメインとするというような形ということなんですけれども、道の駅のイベントになってしまうのではないかと、もう少し学校に関しての内容が何か含まれないのかという部分はどうか。

教育課長（村山宏行君） ご心配というところでございますけれども、十分そうならないようにこちらでも気をつけたいと思いますし、また開校式のイベントでのその花ですね、そちらについては子供たち、それから行政区の役員の方々が協力してつくっているというところがありますので、そういったところを自分たちのみずから手づくりでのもの、そ

ういったところを強調していきたいと思っております。

委員長（相良 弘君） その他ありませんか。

委員（佐藤八郎君） 66ページの先ほどありましたけれども、スクールバスのお話ですけれども、全体的コース、今資料をもらいましたけれども、きのうのテレビ番組の中で飯館のことをやるということで見ていたら、テレビでも既に放映されていて、県内の地図、福島の方からずっとこういうふうに運ばれて、もう既に放映されているんですけれども、放映されてから審議するのもあれですけれども、いずれにしても子供、父母の負担というのは時間的にどういうふうになっていくのか。あの震災すぐの当時、遠い人はもう1時間以上も幼稚園と小学校と一緒になってくると、幼稚園はもう着くと寝ている、休んでいるだけで疲れ切ったというお話がありましたけれども、7年目を過ぎてその辺ではこの通学運行の仕方の中で、父母負担の流れ、運営体制の働く人の関係の流れ、テレビ放映されたような状況でうまく運べるようになっていくのでしょうか。

教育長（中井田 榮君） このスクールバスのコースをつくるに当たりましては、保護者会でこれまで10回くらいやっていますけれども、その都度保護者の皆様にはコースづくり、保護者に確認をし、そしてスクールバスなり、助手なり、バスの乗りおりの確認をしてコースづくりをしてまいりました。これについては今までもご指摘があったように、そのような1時間以内というかご心配もありますので、とにかく子供たちに負担のかからない、あと親御さんにも負担のかからないように、とにかくコースづくりには努めてきたと考えておりますので、今後4月からやらせていただいて、それでなおまた問題があれば共有して前向きに進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 丸印が登下校の場所、これは11台なんですか。曜日によって違うのかな。この流れの体制で、職員なり助手は今の体制からしてどういう変更なり、体制そのものはどういうふうになられて、今度飯館まで行きますので、川俣で終わるんじゃないので、バスの運行域とか、あとはそういう方々の休憩なり、そういう部分ではどんな流れに私から考えればいいのでしょうか。

教育課長（村山宏行君） バス運行の流れでありますけれども、まず朝につきましては、ご指摘のように11台、11コースで回ることになります。当面8時に学校につくように運行表を計画しておりますので、どうしても一番早い子、こちら1番というところにありますけれども、6時40分という形の子供がいっぱいいます。大体は7時ぐらい、現在もいわゆる朝の登校時間とほぼ変わらない時間で考えてはおるんですが、若干早いかなというところがあると思っております。

運行のバスの乗務員の流れということでございますが、車庫は基本的には村の車庫が発地点になります。もともとありますスクールバスの車庫、こちらを起点にしまして、そこから毎朝迎えに行って、そして子供たちを連れてくる。日中、中抜け、拘束時間が外れてまして、そしてまた午後から帰りの便が3便、3コースということで出てくるというふうになります。

今年と体制がどういうふうになるのかということでございますが、実は助手さん、ち

よつと高齢だということもございまして、継続できないという方が2人ほどいらっしゃいます。この方々のところについては今のところ補充というのは考えていないというところであります。もちろん、子供たちが少ないところ、あるいは小さいお子さんが少ないところになるべくそういったところを回して、助手については小さいお子さんが多くいる場所、あるいはそういったコースが長くなるところ、そういったところに助手が入るような形で配慮しながら運行計画を立てたいと思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） スタートは入らないで間に合う、村に来るのもあって、みんな村に朝早く来て、車を動かして迎えに行って、また村に置いて休憩に入って、また時間に村に来てという流れになるの、皆さん。休憩室は車庫に置くわけ。リフォームか何かして新たにしたの。

あとは、そうするとバス11台とあと16台というのものもあるの。バスはどういう流れなんですか。バスは村のを何台、頼むの何台とか、運転士はこちらで雇う人とバス会社で雇う人とどういう感じになるんですか。

教育長（中井 榮君） まず、29ページなんですけれども、これカラーだとちょっと見やすかったと思うんですが、上の3台が民間の3台、そして下がスクールバス8台ということで、高校の場合は11コースになります。あとこの下校なんですけれども、月曜日から木曜日までであります。8台のバスで回すと。あと金曜日については、このところと同じく民間バス3台、あとスクールバス8台の11コースということで11台です。そういうことで計画をしております。

委員（佐藤八郎君） 子供にとってはあれかな、車掌さんがついて同じということかな。タクシーを使うコースというのはどこなんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 民間を使う部分ということで、登校は1、2、3、福島1コース、野田コース、川俣コース、この3コースについては民間にお願いをするということでございます。④から伊達コースから以下については村の直営のバス8台で回すということでございます。なお、帰りにつきましては、基本的には村のバスを全て使ってということで、多いコースでは3回転という形になります。1回行って戻って、また児童を乗けてまた出発する、そういうコースの設定になります。

なお、金曜日につきましては一斉下校となりますので、そちらについては民間のタクシーを利用する、民間の借り上げを利用するという形になります。

委員（佐藤八郎君） 何か心配になってくるんですけども、大丈夫なの。余裕あった安全運転できてしっかりやれるの。何か1回行ったらまた戻ってきてまたとかって、非常に不安だし、あとそのことと、子供ですから、こちらでおりてから帰るまでの間に病気になるいろいろ起きた場合は、普通親に連絡して迎えたりとかとあるんですけども、その辺の対応はどういうふうになっているんですか。

教育課長（村山宏行君） 運行についてのご心配ということなんです。1便が終わってから、またその2便で出るまでの一応短いところで30分以上の間がございまして。一旦村のほうに戻ってきてから、次の子供たちを乗せて出発するまでの間で30分の余裕があるというところでもあります。ですので、こちらについて、車庫長とも相談をしながらこの運行表

をつくっておりますので、十分可能だと教育委員会としても見ております。

それから、病児の対応ということではありますが、従来からも病児の場合については、まず保護者のほうに連絡をして保護者にお迎えをいただく、これは変わっておりません。

村のほうに学校再開をしても、この対応については変わってはいません。

委員（佐藤八郎君） 迎えに父兄の皆さんみんな、何かあるとならないって待機しているならそれはそれですぐ来られるんだけれども、そうでない場合は、こちらとしては何か云々ということはないの。特別、途中まで乗せていって云々とか、緊急の場合は別でしょうけれども。

教育課長（村山宏行君） 通常の対応ということになります。学校でぐあいが悪くなった場合には保健室に行って、その後保護者に連絡をして保護者から迎えをいただく。もちろん急病の場合については救急車などの対応となるかと思えます。また、保護者のほう、バスの降車のとき、こちらについては仮設で行っているときにもしていたことありますが、必ずお迎えをお願いしているというところがございますので、こちらについては村に戻ってからも必ずスクールバスで送りますので、その際のお迎えをお願いしますというところについては強く保護者にお話をしているというところがございます。

委員（佐藤八郎君） あと、違う話ですけれども、移住定住交流事業、庁内に職員を配置するという話があったんですけれども、どのような方をいつ配置するものなのか。

副村長（門馬伸市君） 4月1日付の人事異動で配置をします。

委員（佐藤八郎君） 全く別の方。

副村長（門馬伸市君） 職員の中から配置します。

委員長（相良 弘君） 皆さんにお諮りします。このまま5時過ぎても審議をするか、改めてあした開会するか皆さんにお諮りします。どちらがいいかお願いします。

それでは、このまま引き続き延長するのでいいと思う方は挙手願います。

それでは、5時でもって本日は終了し、改めてあした開会するという方は挙手願います。

挙手多数によって、また改めてあす開会したいと思います。本日は5時まででお願いいたします。

質疑ある方はどうぞ。

委員（佐藤八郎君） 深谷にかわる新たな村の第2拠点長泥地区ということで、いろいろ説明を受けていますけれども、深谷と同じくいろんな問題が起きないようにするためには、行政区一体となって説明云々するということになるんですけれども、今のところ経過を聞いていると、住民合意でどんどん進んでいるということなんですけれども、土地は全体的には買い上げとなるんでしょうか、拠点地区の全体図としては。農地、田んぼ、畑、宅地、建物解体されてとか。全体図、きちんとどういう地番とかわかりませんけれども、そういう財産関係の買い取りなり借りるなりという部分は発生するんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 議員のほうにも資料をお渡ししているかと思いますが、長泥地区の中心部、居住促進ゾーンと言われる今のコミュニティセンターの周辺部につきましては、拠点の中のさらに中心部ということでございまして、エリア内の私有地につきましては村のほうで取得する方向で検討してございます。

委員（佐藤八郎君） 取得価格は村の算定価格でしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 鑑定評価等を踏まえて価格を出していきたいと存じます。

委員（佐藤八郎君） あの図面で示されたながれの線の中は全部買い取るということではないんでしょう。拠点施設のこの施設の部分だけの話でしょうか。どこの部分、どのぐらいの規模をかうんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 図面でお示ししましたピンク色の部分、居住促進ゾーンについては村で取得する方向でございます。

委員（佐藤八郎君） 田畑、地目別にどのぐらいの面積。

総務課長（愛澤伸一君） 田についてはおよそ4アール、畑については55アール、原野については8アール、それから宅地については約90アール、山林について35アール、るる含めますとおおよそ2町歩ということになります。

委員（佐藤八郎君） 長泥の方、何人かに深谷はどのぐらいで売ったんだという話をされて、いや説明会にそういう話はなかったものですからと言ったんですけども、まだそこまでは話が行っていないという流れなんですね。あと、鑑定評価ということでこれから示していくという話ですね。

総務課長（愛澤伸一君） 国との調整を踏まえて価格は決定してまいりたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 長泥の解体やらごみ出しは長泥以外でやったことと同じ流れで、遅いだけで同じようなことで実施されるということ、間違いないでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 長泥の部分でございますが、先日全協で説明させていただいたものは、村としての計画案ということで、全協でご承認等をいただいた中で県に一応村の案ということで先日出させていただいたところでございます。それで、県でも了解という形になりまして、今後3月末に向けて長泥の復興拠点の計画書を国に出すという形になります。それで、4月中に国で協議をする中でそこで承認という形になりまして、そこから先ほどの土地の関係とか、そういう部分が動き出すということであります。

今、除染等あとは解体等についても、その国の承認を得てから、環境省とは事務レベルの打ち合わせをしながら、あとは国という推進協議会の中で決定されてから本格的に進むということでありまして、今後その手法については協議という形になるかと思えます。私自身も除染なり解体を今まで進めてきましたので、やはり今まで19行政区やっただでの反省等も踏まえながら、国とはきちんと話をしていきたいなと思っております。

19行政区も、当初は除染が終わってから解体したという部分もあって、費用的に二重投資をした部分もありますので、場所によっては。できれば解体の意向と除染の同意を同時にとりながら、解体を希望する方がいれば解体のほうを先にやりながら除染という形の流れかなと思っております。今までの担当としての考え方のお話であります、具体的にはこれから4月過ぎてから承認を得てから国との協議という流れになっていくところであります。

あくまでも先日の議会の全協の中でお示したエリアについてのみ解体なりあとは除染が入るという形になりますので、長泥地区全体という意味ではございませんのでご承知をお願いしたいと思います。以上であります。

◎散会の宣告

委員長（相良 弘君） 本日の質疑はこれで終了し、散会します。

なお、15日あすは午前9時からこの場にて会議を開きます。

本日は、ご苦労さまでした。

（午後4時50分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月14日

予算審査特別委員会委員長

相 良 弘



平成30年3月15日

平成30年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）



平成30年3月15日、飯舘村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長 相 良 弘 君

副委員長 佐 藤 一 郎 君

委 員 佐 藤 八 郎 君

高 橋 孝 雄 君

渡 邊 計 君

長 正 利 一 君

高 橋 和 幸 君

佐 藤 健 太 君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長 菅 野 典 雄

総 務 課 長 愛 澤 伸 一

復興対策課長 中 川 喜 昭

会 計 管 理 者 石 井 秀 徳

教 育 長 中 井 田 榮

生涯学習課長 藤 井 一 彦

選挙管理委員会
書 記 長 愛 澤 伸 一

副 村 長 門 馬 伸 市

住 民 課 長 細 川 亨

飯野支所長 高 橋 正 文

健康福祉課長 齋 藤 修 一

教 育 課 長 村 山 宏 行

農業委員会
事 務 局 長 石 井 秀 徳

◎職務のため出席したものの職氏名

事 務 局 長 但 野 正 行 書 記 北 原 美 樹 書 記 庄 司 慎 也

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は8名であります。これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） 昨日14日に引き続き総括質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

資料6の66ページ、10款1項3目の13節の各号についてお伺いいたします。

民間事業者運行委託6,438万円上がっておりますけれども、この中でこの内訳といいま
すか、バスの委託とタクシーの委託、それぞれ金額がわかりましたらお願いします。

教育課長（村山宏行君） 委託料の6,438万円の内訳ということでございますが、全てこれは
借り上げの乗用車分という形になりますので、全額になります。

委員長（相良 弘君） ほか、ございませんか。

委員（佐藤健太君） おはようございます。

私からは、ナンバー5の9ページ、2番、移住定住者住宅取得支援事業、新規事業でござ
いますが、この1,300万円の、住居を村内に移住して新しく家を建てる方、リフォーム、
また改築補助として、新築に対して幾らなのか、リフォームに対して幾らなのか。合わ
せた件数がどのぐらいを見込んでいるのかをお伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） おはようございます。

移住定住交流事業につきましては、平成30年度の最重点課題ということで取り組むこと
としておりまして、先日も一般質問の中でおおよその構想をお聞かせしたところでござ
います。その資料に基づいて答弁申し上げますが、宅地の分譲については10年住めば無
償、おただしの住宅の新築の支援ということについては上限500万円ということで別当を
しているところでございます。

1,300万円でございますが、住宅の新築、それから空き家の購入資金等々の、これは実
際にどうなるかわかりませんので、おおよそつかみでとらせていただいているということ
でございます。

委員（佐藤健太君） まだ恐らく確定はしていないんでしょうけれども、例えば中古住宅を購
入する金額とリフォームする金額というのは別なのかどうか。それともリフォームに含
まれるのかどうか。

総務課長（愛澤伸一君） 現在の検討事項ということで、要綱はまだ正式に定まっていな
いわけでございますが、空き家等の購入支援といたしましては、中古住宅の購入費用につ
いては100万円、同じく物件のリフォーム費用も100万円というふうに見込んでいるところ
でございます。

委員長（相良 弘君） その他ありませんか。

委員（佐藤八郎君） きのはどちらかというと款項目というふうなものもありますので、き

ようは完全なる総括質疑をします。

子供たちの健康を守る上で、この村民の被ばく線量をみずから管理するために、必要以上の被ばくを避けるためにというのが大事になっています。なぜならば、村内約85%は当初大空から飛散されたそのまま推移していますので、そういう意味では子供が学校に戻って通うことも含め、学校での生活も含め、その辺のことではどのような施策なり具体的な対策をとっていらっしゃるのかお聞きします。

教育長（中井田 榮君） 全村避難が今年の3月に解除されたということで、今回学校再開を今年の4月からということで進めているわけでありませうけれども、学校につきましてはあそこの整備を見ていただいてもわかるように、前庭、あと周りのはり面、さらに周りは林、環境省とも先日会議、事前に打ち合わせをして、あそこを全部除染し、さらに前のアスファルト等々全て壊して今再整備をするというようなことで、当初の計画どおり整備を進めてきましたので、学校のほうとしては毎時0.23以下になっているというようなことで、対策としては、学校としては当初の計画どおり進めてきたのかなというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 教育長は放射能というのはどういうふうに考えているかわかりませんが、鉛以外は通すというのは御存じですよ。毎日というか、飯舘に来るときに二枚橋からずっとモニタリングポストを見ているんですけども、けさあたりにも0.65とかのポストもありますし、基準値を超えるところもあるし、そういう中で、バスは遮蔽されませんから、そういうぐらいの放射能を浴び続けながらそういうのだと思うし、学校周辺から安心してといっても、御存じのようにここは花塚山から吹き下ろしがあって風やらほこりやら全部ここにたまる場所ですから、そこまで防げるような状況ではないんです。だから、放射能教育も含めてどういうことでやられているのか、先生方も含めて。

前に先生方の放射能被ばくの研修会にも出させてもらいましたが、山下先生じゃないですけども、20ミリシーベルトを年間浴びるような仕事が大丈夫だと言う先生に教わっている教員の指導を受けて子供は育つわけですから、今もそういう方向には変わりはないですか。

教育長（中井田 榮君） 御存じのとおり学校の放射線教育につきましては、既に委員さんもお承知のとおり、毎年学校の中でその教育についてはいろいろな講師を呼びながら勉強しているところでございます。

これからも放射線につきましては、その放射線の成り立ちとか対応の仕方とかっていうことも含めて、その都度授業の中で勉強はしておりますし、これからもしていきたいと考えておりますので、引き続き見ていただければというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） いろいろな講師、どんな講師ですか。

教育長（中井田 榮君） 学校それぞれ授業の中で、これからもその都度放射線に係る資料を使いながら勉強はしているところでありまして、引き続き放射線教育のあり方については勉強を学びを進めていきたいという考えでございます。

委員（佐藤八郎君） 全国、自治体で、学校もそうですけれども、いろいろばらばらなようで

すけれども、県の指導、放射能を含む指導があるようですけれども。

他は他だと思っんです。飯舘というところ、この地形、住居環境全体からして、二本松と一緒に、本宮と一緒にということではないと思っんです。そういう意味では、独自の放射能教育をやはりきちんとする。あるものはある、危ないものは危ないというふうにしないと、何せ相手は見えない、におわない、味もしないという恐ろしい物質ですから、そういう意味では学校の回り、モニタリングポストをどういう位置に置いて、花塚山から来る突風、ほこりをどういうふうにかッチするようなモニタリングポストを建てるのかわかりませんけれども、1センチとか1メートルの話とかそういう問題じゃなくて、周りの土壌にしろ山林にしろ、かなりの面積で持っていないと、データというのを。私も独自に今度測ってはみたいと思っすけれども、あちこち。

そういう意味では、安心安全な環境なんだって、放射能を強く浴びるような、濃度の濃い放射能を浴びるような環境にはないんだという証明をきちんとしなければならんと思っんですけれども、その点はいかがですか。

教育長（中井田 榮君） ご承知のとおり、去年の3月に全村避難解除をされて、このように帰村できるようになったわけでありますから、いろいろな考えはあると思っすけれども、国がそういう形で安全だっということ帰村ができたわけですから、さらに学校を復興の拠点にしながら、これから村を挙げて復興を進めていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） いろいろな考えがあるのはいいし、国が言うのはいいし、でも国の言っている安心安全な原発が爆発したんです。絶対そんなことはないという。加害者が言ったことを、国がいうから、いろいろな考えがあるからというんじゃないで、ここに帰る子供の健康をどう守るか、どういう環境にあるのかをきちんとさせるか、これ以上浴びるような状況にはもっていかないようにどういう施策なり対策をするかというのが問題であるというふうに思っんです。

その観点で、どういうふうにその辺回答して、その子供、せっかく村の学校に来てくれる子供たちを、会津の学校や郡山の学校に通う子供、いかにそれを、放射能を浴びる量をどういうふうにするのかって聞いているんです。

教育長（中井田 榮君） ですから、国は3月に避難解除をして、飯舘で生活ができる、学校も再開できるというようなことで、このような形で進めているわけでありまして、さらに村も何もやらなかったわけではなくて、整備に向けても周りの除染をし、再整備をし、さらに教育内容につきましても放射線教育を引き続きやりますし、これからも丁寧にやっていきたいと思っすので、ご理解をお願いしたいというふうに思っす。

委員（佐藤八郎君） そうですか。そうですと、やることをやって、学校をつくって、子供が来るようになったから学校を運営すればいいんだという発想だというふうに今お聞きしたんですけれども、私から提案しておきますけれども、通学路となる部分の線量の、年間1ミリシーベルト以上の数値を示しているところは急いで再除染をし、バスが、タクシーですか、ワゴンバスですか、放射能をより少なく、浴びる量が少なくなるようにすべきだし、学校周辺については高さ関係なく風の気流の関係を察知しながらきちんと計

測できる体制を整えるべきだというふうに思いますけれども、いかがですか。

教育長（中井田 榮君） ご指摘のことにつきましては、内部で協議はしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 帰還者が537人、避難継続者4,934人。この予算書全体で見ると、この4,400人にかかわる予算が幾らあるのかずっと拾い出してもなかなか具体的に余りないように思うんですけれども、この4,400人にかかわる予算に対しての具体的な施策を改めて伺います。

総務課長（愛澤伸一君） 4,400人ということでございますけれども、健康診断等々については、全村民を対象にした事業については、村に戻った人戻らない人にかかわらず実施しておりますし、当然まだ今年度も各仮設等々で住民の皆様が暮らしていらっしゃるわけでありますから、そういったところに対する自治会への支援、それから保健支援等々に対する過程等々については、村内、村外にかかわらず平成30年度も同じようにやっていくということでございます。

委員（佐藤八郎君） 7年間いろいろ工夫しながら、訪問なり健康診断なり仮設の自治会なりやってきた、その継続と。それで、予算のほとんどは建物なり学校なり道の駅なり、皆さんの人件費もありますけれども、そういう意味では村の状況を今広報で、今は何世帯に発送されているのかわかりませんけれども、この発送の支援はどういうふうになっていますか。

総務課長（愛澤伸一君） 発送の費用ということでお聞きしましたが、現在県と合同で広報誌の発送を行っておりまして、そちらの郵送料の費用は県からお支払いいただいています。

委員（佐藤八郎君） 費用ではなくて、発送数はどのように変化しているんですか。

総務課長（愛澤伸一君） それでは、それについて確認をしてご報告いたします。

委員（佐藤八郎君） 避難解除になったということも含め、仮設の実態数が、どういうふうに捉えているのかまず聞いておきます。

飯野支所長（高橋正文君） 3月1日現在の仮設の状況でございますが、避難者数でよろしいですか。9つの仮設がございますが、避難世帯が233。人数にいたしますと386名でございます。

委員（佐藤八郎君） 私どもが最大限議会議員としてわかる対象者って、今課長からあった数であります。それ以外の4,400人の部分は、私どもは探し歩かないと訪問もできないし、それなんです。

村は訪問活動をそれなりに続けているんでしょうから、その数も合わせてどのぐらいの訪問活動になっているのか伺っておきます。

飯野支所長（高橋正文君） 訪問数は担当のほうから申し上げますので、避難者数にしますと現在5,531人が避難しています。先ほど四千何百という形で申されましたが、5,531名が避難中です。

健康福祉課長（齋藤修一君） 避難先のそれぞれの家庭訪問につきましては、今現在村の社協の相談員が訪問しているということもありますので、ちょっとその資料が、もう少し時間をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） なぜ訪問とか訪問者数を聞くかということ、なかなか見えないんです。見

通しが立たないんです。

避難解除された、新聞、テレビでは毎日村長が登場して華々しく報道される。しかし、村民にとってはどうなってどういうふうになっているのか、何か学校、学校、道の駅、道の駅、箱物、箱物っていうのが目立ってマスコミ報道されて、まだ信用されない。学校、通学の状況までテレビで放映されたり、一面で、民報、民友で、150万円近いお金で広告が出されたり、非常に目立つことばかりで、村民の身近な生活に、何がどうなるのかという物差しのなものが届いていない。わかっていない。知らされていない。

したがって、私どもが訪問すれば必ず1時間近くの時間を要する。それは、村内に帰還している、帰村している方々の家も同じであります。少なくとも靴を脱いで上がれば40分、50分かかってしまう。それだけお話したいことをいっぱい持っている。それを社協の訪問者がやることはできません。なぜならば、きょうは何件訪問するっていうスケジュールをもとに活動していますから。そういうものが実態ではないんでしょうか。村長いかがですか、村民の生活実態は。

村長（菅野典雄君） 7年に及ぶ避難生活、まさに村民は何かと大変な思いをしているかと、そんなふうに思います。

ですから、これまでもお話したように、新たにその都度その都度仮設なり、場合によっては集団で住んでいらっしゃる自治会に対して会合を開いて説明をしてきたところでもあります。これは間違いなく、はっきりと言います。ほかの自治体よりもはるかに多く、それは避難のときに村から1時間以内に大体90%の方が避難をしていただいていると、こういうことの証であります。改めてまた、各、もともとの行政区の会合なども頻繁にやっていたということでもあります。

今我々は長泥を除いて避難解除になりましたが、来年つまり平成31年度の3月をもってそれぞれ仮設であれ、借り上げアパートであれ補助が切れると、こういうことでありますから、それぞれへの、自分たちのやはり人生をやはりどういうふうにかというのを知っていただくことが大切だと思っていまして、先ほどもお話しましたように飯野支所でも何度か足を運んでいただいているし、それから社協の方たちも運んでいただいていますし、また健康福祉課の人たちもそれなりに困っている方たちへの対応を必死になってやっているということでもあります。また、少なくとも我々は全体をやはり見なければなりませんから、ある1人がある1軒に入っていや困った困った何もわからないというだけの話ではない。やはり全体の中でということをややはり村としては考えなければならぬと。

ただ、これでいいというものではありません。少なくともあと1年という期限が切られているわけですから、今大体、先ほどのようにまだまだ400人近くの方が仮設におられるところですから、改めて新年度になってからそれぞれまた村のほうも、それから担当のほうも足を運んで、一人一人のやはりこれからの行く末をどうするかという相談にさせていただくということでもあります。

一人一人、やはりできるだけやりたいとは思いますが、数が数でありますので、精いっぱいそれぞれの部署でやっていくと、こういうことでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長、独立した自治体ですから、他の自治体よりやっているかやっていないかなんて、こんな誰も予見もしない1000年に一度とも言われる大災害ですから、他自治体と比較する問題ではなくて、自分の自治体として主人公たる村民のためにどうあったかというのが問題であります。

村長が言われるように、確かに避難解除になり、7年の命日も過ぎましたから、自分の自立できるというのは、これは震災前から人の人生はそういうことにあるかと思えますけれども、この全体の声といいますけれども、村長が全体の声聞く一番の機会は職員会議なり課長会議ですか。あとはどんな会議があるのかわかりませんが、そういう中で皆さんから村民の生活実態について上げられた声をどのようにまとめられて村長自身はおられるのか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 1週間に一遍はそれぞれ全員が集まって、全員というかそれぞれの責任者が集まってやっておりますし、上下もやっております。そういう中で、それぞれ避難の状況などは、数値的な問題というのが見えてきます。

それからまた個人的な問題、いわゆるプライバシーの問題も上がってきております。こういう問題があつて相談に来ている、あるいは困っているという話であります。しかし、それはまさに表に出せる話ではございませんので、それぞれの担当ができる範囲の中で一生懸命対応をさせていただいているところであります。

ですから、そういうこともあるわけでありまして、また一方で佐藤八郎委員が言ったように、こういう話だという話もあるでしょう。それがやはり放射能の災害でありますからなかなか難しいですけれども、精いっぱい我々は対応に努力をしているということでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 週1回職員会議をやるんですか、協議は課長以上。どんな会議をやつて、村長は職員みんな、職員がみんな村民のもとに足を運び直接かかわっているわけですね。私も議員は、先ほど言いましたように、個人訪問の中で探し歩かなければ見つからない村民を心配しながら議会活動をしているわけですが、そういう意味では村長はこれだけの、今は臨時職もいろいろと含めて140名以上いるわけですから、その人たちの声をどういうふうにまとめ上げて施策にしているのかよく見えないんですけれども、どうも県や国の方向を見ているのか、自分がいろいろなアドバイザーなり指導者、村において、その人たちの方向で進むよ進むよってやっているのか。どうも、村民の思いや村民のしてほしいこととずれが生じているのではないかと。

ですから、村民が心配していることは、道の駅にしろ、箱物をいっぱいつくりました、お金をいっぱいかけました、今後維持経費云々、これからの村の財政はどういうふうになるのか、いろいろな心配をしています。この予算、議会が終わりましたらそのことも詳しく、村民各世帯に予算書を配付するという流れでいろいろな機会を通じて周知されるんでしょうけれども、非常にそういう意味では皆さん職員のように知識豊かな村民ばかりではないし、自分の生活や自分の、まだ事故当時のままストレスを持って、そして

また新たな家族関係や地域の課題が生まれたりしているわけですね。そういう村民生活ですから、それにどう応えるかということが大事ではないかと私は思うんですけれども、村長が答弁しているのは、そういうことにどう応えるのかという、職員の歩いた、聞いた、そういう村民の生活をどういうふうにまとめているんですかと聞いているんですけれども、答えになっていない。

村長（菅野典雄君） 道の駅をつくってお金をいっぱいかけましたというつもりは、一切言っておりません。さらに、それぞれ道の駅は、やはり帰ってきた人たちが、買い物が幾らでもやはりできるようにということで、コンビニなども入れて、最低限なかなかほかの人たちがこの少ない人数の中で店を開くというわけにいきませんので、やっているところであります。

したがって、我々はある一点だけを見つめて、そこがどうこうという話では行政はできません。帰ってくる人たちも、帰って来られない人たちにも、両方を見てやっていくことですから、ある一点だけを見つめてどうこうという話は、行政はできないということだけはご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村長の一点はどこを見ているか大方の人はわかっていると思いますけれども。

先ほど言っているように、帰村した村民の人口、帰村しない村民の人口、予算的にはこれ村内でのいろいろなことがほとんど。私は、やはり帰村しない方々がまだまだ多いわけですから、多い皆さんにどう応えるか。例えば1週間に2回とか1回、各方部のいろいろな場所をかりて住民座談会を、職員何人か行って、あちこちに定期的にずっとやるとか。

今まで7年でいっしょなのは、自分らが、執行者が村民にこれを集めて説明していたので国のやることを教えなければならないというやり方ばかりで、自分たちの生活をどう吸い上げてくれるかということには余り応えていないというのが村民の声ですし、だから村の集会なんか、わざわざ新幹線に乗ったり会津のほうから何時間もかけて来るようなものではなくって、どんどん参加人数が減っているんです。

そういう実態をきちんと直視しないで、きちんと実態は実態として認めないで、自分が進む方向だけどんどん進めていったら、テレビと新聞に先に出て、議会は後から審議しろみたいになるんです。なぜ、いつまでやっているんですか、それを。緊急事態も一、二年はやむを得ない部分があるけれども、7年目の命日を過ぎてもまだそんなことをやろうとしている、この村長の執行姿勢に問題があるんじゃないですか。いつまで、どこを目指しているんですか。あなたは3年目に言いました。こういう大災害のもとにすばらしい復興をした第一人者になりたいみたいな話をしていましたけれども。原発事故でみんながこんな目に遭っているときに、私は原発は要らないとか、核はどうかのこの規制にはならないなんて宣言したでしょう。その発想が今も続けていられるから、どうしてもこういう流れになって、村中新しいものばかり建って。

例えば農地一つとったって、松塚の太陽光はもっと早く取り組んだわけです。そしたら、

村が村内の優良一等地の農地をそういうことに利用するには制限をかけなくてはならない。そして、1年、2年の中で、深谷のああいいう一等地を、今度は村が逆に、片方に制限をかけながら、村が今度は先頭をとって進めているわけです。

いつまでこんなやり方を続けるんですか、あなたは。

村長（菅野典雄君） 実態を見つめていない、わかっていないということなんですが、それは100点全部がわかっているわけではありませんが、精いっぱい職員はいろいろな現状を見ながら、それぞれの立場で、あるいは私たちのほうに上げてやっているということでもあります。

今まだ避難している方々がまだまだ何千人もいる中で村のほうばかりに力を入れているのではないかという話でありますけれども、よく考えていただければおわかりだと思います。あと1年でそれぞれ国のほうはだめですと、やりませんと言っているわけですから、村のほうの整備をしていかなかったらばどういうふうになるんですかっていうことなんです。やはり両面をしっかりとやりながら、村のほうの整備もしながら、あるいは避難している人たちがこれからどうするかということを実際にやはり考えてやるというのが両面をしっかりとやるということでもありますので、ぜひそういう面ではご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 今まで言ったことのまた一つになるうかと思えますけれども、役場組織の機構の見直しということで、農政第1係と第2係と分割すること。除染対策のあれは廃止して農政第1に入るのかな。

これ、こんなことをして何、村民がわかりにくい、村民を迷わせるような窓口にしたいんですか。どういうことなのかわかりませんが、震災当時から私言っていますけれども、村民が毎日不安を持って行けるような、そういうわかりやすい課や対策室を設けるべきだといっているんですけれども、この農政第1係、第2係、一体、村民がそんなにこの言葉でわかりやすいの。第1係で何をやって、第2係で何をやって、自分たちの組織や役場内のことばかり考えて組織機構の見直しってするものなんですか。副村長、組織の見直しって、村民はわかりにくくなる一方で困るんじゃないですか。

副村長（門馬伸市君） 今農政の仕事が極限状態です、農政係。営農再開を入れた取り組みなどなど、今の体制ではどうしようもない状況なので。

名前についてはわかりにくいという部分もありますが、今度村民の皆さんにいろいろな場を通じて、第1はこういう仕事です、第2はこういう仕事ですという内容でよく周知はしたいと思いますが、今どうしても農政係が、数多くの職員が大変な状況にあるというわけでありましたので、もう1年先ぐらいに、前にそういう体制をとってこなくてはならないのかと私も思っていたんですが、なかなか人員体制がとれなくて今回になっていますが、仕事の内容と、その人員が足りない状況の中で、しからば今の農政係に人をふやしたからいいという問題でもなくて、その係の負担が、人がふえたから済む問題ではありません。結局係長なり課長の負担がふえてきます。ですので、やむを得ず今回農政第1、第2、仕事の中身もきちんと決めてあります。ですので、あとは今言ったように、第1はどんな仕事をしているのか、第2はどんな仕事をしているのか、それを村民の皆

さんに周知をして。

そして、仕事がおくれ気味なんです。これは村だけのせいではありません。県との補助事業の体制もあります。ですから、村が一生懸命やっても途中で県が入りますので、その段階で時間がかかったりする場合がありますから、できるだけ村民のために、農家のために、今必死になって今の農政係もやっていますので、わからない、何をやっているんだというその一方的な決めつけだけでは言わないでほしいというふうに思います。これだけ職員が頑張っているんです。本当に頑張っています。それでこういう批判をされたらどうですか。職員のやる気がなくなります。

委員（佐藤八郎君） 批判を誰がしているの。

副村長（門馬伸市君） あなたが今批判したんでしょう。

委員（佐藤八郎君） 批判はしていないでしょう。村民にわかりにくいって言っているんです。

副村長（門馬伸市君） だから、わかりにくいのは……

委員（佐藤八郎君） 誰が批判したの。私が批判したの、今。

副村長（門馬伸市君） そういうことばかりやっているって言ったでしょう。

委員（佐藤八郎君） 委員長、今の発言はおかしい。

副村長（門馬伸市君） わかりやすく……

委員（佐藤八郎君） じゃあ、私もう一回言ってみますか、質問を。どこで批判をしたのか。

職員の皆さん、私今職員を批判したことで質問をしたということなんですか。

副村長（門馬伸市君） 組織ばかり、わかりにくい、村民のための組織ではないみたいな話をしたでしょう。

委員（佐藤八郎君） わかりにくいってみんなが言っているから私も言っているんです。

副村長（門馬伸市君） それは、今の段階ではわからないけれども、きちんと整理をします。

説明もします。いわゆる農家のためなんです。農家のためにいかにスピーディーに仕事をするかというのは我々の責任なんです。

委員（佐藤八郎君） そんなのはわかっています。

副村長（門馬伸市君） いや、わかっているんだったら……

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩します。再開時間は10時とします。

（午前9時48分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 会議を開きます。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） 引き続き会議を開きます。

総務課長（愛澤伸一君） 先ほどご質問がありました広報誌の配布枚数の推移についてということでございましたので、ご報告申し上げます。

平成26年9月5日号からということでございまして、この時点では3,044部でございします。その後平成28年3月5日号は2,900部。平成29年3月5日号は2,828部。平成30年3月5日は2,742部でございします。

健康福祉課長（齋藤修一君） 先ほどご質問がありました避難者への訪問件数ということでございますが、まず村の社協の訪問件数といたしましては、昨年4月から本年度9月まで11カ月の件数になりますが、仮設等につきましては1,207件、借り上げが1,650件、公営住宅が246件、復興住宅825件、住宅を再建された先への訪問が2,031件で、延べ5,959件となっております。これに対しまして、この訪問結果を受けまして、村の保健師等がそれぞれ健康診断、健康相談ですか、訪問を重ねるということと、お茶会等の健康相談、そういった部分の対応というふうにつなげていております。

さらに、村外での保健師等の活動につきましては、乳幼児健診後の訪問と、あるいは成人の健診後の指導、障害関係ケース訪問ということで、村外への対応が結構ありまして、今さらに包括のほうの要支援者のサービス向上の調整というものもあります。そういったことで、健康係につきましては、年間であります、人数で720人ほどの対応、包括といたしましては2,160人の対応と、福祉関係ではその他の訪問、これは土日等の休日にも結構あるんですが、急な呼び出し等でそれぞれ対応しておりまして、これでわかっている数では3,000弱という形になっております。

以上です。

委員（高橋孝雄君） 資料ナンバー6の45ページ、8款3項の2目、生活環境整備事業、この点についてであります。

この村の中小河川、あらゆるところにもう土砂が詰まっている。大雨が降ればせっかく除染した田んぼに水が流れ込んで汚染するという危険性もあるわけでございます。そこで、これは早急に農業を再開するためにもこの土砂を撤去しなければならないと。しかしながらこの上げた土砂を置く場所もないというのが現実です。先ほど議長、副議長とこの件について相談いたしまして、環境省の秘書官とかのお話をして、村の状況を詳しく説明してくれと、こう言われたもので、後ほど各課内で提案してもらいたい、このように考えます。

やはり、我々村を耕作する者、村長だけでもだめだし、議会だけでもだめなんです。やはり職員の皆さんみんなと一緒に頑張ってこういうふうに力を注がなければならない。そして、未来の子供たちの我々のふるさと、震災前のふるさとに少しでも近づけて引き渡しをしなければならない。そういう我々に課された使命がありますので、どうか皆さん方のご協力をお願い申し上げて、私のご報告とします。

以上です。

委員長 そのほかありませんか。

委員（高橋和幸君） おはようございます。

私のほうからは、資料6、10款1項3目、66ページ、スクールバス運営費スクールバス運行計画についての予算とか体制とか計画とか聞いたと思うんですけども、別のことでちょっと一つお聞かせ願います。

スクールバス運営費イコール学校再開だと思うんですけども、佐藤八郎委員からも出たと思いますけれども、さきの議会のほうでは当初の問題と、あと多額の予算を使った問題は取り上げていますけれども、これはさまざまな考え方があると思いますので、私

も先日中学校の卒業式に行かせていただきまして、校長先生のお話と村長のお話と涙をもらいながら出させていただきましたが、やはりインタビューを見ていたのですが、学生たちが村内に戻って学びたがったという、こういう思いはやはり決してむだにできないと思いますし、予算の使い方に問題があったかはわかりませんが、その間の学校再開は、これは未来を担う子供たちのためにも絶対必要不可欠なことであると思いますので、非常に、私の意見なんですけれども、ラストちょっと関係なくなってしまうんですけれども、本来のこのスクールバス運行計画についてなんですけれども、追加資料のバス運行計画方法の①から⑥の時間帯に関してなんですけれども、①6時45分発、⑦はゼビオ前7時発で、全部8時到着になっているんですけれども、これは試験運転というか何かはなされて出された時間帯なんでしょう。

教育課長（村山宏行君） こちらの時間につきましてはバスのほうと協議をしておりますし、また現在運行しているこの時間に川俣の小学校から飯舘の分を加えたという形での運行を想定して、それで計算をしているということです。

委員（高橋和幸君） 何でしようお聞きしたかと申しますと、私も試しに6時45分から、私、方木田なので115号線のコジマ電機とジャンボのある交差点から出発するんですけれども、試しに6時45分から出発しようと思ったんですけれども、ちょっときのうの疲労から6時45分には出られなくて7時ぴったりにあの交差点を曲がってみたんですけれども、やはり着くのに8時は無理だったんです。8時15分とか30分になってしまうんです、私の運転で。

それで、今どうしても込んでいたので今も2回引っかかったんですけれども、今春になる段階で、この時間帯で、これがもし冬場になればもっと30分、40分おくれると思うんですけれども、それに対しての対応はどうしていくのかという点をお聞かせ願いたいんですけれども。

教育課長（村山宏行君） 基本的には現在走っていますルート、そこでの計算でのルートとなっておりますので、朝方かなり交通量も変わりますし、流れも変わるということがございます。もちろん高橋委員が言われたように距離が長いものですから、そのルートの部分についてふぐあいがある場合には学校、それから車庫のほうと協議しまして、円滑なルートに見直しを進めるということになるかと思います。

まずはこれで様子を見ていただくということで考えているところでございます。

委員（高橋和幸君） 変更もされていくということなので、わかりましたが、でも現実的に考えても間に合う時間ではないであろうと思われるので、時間帯を変更するのであればなるべく早く保護者達にもお知らせはしないといけないと思いますし、またやはり時間が早まれば子供たちへの負担にもなりますので、なるべく早目の対応、再開まで間もない時間ではありますけれども、できる限りの子供たちとか親御さんに寄り添った対応を求めて、質問を終わりたいと思います。

委員長（相良 弘君） そのほかございませんか。

委員（渡邊 計君） 資料ナンバー6の55ページと66ページ備品購入費なんですけれども、ハイエースワゴンの購入費、これ485万7,000円と。

それで、教育委員会のほうでも備品購入費でハイエースワゴンを購入する中で、451万7,000円と34万円ほどの開きが出てきているわけですが、同じハイエースで納品するかしないかで変わってくるんでしょうけれども、きこりのほうは実質財源からということになって、学校関係のほうは予算が国から補助が出るんじゃないかということですが、この同じトヨタのハイエースを買う中でこんなに開きがあったんではおかしいのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） きこりのハイエースワゴンの購入ということで485万7,000円と上げさせていただいております。

今回計上させていただいておりますのは、納車のほうの、こちら担当のほうでそれぞれのオプションを入れながらという形での金額ということですが、教育委員会のほうもどういうタイプで、排気量なり、あとオプションがどの程度になっているのかというのは精査していない状況でありまして、購入に当たりましてはそれぞれオプションを含めながら業者との見積もり合わせという形になると思いますので、その辺については適正な購入方法でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

総務課長（愛澤伸一君） ただいまのきこりバスとスクールバスとの金額の差についてのご質問でございます。

それで、私どもの予算編成に当たって精査が不足していたかと思っておりますが、ハイエース、きこりのほうのワゴン車については重量税を車両購入費の中に含んでいるということでございます。66ページ、スクールバスのほうは重量税外出しということで、それぞれ分けて計上することとなっております。

この辺で、予算の編成上統一感がなかったということで、大変申しわけございませんでした。

委員（渡邊 計君） ということは、重量税で34万円違ってくるということですね。

我々はこうやって説明を聞けるからいいんですけども、前年度から村でも村民にわかるような予算措置ということを出しているわけで、そういう中においての、執行上と同じような状態で提出した場合、村民が果たして納得するのか、疑問に感じる点が多くなるんじゃないかなと思って質問いたしましたので、その辺注意してやっていただければと思います。

総務課長（愛澤伸一君） 大変誤解を招くような予算編成となってしまうまして、村民の皆様に改めて陳謝申し上げます。以後予算編成に当たっては、全体の統一感をもって誤解を招かないような予算を作成してまいります。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（佐藤八郎君） 先ほどのやり直しをいたします。

役場組織の見直しあるいは農政第1のところには何があるか分割するとしていること。除染に対するもので廃止としているが、これはどのような成果を求めているのか。村民にとってわかりにくい組織機構見直しって思うんですけども。組織の中での議論だというふうに思いますけれども。

忙しいのは、前々から私は、総務課の人数と復興課の人数とかいろいろ、公民館の人数とかっていろいろ、正職、正職でない人、いろいろいるんですが、いろいろな場所を見て、なぜこの農政第1、第2に所属する部分は職員数がこんなに少ないんだろうとずっと思っていたんですけども。今度見直しをして強化するのかわかりませんが、伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 農家の皆さんの申請の需要が、できるだけ迅速化を図るということが一つの目標です。

もう一つは、除染対策係というのがあったんですが、そちらはもう去年の12月で大体完了したと。一部地力回復など残っている部分もありますが、その関係で除染のほうの業務、全くなくすわけではありませんが、人数はある程度同じ人員を農政第2に配置をして、引き続き除染のほうもしっかりやっていくと。あるいはホットスポットとかそういう除染のほうも若干残っていますので、そんな仕事も含めて第2のほうでやっていくと。

あと、一部農政でやっていた仕事の中身の事業の中で、第2のほうに一部移すということで、できるだけ農家の皆さんが申請をして、スピーディーに着手できるような、そういう体制にしていきたいということの組織の改編であります。

委員（佐藤八郎君） 何年も前から同じような議論を繰り返していますけれども、広報とかお知らせ板で出ていたときに、村民が、ああ第1のほうでは何と何と何と何って、それを今後仕事としてやっていくようなこの機構の見直しじゃなくて、最初から来たらわかるような流れのほうが私はいいんではないかってずっと思っているんですけども、その時々が変わるでしょうけれども、今副村長が言ったように、今営農再開ということで、そちらだけ職員のほういろいろやっているの、その課がふえる。しかしながら、先ほどありました復興課、保健福祉課のほうの仕事ぶりだって、あのぐらいの量をいっぱいいっぱい応えているわけです。

だから、そういう意味では、何かこの農政第1係、第2係というのが非常に、村民にとって、見直しして、我々に役場は寄り添って答えるんだなっていう、思えるっていうふうに私は思えないんです。その辺、今後の村民への周知も含めて。

村長（菅野典雄君） 我々、これ普通でもそうですし、災害に遭ってしまったということですから、その対応、次々と、やはり一方では現実のところを対応しながら、一方ではやはり先を見てということも大切だと思っています。

そういう意味で、これまでずっと私も除染が一丁目一番地だと、こう言ってそこに力を入れてきたわけですが、まだまだ除染について課題はありますが、ある程度になったということで、一方で出てきた問題が、この6年、7年の間に農地が非常に荒れてしまったと、こういうことであります。そこをどういうふうにしていくか。やはりそれぞれ皆さん方、つくるにしろつくらないにしろ、何しろしっかりと農地をこの機会にやっていかなければならない。一方で、補助事業は年限が切られています。ですから、その間にできるだけ多くの行政区をやはり、あるいは村の中の基盤整備をやはりしていかなければならないということで、今回それぞれ分担をしながら、それぞれの責任の中でやっていこうということで、庁内に職員の意見なども聞きながら今回は分けたとい

うことであります。

今まで第1とか第2とかいうことがなかったから、なかなかやはりわかりづらいんじゃないかというのわからないわけではありませんから、それはそれでこれから説明をしていきますけれども、もう一つは、農政に来ていただければそれが第1の問題であっても、第2に行ってもそちらからそういうふうに丁寧に職員たちはそれぞれの担当のところにご案内しますので、どうぞ安心して、農政全般であれば農政のほうに来ていただければ、第1、第2に関係なくそれぞれ担当に案内をさせていただくのでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） これから周知でしょうから、あとは庁舎内でのわかりやすい掲示なんかもするんでしょうけれども、どうしても広報とか、お知らせ版とか行ったときに理解できるかどうか。今みたいな論議を聞いていればわかるでしょうけれども、そういうふうにならないようにきちんと周知の方お願いしたいと、しなければならぬと思うんですけれども、そうしないと、村民にとっては見直しをしたのではなくて、何か近寄りがたくしたみたいになりますので。

次に、アドバイザーを2人委嘱されておりますけれども、日常的に来てもらう内容、この2人をもってやることの成果、含まれておりますけれども、除染アドバイザーの方が、これまでの発言からすると放射能大丈夫の方、最初は除染で入ってきて放射能の、原子力委員長までやったということで、何か村民に長泥の食べ物を食べられるんだというようなことを、さらなる被ばくをするようなことにならないか私心配しているんですけれども。意見交換よりは相談業務をこの方ちょっとやっていくんだということで、どのようにこの方々を、アドバイザーとしての役割を持ってもらうのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 今回改めて村の復興アドバイザーにつけていただいた方は、これまでも一番先、避難になる以前にいわゆる原子力にかかわった人間として大変責任があるということで、まだまだ私たちが避難をどうするかっていうときに長泥の地区に入って、それぞれ必死になって除染をやった方でございます。その後、村の除染のアドバイザーということで、何カ月でしたか、しっかりとこれからどういうふうな除染をすればいいかというところのご指導をいただいて、委員長職もやっていただいたところでありますが、国のほうの任についたものですからそのままになってしまいました。

今回、ぜひその原子力災害に対する本人の思い、さらに飯舘村に対する思いで、ある程度飯舘村に居を構えながら少しでも手伝いができれば、飯舘村に限らずやはり原子力災害が起きた市町村のということも含めてということでもあります。

したがって、この方に復興アドバイザーということでお願いをしているところでありますが、今のところ長泥が困難区域の中で復興拠点整備をするということで、それらについて精力的に会合には出席をしていただいて、それぞれ地元の人たちと膝を交えてお話をさせていただいているということでありまして、非常に村としては助かっていると、そういうことであります。

また、さらに近ごろは何かそれぞれ地区の皆さん方との接点もつくられて、そういうと

ころから何かあるいは自分でできることはということでもあります。

さらに、やはり国の役を担っていただいた中で、かなりの人脈を持っていらっしゃるということで、その人脈で何人かの方を、村の中で勉強を見ていただくというようなこともこれまで、短い間でありました。また、村の中に住んでいただけるという方の紹介も行っているところでもあります。

ですから、そういう意味で非常に村の復興について陰に陽にアドバイスをいただけるということは、我々毎日毎日本当に忙しくしている中では、そういういろいろなつながり、情報あるいは考え方というのは村の復興にとって大切ではないかと、このように思って復興アドバイザーという形でさせていただいたところでもあります。

2人という話だったのですが、佐川さんという方かというふうに思っているんですが、この方はもう何年も前からずっとやっていただいて、建築家でありましたから、それぞれ建築については総合的にアドバイスをいただいているところでありました。

また、今回復興拠点の整備などについてもそうでありますし、それ以上にありとあらゆる教育分野、復興分野、福祉分野などなどで人脈のつながりを持ってきていただいています。これがなければなかなかそう簡単ではなかったかと、そんなふうに思っていて、それにおいてはできるだけその人脈を、先日質問にあったかもしれません。教育委員会のほうの建築、何年前から来ているんだっていうお話がありましたが、その人脈などもその方を通じて今教育委員会でその学校建設に重要な役割を担ってもらっていると、こういうことでやってまいりましたので、かなりの人たちの紹介をいただいているということでもあります。

例えば、今道の駅のところだけではないんですが、花卉などもやっていくというのもそういう人たちの紹介ということでもありますので、やはり村の中でどう進めていくかというときに、もちろん基本はやはり村の人たちが、自分のところは自分でやはりやっていくということが大切でありますけれども、それだけではなかなかそういう異常な、普通でないことでは大変でありますので、できるだけやはりさまざまな情報をうまく活用させていただきながら復興に向けてやっていくということが大切だと、このようなことで何人かの方にアドバイザーという名前を使わせていただいてご指導いただいているということでもあります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 田中さん、最初に川俣で七、八人で集まって、飯舘で除染はできないのかという相談を受けたので、長泥区長に話を通して除染が始まったのがスタートであります。その後いろいろやる中で、先ほど村長が言ったように村の委員長を引き受けながらいろいろやっていたんですけれども、国からの要請があつてそちらに行ったということで。多分、これからは彼のもとに国から要請というのはないから、途中でアドバイザー云々とはならないことを祈りますけれども。

そもそもですけれども、田中さん自体、農村部での暮らしやら農業での再生、復興、いろいろ村のことを考えると、何か専門的な分野からすれば、自分が農地もあることで村民の中に入ることによって、大丈夫、目に見えない、においがしない放射能だから暮ら

していけるんだっていう証明をするかのようなことになるのかという心配もしているんですけども、その点では、この放射能被ばくの観点から、村の農産物の飲食の観点からして、この方はどのような役割を果たすんですか。

村長（菅野典雄君） 今お話を聞きましたらば、私震災当時週刊誌で田中さんが長泥で除染をしたというのを初めて知ったところではありますが、そのきっかけが佐藤八郎議員だという話、まさに感謝しなければならないと改めて思ったところではありますが、これからの話であります。本人の主観が、どういうふうに考えているかというのもまさに重要なところではありますが、基本的にいわゆる放射能の、原発にかかわった人間として何としてもやはりその責任を果たさなければならない、あるいはやはり責務があるという中でありますから、例えばもう絶対大丈夫なんだとか、安心だとか、そういう話だけをするということになれば、村としてもそれはまだまだいろいろな考え方がありますから、そういうことで洗脳みたいなどころはお断りということになるだろうと思いますが、決して私はそうではないと思っております。かなりやはり危ないもの、そして注意しなければならないもの、それからあまり注意しすぎるといふか気かけすぎますとそれがまた体に影響すると、そういう多面的なところでの話なり何なりが、普通の雑談といふか会話の中にさせていただくという形になるのではないかと、こんなふうに思っております。

村の中で何か大勢の方を集めて放射能とはこういうものだなんていう話は、特別はないのではないかという気がします、場合によってはどなたかがお話を聞きたいというのもあるのかもしれません、そんなようなことで、決して心配ないんだっていうのを広めるために私たちは呼んだわけでは全くございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 国のありがとうホストタウン構想に合わせてラオスのということで、国と関係者、協議していらっしゃる、協議も終わったんですか、その内容と、何を成果としているか、求めるものか伺います。

総務課長（愛澤伸一君） 今般、文科省よりこの復興地域とそれから2020年の東京オリンピックに参加する各国との交流をしませんかというお話がございまして、その中で、私も以前からラオス共和国と学校の建設費の支援をすとか交流があったものですから、実はこういふことで昔からお話がありますといふことでお話をしましたところ、平成29年度中に、交流する仕組みがあるので入れてもらいたいけれどもどうですかということになりまして、急遽ということではありませんけれども、2月に役場職員とそれから村民の方4名が、文科省の職員に随行されてラオス共和国に訪問をしてきたところでございます。

狙いといましては、今ほど若干ふれましたが、2020年の東京オリンピックの際に選手の方々が村を訪れる、あわよくば村の中で合宿をやっていただけるような、そういったラオス共和国とのつながりを深められないかというようなところが狙いでございます。

委員（佐藤八郎君） 既に終わったという話なので、その費用はどういう形で。文科省持ちなんですか。

総務課長（愛澤伸一君） 若干の費用負担はあったようでございますが、大半は国の費用で賄っております。

委員（佐藤八郎君） 2020年オリンピックに向けてのお話でありますと、本年度はこのことに関してはどうような流れなり予算なり、具体的に構想できる内容はいかがですか。

総務課長（愛澤伸一君） ちょっとお時間をいただきます。

委員（佐藤八郎君） きのもありましたしきょうもありました、村長からの答弁に。国、県の流れで全て、いわゆる加害者の言うことで予算がとられる、事業が実施されているという。そして、締め切りも全て向こうが決めている流れで来ていると。そして、ものによっては1年ごと、1年ごととして私たちを、何か真綿で首を締めるような感じで7年歩いてきましたけれども、まだまだ各家庭や各村民によっていろいろですけれども、この影で、村のやり方に対して、村長が考える以上に迷ったり悩んだり相談し合っているのが現状であります。

そこで、片方の村民は賠償からいろいろな事業も含めて、きちんと文書を見て、きちんと理解できて、きちんと相談もまとまって、連絡を取り合ってきた人は、村長のいうような流れできちんとできたことでしょう。しかし、そうでない村民もまだまだおります。そういう方からすれば、片方の村民が対応できたからやられた、対応できない村民は加害者が決めた内容に従ってもう終わりなんだ終わりなんだという流れでいいのかどうかというふうに常に相談を受けたときに考えるんですけれども、そういう意味では、今までに村長が申し込みや内容が終わりだとするに対してどれだけ延期要請や、そしてこれからこういうことに関して延長要請をするつもりなのかどうか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） これまでも佐藤八郎委員からも、村民からも、村長は全く国の言いなりじゃないかと、我々の代表なのにと、こういう話が聞こえてくるところでありますが、少なくとも私は皆さんから選ばれた者であり、あとは職員も公務員としての仕事をやりますから、村民のための、必死になって、いかに住民のためにやるかというのがやはり基本であります。私も全くそこを忘れたわけではありませんし、その1点でやってきています。

ですから、例えば昇口舗装にしろ、イグネの伐採にしろ、牧草地の値段を畑の値段で賠償させたり、公民館をそれぞれの地区にできるだけお金が行くようにとか、その他ありとあらゆることをやはりやってきているということでもあります。それはみんなそれぞれ職員たちも必死になって、少しでも村民のためにということをやっている。こういう中で、対応できない村民はそれでいいんだなどという話は全く思っておりません。

現実には、今来年の解除に当たって、かなりやはりどうしたらいいかわからないという方の数字もある程度把握しながらやっているわけですから、決してそんなようなだけで言っているわけではありませんので、何か、先ほどもちょっとありましたように、ある1点だけの考えで判断を村はできない。全体を見ながら、できるだけ、少しでも前進するようにということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 村長は、締め切られたものやら、まだまだ要望がある村民に対して応えるなり要請なり、国県に対しきちんとしていけますか。

村長（菅野典雄君） これまでにも要望しましたし、要望以上にひざを突き合わせて村民のために、先ほど言ったようなことを全てとっていたところでもあります。全てとは言いませんけれども、とれなかったこともありますけれども。

ですから、今度やはり1年後の避難解除に向けて、その困っている方たちをどういうふうにするか。国の責任もありますし、村の責任もあります。今そういうどうしたらいいかわからない人たちをどうしたらいいんだろう、庁内で真剣に今協議を、支所を中心にやっているわけですから、それがなかなか皆さん方に理解できないというところが、我々としてもじくじたる思いはありますけれども、少しでもそういう方たちがやはり自分の人生がちゃんと見えるようにしていきたいと、このように考えて、これからもこの一年必死になってやっていきたいと思っております。

総務課長（愛澤伸一君） 先ほどのありがとうホストタウンの平成30年度の状況でございますけれども、平成30年度も29年度に引き続き、国のほうでは交流事業に対する予算措置がされているというお話を伺っております。

今年度につきましても、ただまたラオスに行くというのもなかなか大変でございます、今年度につきましては在日のラオス大使を村にお招きするやら、あるいはラオス本国からの事前の視察団等がもしあるのであれば村の実態をごらんいただくというような、そのようなことを今検討しているところでございます。

なお、詳細についてはまだ未定ということでございます。

委員（佐藤八郎君） 職員を挙げて、区長を初め消防団、いろいろな方が全力を尽くして村の復興にかかわって一生懸命やっているわけです。やっていることはわかりました。その飯舘村という家族の代表として、国県にきちんと要請するのかどうかということを知っているんです。あなたが要請しないと、飯舘村からは要請がないんだっていうふうになるんです。私ども議会が幾ら大臣やらにいろいろ要請しても、村長からは何も言っていないということになると、そういうことに一般的になるんです。

そういう意味で、加害者たる東電や国に、これまで私どもが、村長が努力をして、職員が努力をして上げた成果を全員に受けさせるようなことで、一人一人の生活が再生できるような、元どおりまでいかなくても、より元どおりに近くなるような一人一人の生活再生をさせるのかがどうかがかかっているんです、村長に。いかがですか。

村長（菅野典雄君） 震災当時はやはり現実を知っていただいたりいろいろなことをしなければならぬということで、かなりの要望活動をいたしました。首相官邸にも何回か詰めたところでもありますし、その中からいろいろな事業がやはり出てきているところでもあります。

しかし、やはり何年か過ぎますと、要望も今までやっていないわけではありません。また、来たときに要望書もその都度その都度提出はしていますが、要望、村から来ないからという形が、もしかしたら皆さん方が行ったときにあったんだとすれば、それはそれで私たちはこれからもやらなければならないという気はしますが、要望を聞いてそれが実現するというよりは、やはり膝を交えて我々の現実をお話した中で、そこからひとつひとつやはり組み立ててもらってやるというほうが、先ほど言ったようなことはすべて

そこからであります。要望を出したから決まったということでは全くありません。

ですから、そういう言い方をするといかに村民のために実をとるか、実をとるための方法として要望だけがすべてということではない。要望も大切なことではありますけれども、いかに実をとるためには、やはり相手の心に我々の心をやはり押し込んで、そしてそこから事業を見出すということのほうのはるかに大切だというのは、この6年間、7年間の間に、全く実際に知ったことでありますし、実行してきたところであります。

委員（佐藤八郎君） 要望よりひざを交えてというお話ですから、そうしますと村民の思い、願い、要求に応えるためには、どんどんひざを交えて話し合うんだか協議するのかわかりませんが、そういう機会をどんどんつくっていくということになると思いますけれども、どのぐらいの定例化したひざを交えることもないでしょうから、村長としては今の時点ではひざを交えてやらなければならないものが、どんなものがあって、どのぐらいの頻度でやるっていうふうに考えているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） どのぐらいの頻度で、どのぐらい何をという話はちょっと質問として、私のほうからいわせれば違うものかと。その都度その都度起きてきます。そして、その都度その都度こちらのほうから、東京に行くよりはこちらに来ていただいて、そこからやはり話をするということではないかという気はします。

例えば、今蕨平の焼却炉はあと2年半でございます。さあ、2年半で長泥の焼却化ができるんだろうかと、そういうこともやはり考えていかなければならないということでこの前も話をしました。まだ何の結論も出ていませんけれども、次々と出てきたものをやはり、忘れることもあるし見落とすこともあるかもしれませんけれども、出てきたときにこちらのほうに来ていただいて、こういう問題があるのでお願いできませんかという話、例えば今長泥の復興拠点以外に17件あります。その範疇に入らないところです。そこをどうするかというところも今から考えていかなければならないということで、いろいろ提案をこちらから出しているところであります。

本来ならば困難区域が居住制限区域に、今から三、四年前にやっておけば何ら問題はなかったのに、なぜかそのまま困難区域で来てしまったという、そういうのが今必死になって、少しでもやはり、対応してもらえなかった長泥をやはりやっていかなければならない、こういうこともあります。

村民のことを考えればまだまだいろいろな問題があります。焼却炉の問題、あるいは農政の問題などなど、その都度職員たちが連絡をとって、村のほうに国なり県の人たちに足を運んでいただいて、忙しい中でありますから、会議をしょっちゅう開いているということを経ひ議員の皆さん方にもご理解をいただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） なるほど。各20行政区ありますから、いろいろあります。深谷なんか、あそこ深谷の土地として、深谷の、一応現実には深谷の中に入るものがあるというのはありますけれども、除いた部分の深谷をどういうふうにしていくのかという問題もいろいろそれはあります。

だから、それぞれの地区でいろいろあるので、その辺は今村長が、我々であれば長泥の例を上げましたということで、そういう部分を十分に、今まで成果を上げた、ひざを交

えてのこと、どんどんやっていただいて村民の成果としていただきたい。

避難によって建設した仮設事業所の解体を、村が解体工事を実施するとしているんですけれども、これは聞くとところによると費用は国なんです。解体事業だけは村がやるんだというふうになりますけれども、この実施時期と、費用的には全面的に国ということ、それは解体して、その土地が更地化されるのか元どおりにするのかわかりませんけれども、その辺の内容をお知らせ願います。

復興対策課長（中川喜昭君） 資料ナンバー6の57ページです。上から2段目になりますが、中小企業機構のほうで平成23年度、24年度が主になるかと思いますが、村外の避難先で事業をやりたいという方々について、国のほうでその事業所を建てていただいて事業を再開してきたということでありまして、今回該当しているのが3地区であります。松川第1仮設につくりました直売所なごみ、あとは琥珀、あとは飯野町の小平に村の森林組合、商工会、までい企業組合、あと民間事業者2者、あと相馬市の中村のほうにも民間事業者1者ということで、今回それぞれが退去したということで、平成30年度までにその解体によった費用については国のほうで持つということになりまして、今回平成30年度の事業を行うというものであります。

建設に当たっては、国のほうが全て費用的に見ていただいて建設までしていただいたところではありますが、解体に当たっては、事業主体が村になって解体をして、あとその実績に基づいて、そのかかった費用については国から補助を入れていただくという形になっておりますので、今回そのような形にしていきたいと思っております。

それで、地面のほうであります。使った場所については更地という形の内容になっているところがございます。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） じゃあ、来年の3月まで、4月からの中でやる時期は。

復興対策課長（中川喜昭君） 時期であります。まず予算を承認していただければ4月からすぐさま、国に工事の申請、事業費の申請をさせていただいて、そこで決定をいただいてから工事発注という形になります。平成29年度の伊達市の工業団地、あとは松川第2の簡易郵便局等々をやってきておりまして、昨年の実績からいうと夏場以降という形になるかと思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） この間、蕨平に県北、浜通りのほうからいろいろ運ぶという関係で、県道改良事業がかなり急ピッチでここ何年か進んでいるわけですが、具体的に二枚橋、草野、2カ所の、このバイパス、県道12号のバイパス関連です。これ、内容と進捗状況、完成年度をお知らせください。

村長（菅野典雄君） 飯舘村にとってこの川俣原町線、まさに真ん中を通っている主要道路でございます。これまでもいろいろなところで要望をしてきたんですが、なかなか思うようにはいかなかったということですが、今回震災によって、あそこをどうしても復興道路であり、あるいはまた場合によってはフレコンバッグの大型車がしょっちゅう通るんではないかということもありまして、今回飯舘村のこの主要県道を4カ所改良すると

いう話をいただいています。

今お話がありましたように、一つは草野のバイパスであります。それから、二枚橋のバイパスです。それから、白石の交差点の右折左折レーンです。それからもう一つは、草野のいわゆる信号機のあるところの、あそこのカーブが非常に急だということでありまして、そこがもうちょっと見やすいようにという、少なくとも一つだけを要望して実現するのに四、五年かかるのが、一気に4つの計画が載ったということでもありますから、なかなか普通ではできないことを、これは県が考えてくれていると、こんなふう思っているところではありますが、それで、いわゆる計画には載りましたからかなりスピーディーにはなるんだろうと思いますが、なかなかやはりいろいろなところの工事がありますからそう簡単ではないんだろうと思いますが、多分、一番先に、今草野のほうはやっとフレコンバッグがなくなりましたから、これから地権者との話かと。二枚橋のほうはまだまだちょっと地権者との話があるというような話を聞いております。ですから、多分一番先は白石の右折レーン左折レーンなのかとも思っています、全く定かではありません。担当のほうにはもしかしたらそれなりに来ているかもしれませんが、私の情報としてはそんなようなところがあります。

いつまでということではありますが、少なくとも計画に載っていますから、ここ六、七年ぐらいの間にはこの4つがある程度できるのではないかと思います。

私たちとしてはできるだけ早くやりしてもらおうということを、それぞれ要望をしたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 答えていない。

建設課 県のほうの今進捗状況なんです、草野バイパスにつきましては境界測量に今入っていきまして、地権者のほうの対応を進めております。

あわせて、白石につきましても境界測量に入っていくかどうかというところです。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 二枚橋は、ぐるっと回る話は、計画に載っただけで何も進まない。草野の目玉打のあれも、計画はあるけれども何も進まないということなのかと、今4カ所、今私白石のちょっと延びましたのであれですけれども、村長が足してくれたので、それぞれについてどこまで今進んでいるのか。見通しはどうなっているのか。担当でわからないのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、私たちが自前でやるのであればある程度ですが、県がやってくれると、我々が要望した上でなったわけでもありますけれども、そうしますと当然県の予算、あるいは県の事業の割り振りの中でということですから、そんなに簡単にいついつまでにどうだという話はなかなかできない。

ただ、我々是一日も早く工事が始まって、完成を見させていただきたいということではないかと思しますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 確認しておきますけれども、村民の方に私聞かれたときにどう答えたらいいかという部分で、4カ所の話は村長の言うように計画には載っている。白石交差点

と草野の2カ所で、どっちだかわからないですけども、向押路線の地権者の話なのかな。

だから、村民に聞かれたときに私の答える材料を聞いているんですから、今年度はどこまで、それ以降のことは今村長が言ったように県の問題なので期限というかそういうことにはならないという話なんでしょうけれども。

村長（菅野典雄君） 村も今年度までにどこまでという話はないので、村以上に一議員さんがここまですごくですという話を住民にすべきではないと思っています。ですから、私らも今の話しか村民には話していないということです。そのかわり、少しでも早くやれるようにということでありますので。

委員（佐藤八郎君） 話すべきではない。何を話すべきではなくて、何を話すべきなんですか。

村長（菅野典雄君） わかっている範囲内しか、相手のあることであるし、予算のあることですから、それをもっともっと村民に聞かれたらば答えなければならぬからという話は、それはいかがなものかという話をさせていただいたところであります。

委員（佐藤八郎君） ですから、今の中で担当、村がどこまでどうなっているか質問したんです。

だから、もう一度聞きます。白石交差点については地権者との話し合いがされ始まったと。調査測量なり何か全然やられていない。あとは向押なんですか、地権者との話し合いの状況になったっていう。担当はどこまでやっているんですか。

建設課 村のほうで把握している部分につきましては、まず草野バイパス工事、白石の交差点改良、あと二枚橋のバイパスということで、先ほど村長が4カ所というふうな話もありましたが、草野のバイパス工事の中に浪江国見線、護法院から公営住宅までの間のバイパス工事が草野のバイパスのほうに含まれていまして、県のほうでは同時進行で今3カ所を進めているところでございます。

計画の、早く地権者から同意をもらったところについては境界測量というふうな形で今進めているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 飯舘村オペレーター連絡協議会があつて、ライスセンター及びラック式倉庫の計画というのがあるんですけども、これ土地を村で買い上げてJAに貸してということになるのか、目標面積、その運営に当たっての実行計画とか予算というものは、それに対しての支援策とか具体的になっているのかどうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先日全協で、国のほうに今回JAが使用するライスセンター及びラック式倉庫の計画案ということでご説明をさせていただきました。

規模等については、村内での米作付が200ヘクタール、国の加速化交付金を活用ということで、場所についてはご説明したように農協の出荷場の南というのが農地ということの場所ということであります。それで、今面積的には5反分程度だったかと思っておりますが、今現状としましては、国のほうに、協議をテーブルに上げたという状況でありまして、今後県、あとは東北農政局との協議になるということです。それらをクリアした後に国への申請という形になってきます。国のほうがどれだけ審査にかけるかという部分がまだ明確にされていないということでありまして、まだ予算的な部分については、

その国の動向を見ながら検討していきたいと思っております。

財源的には国の加速化交付金を活用するという事で今協議に入っているという事であります。

あと、土地につきましては、全協の中でもお話ししましたように、工事の事業主体が村という形になりますので、土地購入を村がすべきか、あとは使用する農協がいいのかという部分についてはまだ今後協議ということですが、ただ上物が村の所有という、あと底地が農協の所有ということでは、農地法的な部分でも問題が出てくるという部分も、法的な部分でも問題があるということでもありますので、その辺については県のほうとも協議しながら対応していきたいと思っているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 飯舘村オペレーター連絡協議会もできているようなので、役員体制もあって。この方々の平成30年度における作付面積はどのぐらいなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） オペレーター協議会、全協の中でもお話ししましたが、今後村の作付面積等を、村での米の作付面積200ヘクタールというふうに、昨年農協のほう有意向調査をする中でその程度になるんじゃないかということでの部分になりますが、それらに対応するのに、やはり農家個人でやられる方もおるかと思いますが、やはり集約的に農地をしていくということになれば、そこに担う方々がいないと困るだろうということで、農協がそれらのデータの部分的な部分として集めたということでもあります。

それで、平成30年度における米の作付は、そのオペレーター協議会の方々も入っておりますが、18名で約20ヘクタールの予定をしているところでございます。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 同じく風力発電の説明があったので、今までの風力発電での村への入金額と、その年度の入金額はあるのかどうか分かりませんが、どのようにやっているんですか。

副村長（門馬伸市君） 風力発電は今年計画しておりまして、実際の売電は来年4月の予定です。平成31年の4月から売電開始になるものですが、工事そのものは今年の12月ごろ、風車2基、3.2メガ容量を2基ですから6.4メガになります。工事そのものは今年完成して、売電は4月からという計画になっております。

委員（佐藤八郎君） ため池について、底質土除去の対応ができる制度があるので国の交付金を財源として検討されるというお話が昨年ありましたけれども、どのような内容なり検討をされているのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） ため池の底質土除去については多分一般質問の中で答弁させていただいたかと思っておりますが、除染が進む中で、除染がやらないということで、ため池、あと河川、あと森林の奥のほう、これらについてはやらないということでもあります。

ただ、やはり村民の方、農家の方々からため池等についてもやはり除染をしてもらわないと安心して米等の作付ができないという声がありまして、そのエリア外になったときから、議会はもとより村のほうもそれらの対応ということで要望活動をしてきたところ

でございます。

その結果、環境省と農水省の協議の中で、ため池の底質土の除去については農水省の事業として考えると。ただ、そこから出た土については環境省がその保管を担う連携事業という形で、加速化事業を使えばできると。ただ、環境省のほうもその底質土の中という部分も、除染土壌が環境省の対応ということではなかなか了解を得られなかったところではありますが、まずは仮置場等々で保管することも可能だという形になりました。加速化交付金の活用ということになればこれは村が事業主体という形になるところではありますが、今営農再開に向けて農家の方々の取りまとめをする、あとは実施する方々への支援という部分、あとは農地の基盤整備事業という部分で、今復興対策課、農政、あとは建設課農林土木係がそれを担って今職員が動いているという状況ではありますが、なかなかため池を、その事業を組むとなれば、やはり計画づくりから始まるという部分では、なかなか今の体制では難しいという部分があります。

ただ、いつまでもいつまでもできないというわけにもいきませんので、今後それらのため池等についても、底質土除去、これについてもやらざるを得ないと思っておりますが、今現在これらの検討をさせていただくという形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 国の窓口はどこでもいいんですけれども、どうも加害者責任、役割を明確にしないで協議されているのは構いませんけれども、国の交付金を財源としてやれるのだと、村が、村がやってやればそのお金は来るんだというふうにされているとすれば、全てのため池なり河川なり、それなりに計画的に、例えば除染で、最初村長が言ったように上から除染をやってこようかなんていう話も昔ありましたけれども、そういういろいろな検討をされて、この上げた土に関しては環境省が処理をする。上げるまでのことは農林水産省がやるというふうに、そこは決まっているわけ。あとは村が実施して、実施した分を上げて交付金をもらうというふうに決定はされているの。

復興対策課長（中川喜昭君） 今佐藤八郎委員がお話したとおりで、制度的にはできているという状況であります。

先ほど環境省、農水省どこでもいいんだという部分ではありますが、いろいろ事務レベル、あとは村長からも要望等を出してもらってやっとできた制度でございますが、やはり国としては除染という部分での内容とそのほかの復興事業という内容とでは、なかなかその発生した土壌の処分の仕方がうまくできていないという状況があったということで、これらの処分についても農水省としてはその処分はできない法律になっていますので、その辺を環境省と連携をしてやるというような形をつくっていただいたということでありますので、復興のために何でもできるだろうという部分は、やはり私も思っております。ただ、事務レベルの中ではなかなか、法律の中で動くという部分では厳しい中で現在までやってきているという状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 営農再開、今飯館の一丁目一番地的なものであるんですけれども、今までの土壌放射能濃度調査、村内47カ所ですか、基準点が決まっていて継続的にやられて

いるという話ですけれども、この基準点をふやすとか変えるとかという点ではどうなのかと、このデータはお知らせ板か何かでずっと継続して出されているのかどうかお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 土壌調査の状況ということで一般質問の中でもいただいております。その中で、村で47点を平成24年の秋から始めておりまして、今まで11件ほど、昨年の秋で11回ほどやってきております。その結果について、平均値でありますけれども……平成24年の1月が第1回目であります。そのときの平均値が1キログラム当たり9,602ベクレルというのが、昨年の11月、11回目にはかったもので1,779に減少しているという部分の答弁をさせていただきました。

この土壌調査については、当時県にご指導をいただきながら調査して、今現在は村の担当職員がやっているという状況で、村としては公式には県や国が出しているという状況でありましたので、村としては職員ではかりながら参考値として今までデータを収集してきたということでもありますので、この47カ所については公表していないという状況でございます。

ただ、昨年度、平成28年度に放射線モニタリング調査ということで外部委託をして、モニタリング調査をやっている業者に村内19行政区で土壌調査をしてもらっております。これらについてはそれぞれの地権者と行政区の区長には情報として流しておりますが、まだお知らせ板等では公表していないという内容になっているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） それでは、47カ所の点はそのままやるんですか。

例えば、営農再開する人たちのかなり、あちこち、希望によってばらばらになるわけですよ。必ずその47カ所の基準点に合えばいいですけれども、合わないところには新たな基準点をつくって、身近なものとして土壌の放射能濃度をきちんとお知らせするというのは、これ以上被ばくさせないために必要なことだと私は思うんです。

あと、公表、営農再開を3年ぐらい前からこれほど言っておいて公表してこないなんていうのは、私は不思議ですけれども。見えない、におわないから関心を持たせないようにしようというのではなくて、現実には飯舘村の自然界にあるものはあるものとしないと信頼性を欠くと思うんです、私は。

ですから、あるものも公表しないとか、係長に言うとか課長の顔を見てから私に答弁するような職員間の流れになっていきますけれども、東電もそうでしょうけれども、東電と役所は全然立場が違います。ですから、その辺は改善願いたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 今営農再開に向けての土壌調査はどうなんだということですが、先ほどの47点、平成24年1月からずっとはかってきたというのは、ある程度村としてその土壌状況を見るということで調べてきているということでございます。

あと、佐藤八郎委員も御存じのとおり、そういうデータ、例えば空間線量を出さないとか、そういう部分はしておりません。村内にきちんと160カ所とかつけながら、きちんと空間線量を見ていただいております。あと、村で独自にはかっているモニタリング調査も、毎月2回のお知らせ板にも載せてあります。

そういうことで、私は逆に村民の信頼を得るためにこういうデータを出すべきだと思っております。ただ、この村で調べているのは職員がやっている、その信ぴょう性がどうなのか。例えば、土壌5点はかっております。それもちよっと変われば数値が変わるという部分もありますので、そういうことでなかなか公表できないかという部分で考えているところであります。

それで、営農再開に向けては、それぞれの圃場希望、ここでも何々をつくりたいということであれば放射能などの測定はしております。これは希望者の方という形でやっております。あと、平成28年度に接種、あと出荷の制限解除に向けて27カ所で実証をやりました。この部分は全て農地の土壌調査、濃度調査を全てやっております。ですので、作付する部分についてはその圃場その圃場、希望がある農家の方、調べてくれと言われれば全て希望のあったところは調べて、作付に入っているという対応をしております。

以上でございます。

○ 委員（佐藤八郎君） 課長が言うように、空間線量は十分にずっとお知らせしていますからそれはそれでいいんですけれども、土壌の放射性濃度調査というのは非常に大事だと。なぜならば、空間にあるよりは土壌の中にあるというのは森林河川含めて村内の約85%に温存されているわけです。ですから言っているのであって、本来であれば国が500メートルまですぐらいで飯舘村の全面積をはかって実態を報告していただきたいと思うぐらいですけれども、いずれにしても今の飯舘の自然環境全体からしてどうなんだっていうのが大事なことだということなんです。

○ そういう意味では、課長と課職員挙げてみんなでやっているのはもちろん理解していますけれども、やはり土壌にあるんだということを、今。だから空気そのものだって草野の町の中と新潟市の中と空気そのものをとったって、草野の町の空気のほうが放射性物質が検知されるわけですから。そういう実態はあるわけです。ですから、村がやるような調査についてはきちんと公表すべきだし、あとは私どもの各地区でもやっています。村の委託を受けたりとか、県ですか、わかりませんけれども。あのデータも全部の住民に全部配っているわけでも何でもありませんよね。部落によっては配っているのかもしれないけれども。

だから、なかなか見えないものがあって、そこに応えるべきだというふうに思っているのです。この土壌の放射能濃度について改善して、明らかにしていただきたいということです。

復興対策課長（中川喜昭君） 知らせるというのは私も必要かと思っております。公表の仕方によっていろいろな人の捉え方があるという部分もあります。どういう状況でとったかとか、そういう部分のやはり説明をしていかないと、数字だけ載せて、それが一人歩きするという心配もあるのかという部分も私自身感じておりますので、今お話をいただきましたものについては今後ちょっと検討させていただければ思っております。

あと、これは健康を守るという部分では、内部被ばくと外部被ばくという2つに分かれてくるのかと思っております。

やはり、内部被ばくについては食べ物がその要因となってくるという部分もありますの

で、今言う土壌の濃度も必要でもありますし、野菜にもやはり移行するものも必要かと思って、今非破壊式なり破壊式で調べていただいているというのも、やはりそれぞれの農家、あとつくった方に正確な数値を知ってもらうというやり方をしております。そういうものも活用して、ですから土壌が高いから野菜が高くなるという部分はイコールではないという部分、多分御存じだと思います。そういう意味では、例えばそのつくるときの濃度の状況がどうなっているのかを知りながら、あとはその抑制対策とカリ対策をすとか、あとはつくり方を県なりの指導を受けるという部分で、いかにこの食物のセシウムの率を下げるという部分は私は大切なのかと。ただ圃場が高いから作物がつかれないのではなくて、それらの対応策をどうするべきかという部分が大切なのかと思っております。

後、外部被ばくについては、今東電の会社に空間線量測定モニタリングポストがございしますが、それはあそこ1カ所の数字であって、人は動いています。人が動いている中でどれほど放射線量を受けているかという部分を、やはりこれから一人一人が調べていかなくてはならないのかと。それが将来的に、国がいう長期的に追加被爆の1ミリシーベルト以下を目指すという部分に該当してくるのかと思っております。

先ほどお話いただいた部分、隣接部の積算計の話かと思っております。これについてもただ数字だけを送るのではなくて、今環境省委託でやっております、役場に常駐していただいております。その方々が家庭訪問で、その前でそういう数字を印刷して、それらをきちんと教えていく。時間当たり、高いところがあればどういう生活をしましたか、ここ低いのはどうしたんですか、新潟に行ってきました、そういう声がありますと、結局ゆうべ土湯に行ってきたんだけど飯館と変わらないというのがわかったりとか、あそこは高いんだとか、そういう生活の実態で受ける量も変わってくるということでは、逆にその積算線量計をやはり持っていただく中で、それぞれが受ける放射線量を知っていただくという部分も今後必要なのかというふうに私自身思っております、その辺も、モニタリングポストはその場所の数字であります、生活の中でどれだけ線量を受けるかという部分を知っていただく部分も必要かと思っているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 帰村を今後進める中で、きのうからきょうにかけて農業基盤整備だ在宅介護だ移住者呼び込みなどの生活環境の整備ということで予算を組まれていますけれども、高齢者が多い帰村者でありますし、買い物とか医療、あとは移動するための足の確保というものが具体的にどういうふうになって、この予算1年間執行されると、村全体のインフラ整備なり、帰村して暮らす方々がどんな生活になると考えていらっしゃるのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今帰村されている方が不自由だとおっしゃるのが買い物だと思います。実は、共同店舗を計画して建設するまでには来ましたが、なかなか経営の面で、村づくり会社のほうで難しいという判断になったり、買い物の共同店舗は一旦中止というふうになりましたが、いずれにしても買い物の場所、食料品だけに限らず資材とかいろいろありますので、できるだけ早い機会に買い物のそういう場所を提供できるようにこれが

ら組み立てをしていきたいと、そんなふうに思っています。

医療のほうは、今いいたてクリニックなんですけど、病状によっては秀公会のほうで、あづま脳外科のほうに、輸送ではないんですけども、そんな形で症状によってはそちら送迎をしていただけるようなシステムにもなっていますし、患者がふえれば、今週2回ですけれども、回数なんかを含めて検討していただけるような話にもなっております。

あと、足のほうは、村内は今これからいろいろあると思いますが、村外に行く際には東北アクセスと福島交通の便が、今福島南相馬間ですか、通院の際は福島交通だけになってまいりますけど、いわきを入れて福島という路線もあります。問題は村内なんですけど、今社会福祉協議会でお助け合いの事業をやっていますし、もし村内で例えばお医者さんに行ってくるとか、あるいは農協に行つて用足しをしたいとか、あるいはコンビニに行つて買い物をしたいとか、そういう場合に、回数は限定されてまいりますけどそんな事業もやっていますし、できれば、前の一般質問でデマンド交通の質問もありましたが、なかなかデマンド交通といつても費用対効果の点で難しい面もありますので、できるだけ車を運転できない方の対応を、どういう形がいいのか、社協だけに任せていいとは思っていませんが、いろいろ工夫していきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 予算的になかなか、項目としていろいろ具体的に入っていないので、来年の3月を迎えるころにどういうふうになっているのかといたら、今副村長が言うように、今村の中に来て売ってあるいてくれる移動販売車も含めて、それがどこまで続くのか、それでどれだけ皆さんが満足するのか。あとはセブンイレブンとローソンですから、今のところ。ちょっと過ぎればもっと変わるのかもしれないけれども。

村ではさらなる共同店舗を目指すということになるわけでしょうか。今のお話ですと。

副村長（門馬伸市君） 村に店がないということでは、これから帰つて来られる方あるいは現在帰村されている方のお話をお聞きしますと、やはり村内に店がないというのは重要だという話でありますから、村で経営する、しないは別にしても、あらゆる手立てを考えながら、多分やつてもいいという業者もいるかもしれません、ある程度の条件が整えばですけれども。ですから、ただ立派な店をつくつてという話だけではないと思いますので、いろんな手だてを検討して、できるだけ早い機会にそういう組み立てをしていければと思っております。

委員（佐藤八郎君） 買い物に応える方法、今副村長が言われるようにいろいろあると思うので、セブンイレブンの労働者に交付金を入れているというのを考えると、そういう入ってきてくれている業者、営業支援というのは何か考えられるのかどうか。

あと、医療ですけれども、医療も村の診療所で間に合う医療と間に合わない医療と、それは村民の医療にかかっている状況を見れば、健康福祉課でどういう分野の人がどういうふうに動いているかというのは見えると思うんですけども、非常にそういう意味では間口の狭い、そして何か村民の中で、あそこに行つてちょっとどの辺が悪い云々っていうとすぐあづまにつていうふうな話で、村民の中で、あづまで無駄な手術をした人を3人も私知っていますから。そして、違う病院に行つて、そんな手術をなぜしたんだと先生に言われて困っているんですけども。ですから、いろいろあるわけです、話と

いうのは。

そういうことを考えると、そういう部分をきちんと、インフラ整備、医療を含め、この来年の3月ごろはどのぐらいの村民の生活環境になっているのかというのが、どうもこれをずっといろいろ見ても具体的に出てこないんです。そういう意味では、今副村長が言われるようにあらゆる手立て、考え、社協任せではない独自のもので検討していくということなので、ぜひその辺は重点としてやっていただきたい。

あと、毎回私聞いているんですけども、弔慰金の問題です。審査委員会に丸投げという今までの答弁、ずっとそれであります。私たちなり村民は、どんな審査基準で私らは受給できなくてあの人は受給できるんだというのがわからないんです。自殺しても孤独死してもどうなのかわかりませんけれども、この帰村者の高齢化率を見ると非常に心配なんですけれども、なおそして緊急体制、飯館救急車1台、広域でもありますけれども、そういうのを含めると非常にこの、別に死んで弔慰金をもらいたいもらいたいって私言っているわけではないんです。何でもらえないのか、何でもらえるのかがわからないんです。亡くした遺族も含め、皆さん。

村長（菅野典雄君） 先ほどはどちらかというと村のことばかりではなくて避難のところという話、今回は、今度は村のほうのということであります。やっとな両方が大切だということがおわかりいただけたんではないかと、こんなふうに思っています。

今副村長からも話がありましたように、まだまだです。特に、どちらかというとやはりソフト的なところがまだまだ足りないというところですが、それも6,000人の中で動けばできたかもしれないけれども、まだまだやはり500人、1,000人ではその効率の問題や経費の問題でなかなかできないということもあるのかもしれませんが、いずれにしても村の中にもあらゆることをやはりやっていかなければなりませんので、一つ一つということですが、場合によってはできるだけやはり国の事業、県の事業を使っていきたいということなので、途中で議会にまた予算を上げさせていただくということもあろうと思いますが、ぜひご理解をいただきながら一つ一つ進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

副村長（門馬伸市君） 弔慰金はあくまでも、やはり一度決めてそのところをお願いしたわけでありますから、途中から切りかえるようにという話は前の人に対しても失礼な話でございまして、そういう意味から、その方たちに責任を持ってこれからもやっていただくということではないかと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村長にやっとな両方の部分がわかっていただけたって、評価いただいたのかどうかわかりませんが、私どもは、議会は全村民対象で、それぞれがそれなりに努力して活動をしています。今の発言についてはどういう意図を持っているのかわかりませんが、答弁は要りませんが、やっとな両方わかっていただけたというあなたの発言は、佐藤八郎は1日半やってやっとなわかったという話なのかなと思いますけれども。

今、弔慰金の話です。審議審査委員会、始まって以来ずっと同じ人がやられていて、ず

っと同じ基準でやられていて、ずっと受給される人とされない人がいて、村民は何かまだまだ長生きしたかったのに、もっともっと生きられたのに、この今まで体験のない原子力発電所、放射能の事故ということで、いろいろな意味で多かれ少なかれ因果関係をもって早死にをしているというのが、私はずっと見ているんです。そういう意味からして、何をもって弔慰金をもらえない人ともらえる人に分けられているのかがずっと、7年目の命日を迎えても不思議なんです。村が弔慰金を支出するわけではないです。そういう意味では、何をもって受給できて何をもって受給できないのかお知らせ願います。

○ 村長（菅野典雄君） この6年、7年の間にはかなりの方が、村民が亡くなられております。多分避難生活によって大なり小なりやはり影響を受けているというのは否めないだろうと思いますが、そうしますと、全てこの6、7年の間に亡くなった方には弔慰金という話になる形になると思います。当時、いわゆる避難によって直接的にやはり死を招いたというか、そういうものになった場合には弔慰金だと、こういうお話はどこも同じであります。そういう意味で、飯舘村の場合にはその5～6人の方に委ねさせていただいて、その辺をいわゆる聞き取りをされたり調査をされてお願いしたいと、そういうことで45～46名の方が弔慰金をいただいたということでありますから、やはりだんだんと年数が経ってきますと、確かにあくまでも避難していることによって幾ら考えても死を早めたとか何かというのはあるかもしれませんが、直接という話にはやはりならないというのが審査委員会の判断ではないのかと、そんなふうに思っていまして、そういう言い方をいたしますと、途中からというわけにもいきませんし、最初がそういう基準で考えていただいたわけでありまして、ずっとその視点でこれからも続ける、こういうことだろうと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○ 委員（佐藤八郎君） 申請のあった方、死んだ人の遺族全てに聞き取りや調査をしているわけではないですよね。申請があった方に対して全員に聞き取り調査をした。それは何か記録でも、調査書なり何なりは残っているのでしょうか。

○ 健康福祉課長（齋藤修一君） 基本的に審査委員会の記録等々は全て残してありますが、それは村長から答弁もありましたように、公表はできないこととしてございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、永遠にわからないものとして、死んでももらえる人ともらえない人に分けられていくという流れですけれども、この制度そのものはいつまで続くのでしょうか。

健康福祉課長（齋藤修一君） この制度そのものは、以前より自然災害等々におかれまして亡くなられた方、あるいは関連して亡くなられた方に対しての制度ということで以前からありますし、ただ今回は特別に原子力を含む被災といいますか、その部分が入ったものでありまして、これからも続くものと考えております。

委員（佐藤八郎君） 以前からもある、そしてこれからも続くと。

審査委員会、メンバーを前にもらったことがあるんですけども、これは任期とか、この審査基準なるものというのはどこで調べれば、国ですか。公開していないんですか、国でも。県ですか、村ですか。

健康福祉課長（齋藤修一君） 審査委員会の基準というところでありまして、一般質問の際に

もお答えいたしました。現在村では岩手県の基準、審査委員会の基準、認定基準というものがあまして、それをもとに審査会を開催しております。

なお、これら的大もとになっておりますのがさきの新潟地震、この際の長岡方式、これをもとに村でも今回の震災等々でそういうふうな双葉地方あるいはほかの市町村等、さまざまな調査をしましたが、どちらも条件的には違うということで、村独自ということで、この今言いました岩手県等々の基準を参考に設けております。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は午後1時10分とします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

委員長（相良 弘君） 皆様にお尋ねいたします。この後の進みでございますが、佐藤八郎委員、長正利一委員、佐藤健太委員の質疑を受け、質疑終了を14時といたします。

質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 弔慰金の関係で審査基準、他の市町村のを参考にして村独自のものをつくられた。その基準について公開はできないのでしょうか。

健康福祉課長（齋藤修一君） 村での基準につきましては、委員会そのものもそうなんですが、第三者による利害関係の発生しない委員会による基準としておりますので、今後とも公開する予定はございません。

委員（佐藤八郎君） 全国的に審査基準、公開しているところはないのでしょうか。

健康福祉課長（齋藤修一君） 先ほども申し上げましたように、全国的にはあまりないのかと思いますが、今回新潟県の長岡市を基準に、長岡市は多分に公開しているということで、それを基準に今回基準を設けたということでもあります。

委員（佐藤八郎君） これだけ村民にいろいろな疑問、いろいろな心配をかけている問題ですから、全国的に先頭を切って審査基準を公開すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

健康福祉課長（齋藤修一君） 今ほども申し上げましたように、あくまでも利害関係が発生しないような形で審査を行っていただいているということもありますので、今後とも基準の公開は考えておりません。

委員長（相良 弘君） 次、ありませんか。

委員（佐藤健太君） 私からは資料ナンバー6番の15ページ、2の1の8、イイタネちゃんアプリの保守業務ということについて質問がございます。

今般私のほうで、一般質問で質問をさせていただきましたが、このイイタネちゃんアプリの運用支援業務という形で2,000万円ほど予算がとられていますが、アプリコンテンツの作成とありますが、どんな、中身は決まっているのかお聞かせください。

総務課長（愛澤伸一君） イイタネちゃんアプリのコンテンツということでございますが、イイタネちゃんアプリにさまざまなページが載ってございまして、その中でご利用いただ

ける内容について追加修正を行っているということでございます。

委員（佐藤健太君） あわせまして、この住民向け説明会と講習会ということで入っていますが、これは年に何回ほど開催する予定でしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） イイタネちゃんアプリ、昨年度から行ったということでありまして、まだまだご利用も皆さん精通していないということもございまして、平成29年度は4回ほど仮設住宅で開催してございます。平成30年度も時期を見て、定期的に村民の皆様にご利用いただけるように計画をしまいたいと思います。

委員（佐藤健太君） 去年と同じようなやり方をしているうちはなかなかこれ以上数字が伸びないのかというふうに思いますので、その辺の周知というか広報、このアプリのいわゆるアクセス等に関しての広報なんかも後で、この後していくべきではないかと思います。同じ資料で、ナンバー5のほうの資料に移ります。

11ページの46、コミュニティー構築支援ICT事業という形で、こちらと3,000万円、全体ですよ、3,000万円強の、国からの予算なのでなかなかどう使っていくかということもあると思いますけれども、村としてこの3,000万円を使ってイイタネちゃんアプリを運営するに当たって、最終的にどういった効果を求めているのかというところをお伺いします。

総務課長（愛澤伸一君） 一般質問でもお答えを申し上げておりますが、ただいま村民避難中ということでありまして、なかなか村の情報、村内の状況にふれる機会がない村民がおられるということで、村としては避難当初から広報、お知らせ板、ホームページに追加をしまして、タブレットの配布なども行って、村の情報が幅広くといいますか、村の中にいなくてもなるべく受け取れるような環境づくりを進めてきたところでございます。

その中で、タブレット事業の終期が国から示されたものですから、それにかわる事業はないかということで、今般スマートフォンで村の情報を見られる仕組みを構築してまいったところでございます。

ただ、現在、平成30年度の予算にも上げておりますが、まだタブレットをご利用されている方が900名ほどいらっしゃるということでありまして、今時点で直ちにこれを切ってしまうのはちょっと申しわけないということもございまして、平成30年度も引き続き予算をとらせていただいて、現在ドコモのほうとこの事業の継続をどのように進めていけばいいかというようなことを協議しているところでございます。こちらがもし決まればまた改めて議会にお示しするときもあらうかと思っております。

そういったこともありまして、またタブレットが使える方、使いたないタブレットをお持ちの方についてはイイタネちゃんアプリよりもタブレットのほうを使いやすいということで、なかなかイイタネちゃんアプリのほうに移行が進んでいないのかというふうに思われるところでございます。タブレットが今後どうなるかわかりませんが、その辺の意向等を踏まえて、イイタネちゃんアプリの利用者もどんどんふえてくるかというふうに思っております。

また、佐藤委員からご指摘がありましたとおり、新しいタブレットではなくてスマホでとれる情報なども内部で検討しながら積極的に入れることで、利用者増を目指してまい

りたいと考えております。

委員（佐藤健太君） アプリとタブレットがちょっとごっちゃになっている感じもありましたが、このアプリの事業、先般の一般質問でもご回答いただきましたことで、この避難生活の支援であったり国の支援という形で今予算がついているわけですが、これが縮小するに当たって、これを見直しかけて縮小していくという動きになるというご回答だったんですけれども、こうなっていくという流れの中では、これはなくすわけにはまだない部分でもあります。議会のほうでも今年度の予算で議会の中継なんかも入れるということで拡充をしていくわけで、今後このICTという部分を縮小していくというのは余り時代の流れには合っていないのかという感じもしますし、このアプリ、もし国の予算でできなくなっていくとすればどういった形に集約をしていくつもりなのかということをお聞かせ願います。

総務課長（愛澤伸一君） 今ほどご説明を申し上げましたが、村の広報体制につきましては、月1回の広報誌と月2回のお知らせ板、それに村のホームページということでずっと進めてまいったところでございます。この震災に伴う避難中の対策として、なかなか村の情報に接する機会のない方が出ないようにということで、なるべく幅広い情報アクセスの方策をとってきたところでございます。

いずれもこの震災に伴う国の財源がこちらには充てられておりまして、イイタネちゃんアプリの開発、運用についても国からお金が入ってきているところで、平成30年度につきましてもこのICT事業という形で入っておりますが、国から3,000万円ほどお金が入っているということでございます。

こういった多額の金額が今度なくなれば、村単独の中でどこまでこれを継続していけるかというのは非常に難しい問題だろうと思っておりまして、今後この財源の推移も見ながら、また村民の皆様のご要望等も聞きながら、いつまで、どのような形でこういった情報提供の形を続けていけるのか、あるいは形を変えて、別の形で情報提供を継続していくのか、今後も引き続き検討させていただきたいと思います。

委員（佐藤健太君） 今後も続けていくならば、3,000万円という非常に大きな金額でありますので、これ、恐らく細かく内容を精査したり、いろいろないいコンテンツがありまして、恐らくこの金額まではかからないと思いますし、もしかしたら桁が違うぐらいの金額で何とか収まる可能性もありますので、そういったところの場所を探すというか、そういうところも含めてだし、あと情報発信という部分で、やはり紙ベースの部分が、もちろん年配の方たちは紙で見るとというのが一番信頼性があって見るわけですが、新しい世代はまたなかなか紙だと1回見て終わってしまったりとかなかなか目が届かなかったりとかっていう部分で、常に自分たちの手元にある端末で見るということになれているわけで、こういった形で情報をどんどん受け取りやすくしていくという部分で、村内にいれば役場に来て聞かされたりとかするんですけれども、村外にいるとなかなか村の情報を仕入れることが、紙ベース以上の部分は仕入れることができない部分がありますので、紙の情報とやはりこういうデジタルデータの情報って情報量が全然違いますので、もっともっと広く活用できるかというふうに考えていますし、このイイタネちゃん

アプリの今後の運用という形で、情報発信ももっと戦略的にするのに、やはり情報発信の課まではいかないですけれども、例えば専門的なところでチームを組んで何回も調査をしたり、発信する情報はどういうふうにするのかということも検討を重ねていくべきではないかと思います。

総務課長（愛澤伸一君） お話の趣旨は十分承ったところでございます。要は、行政は十分理解するところございまして、あとはその費用と、今の話ですと人的な配置ということもでございます。限られた職員の中で、限られた財源の中でどれだけ対応していけるのかということをも十分内部で検討しながら、またご指導いただきましたように安い商品もあるやに聞きましたので、そういったところの研究も進めながら対応してまいりたいと思います。

委員（長正利一君） 私のほうから1点だけ、要望を含めてご質問させていただきたいと思います。

ナンバー5の資料の9ページです。

平成30年度の最重点事項で、移住定住交流事業の中のナンバー3です。飯舘村情報発信冊子作成事業ということで、新規で1,000万円、陽はまた昇る基金から予定がありますけれども、この1万部という数字が妥当なのか。1万部の配布予定、ちょっとお聞かせ願います。

総務課長（愛澤伸一君） 情報発信冊子についてのご質問でございます。

1,000万円の予算で1万部でございますので1冊当たり1,000円ぐらいかと思っておりますが、前回の全協でもお示ししました、今回の村としての移住定住交流事業に対するさまざまな事業を網羅した情報誌を現在考えてございます。

配布先でございますが、関係者ということでありましょうけれども、例えば、想定でございますが、ふるさと納税をしていただいた方とか、あるいは県の東京事務所をお願いをするとか、あとは職員が、担当職員を配置するということもございますので、それぞれ各出先に行ってパンフレットを置いてもらうお願いをしてくるとか、いろいろ手立てはあろうかと思っています。まだ、今のところこの1万部をどこに何部というところまで細かく決めているところではございません。

委員（長正利一君） この1万部が妥当なのか、多いのか少ないのかは別にしまして、私が申し上げているのは、やはりこれから帰村、多くの帰村者を望んでいますけれども、村として移住定住にも力を入れて飯舘村の人口をふやしていくんだということで、大変私もいい企画なのかというふうに賛同しますけれども、やはりこういう生き残りをかける事業については、やはりみんなで丸となってこの飯舘村をこれからつくっていくんだということで、限られた職員、限られた財政の中で大変難しい点もあろうかと思っておりますけれども、やはりそんなことで、これからの飯舘村を考えたときには、ぜひともこの1万部つくったのはいいが、例えば余って倉庫に入ってしまったというようなことがないように。

あと、そういう点も含めて、最終的にこの95億円の予算については、やはりみんなでできるだけ生きた村づくりに頑張っていただきたい。できるだけ、予算ありきではなくて、

やはり村民のため、そして村を残すためにひとつ、役場の職員もひとつ頑張ってお願ひしたいと思っています。

私も初めてこの予算委員会に出ましたけれども、初めて幹部職員も含めて対等に見ますと、長時間にわたって本当にご苦労さまと思いますけれども、見方が悪いかどうかわかりませんけれども、それは私の課ではないとか、関係ないと、私の目が悪いかどうかわかりませんけれども、やはりみんなでこういう場に参加をするんだという意識づけも私も期待したいというふうに、よろしくお願いいたします。

以上です。

総務課長（愛澤伸一君） 職員に対する激励と受け取らせていただいて、職員一同一生懸命対応してまいります。

委員（佐藤八郎君） きノウ、きョウト説明をいただいたんですけれども、スクールバスの交通安全の考えと、非常に値段的に、さらには場所によって集中したりっていうことで心配が絶えないんですけれども、安全対策の取り組み、枠組みの周知、どのようにされていくのか。

教育長（中井田 榮君） きノウからきョウトにわたってスクールバスの運行につきましましてはご心配をおかけしているところでありますけれども、きノウからご答弁していますように、このスクールバスの運行につきましても保護者会を何回かやらせていただいて、そして実際に話に入らせていただいて、この時間でどうなのかというようなことも含めて話し合いをし、かなり大分いびられたという、スクールバスとの協議のときのきつと映像だと思えますけれども、それも事前にスクールバスの運転手、さらに調査も入って協議をした中でこの構想をつくらせていただいたところです。

とにかく、何回も申し上げておりますけれども、とりあえずはこれでまずはスタートさせていただいて、ふぐあいが出れば早急にまた検討して安全運行に努めたいと考えておりますのでご理解をいただきたいということと、さらに安全につきましましては、今まで助手のお願いをしてやっていたわけでありまして、来年度に向けましても4名の方の助手も引き続き継続で雇用させていただいて、そして安全運転に努めてまいりたいと考えておりますので、あわせてご理解をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 人事院の懲戒処分などの基準を見ると、これは正職員と立場でいろいろあるのかもしれませんが、スクールバス関係も含め、職員の処分云々についてはどういうふうに。あつてはならないことではあるんですけれども、あつた場合はどういうふうになっていくのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 職員の懲戒処分については村に懲戒処分の審査会という組織がありまして、その中で案件があれば審査をして、その相手方に処分の通知をする際に、それを受けながら最終的に処分の内容が決定するということになっております。

委員（佐藤八郎君） 懲戒処分、いろいろ自治体によっても違う部分はあるんでしょうけれども、飯舘村でどうかわかりませんけれども。

村長がこの3年で2回人身事故を起こして、去る20日の事故は、運転していた少年は左足骨折の重傷、同乗していた別の少年は顔面打撲の軽傷を負ったということであります

けれども、これは村長がうっかりしたのかどうか知りませんが、このスクールバスも含めて公務員の交通安全の考え方っていろいろあると思うんですけれども、村長みずからは、今回の予算にも何もないんですけれども、どの程度までのことは人事院でいう懲戒処分などの観点になっているのか。

いろいろな各市町村のデータを見るといろいろなんですけれども、飯舘村ではどういうふうに対応されるのか。

副村長（門馬伸市君） 特別職と一般職では違います。私が申し上げましたのは、一般職員にかかわる事案が出た場合の話を私させていただきましたが、特別職の場合はいろいろ処分の内容も違ってくると思いますが、例えば減額報酬とかという、よその自治体の特別職についてはそのような事案になっております。一般職は、村の懲戒処分審査会の中で検討して、相手の言い分も聞きながら処分の内容を示すと。

内容はいろいろあります。汚職であるとか、交通事故、飲酒運転、あるいは事務の執行に著しく不手際があったり、案件は多岐にわたっておりますので、その案件ごとによその自治体あるいは国家公務員、県の職員の処分の内容に照らして公平公正に処分をするという形になっております。

委員（佐藤八郎君） 事故を起こす気で起こす人はいないんですけれども、村長が実際やられたように、人身事故になれば行政処分と刑事処分と民事処分ということがありますけれども、この職員やらスクールバスの職員とかを含めて全体で、それぞれ今おっしゃるところがあったように特別職と一般職も違うし、スクールバスの運転手の方はどこに当たるようになるんですか。

副村長（門馬伸市君） 基本的にスクールバスは委託しております。職員という形で雇っているわけではありません。ですので、例えば重過失みたいな形で事故を起こした場合業務委託を停止する、あるいは次の年から業務委託をしないと、いろいろな方法があると思いますが、今までのところで過去の例を見ても、スクールバスの運転で重大事故を起こして業務停止といいますか業務委託をしないという例はなかったかと思いますが、そういう事案があれば、業務委託という契約の中で取り消しとか、何か月か停止するとか、そういう形になると思います。

懲戒処分という、業務委託契約の件で処分という形ではない、契約の案件で停止かあるいは継続しないかとかっていうのは出てくるのかと思います。

委員（佐藤八郎君） では、大変いろいろな方法、今先ほど論議したように、職員は相当な動きの中で、相当ないろいろなストレスやら通勤もしながらやれているので、その中で、村長と同じような、ちょっと疲れやいろいろたまったときに起こすような事故というのがあるんですけれども、そういう意味では今度の村長のこの3年に2回にわたる事故はどういうふうに私どもは見守ればいいのかとかいうか、どういうことになっていくのか、処分そのものを含めて。

村長（菅野典雄君） 私の不注意で人身事故を起こしてしまったということ、そういう意味で大変村の復興に対して汚点といいますか、処分的な形には当然責任を十分に痛感しております。

今議会の中でそれなりの処分のところを提案させていただくことになっておりますので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。（「終わります」の声あり）

委員長（相良 弘君） その他ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第10号平成30年度飯舘村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議ありの声がありましたので、この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

（賛成者起立）

委員長（相良 弘君） 起立多数。よって、議案第10号平成30年度飯舘村一般会計予算は原案
のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号平成30年度飯舘村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号平成30年度飯舘村国民健康
保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号平成30年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号平成30年度飯舘村簡易水道
事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号平成30年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号平成30年度飯舘村農業集落
排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号平成30年度飯舘村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号平成30年度飯舘村介護保険
特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号平成30年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号平成30年度飯舘村後期高齢

者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長（相良 弘君） 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審査は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で平成30年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 4 4 分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月15日

予算審査特別委員会委員長

相良 弘